

第4章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

沿線の地域特性に関して、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果は下記に示すとおりである。対象事業実施区域を含む周辺市町村は、山梨県内で、上野原市、道志村、大月市、都留市、笛吹市、甲府市、昭和町、中央市、南アルプス市、富士川町及び早川町の7市3町1村となる。

4-1 地域特性の概要

山梨県は、本州の中央部に位置し、北は埼玉県と長野県、東は東京都と神奈川県、南は静岡県、西は長野県と静岡県に接している。河川は富士川水系、相模川水系及び多摩川水系の3つの水系で構成されており、一級河川としては、秩父多摩山系を源として甲府盆地を流れる笛吹川や荒川、南アルプス山系を源とする早川、県西部を北から南に流れる日本三大急流の一つである富士川、大菩薩嶺を源として西から東京都に流れる多摩川、富士山周辺の湖水を源として西から東に桂川が流れている。その他、富士五湖のうち西湖、本栖湖、精進湖の3湖は二級河川である。

地形は、面積の約8割が山間部であり、甲府盆地を除き、平野部が極めて少ない。東部に金峰山を中心とした2,000m級の山々が、西部には赤石山系の主峰北岳を中心に、仙丈岳、甲斐駒ヶ岳などの3,000m級の南アルプス連峰があり、北部には八ヶ岳の主峰赤岳、南部には3,776mの霊峰富士山に囲まれている。県内総面積は、約4,465km²であり、このうち約78%が森林、約4%が宅地、約6%が農用地となっている。

山梨県の気候は、東日本型（中央高原型）に属しており、太平洋沿岸や日本海沿岸に比べて降水量が少なく、夏は暑く、冬は寒いうえ、昼夜の気温差も激しい盆地特有の内陸気候を示している。甲府地方気象台の過去10年間の観測によると、年平均気温が約15℃、月別には約3℃～約27℃で変化し、1月が最も気温が低く、8月が最も気温が高くなる。年間降水量は約1,200mmであり、国内の年平均降水量に比べて少なくなっている。月別の降水量は10月が最も多く、次いで7月、8月となっている。一方、降水量が最も少ないのは2月であり、次いで12月、1月となっている。

人口は、平成22年10月末現在、約864千人であり前年と比較すると約0.4%減少している。市町村別に見ると、対象事業実施区域を含む周辺市町村では、甲府市が約193千人で最も多く、次いで南アルプス市が約73千人、笛吹市が約71千人となっており、これら3市で県内人口の約4割を占めている。

産業次別の就業者数は、第3次産業が約60%と最も多く、第2次産業が約31%、第1次産業が約9%となっている。全国平均と比べると、第1次産業及び第2次産業の就業者の割合が高く、第3次産業の就業者の割合が低くなっている。

山梨県内には、富士箱根伊豆、秩父多摩甲斐、南アルプスの3つの国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園のほか、四尾連湖、南アルプス巨摩の2つの県立自然公園が存在する。また、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域はないものの、山梨県自然環境保全条例に基づき、13地域約2,144haの自然保存地区のほか、景観保存地区、歴史景観保全地区、自然活用地区、自然記念物が指定されている。その他、種の保存法に基づき北岳キタダケソウ生育地保護区38.5haが指定されており、また、10地区2,032.2haの風致地区が指定されている。

4-2 地域特性

4-2-1 自然的状況

1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象

山梨県の気候は、寒暖の格差（日格差、年格差）の大きい内陸性高原気候区に属している。地域別に見ると甲府盆地は高温少雨型、富士山周辺は冷涼多雨型、峡南地域は高温多雨型であると特徴づけられる。

対象事業実施区域及びその周囲⁽¹⁾の気象官署である甲府地方気象台の過去10年間（平成13年～平成22年）の月別の平均気温、降水量、平均湿度、日照時間、平均風速は表4-2-1-1及び図4-2-1-1に、地域気象観測所（アメダス）の過去10年間（平成13年～平成22年）の観測結果は、表4-2-1-2～表4-2-1-4に示すとおりである。なお、上野原、八町山（富士川町）気象観測所での観測データは降水量のみになる。

甲府地方気象台の年平均気温は15.0℃であり、8月が26.8℃と最も高く、1月が2.9℃と最も低くなっている。年間降水量は1,159.6mmであり、10月が166.6mmと最も多く、2月が48.1mmと最も少なくなっている。年平均湿度は62.8%であり、7月が70.7%と最も高く、3月が51.9%と最も低くなっている。年間日照時間は2,199.2時間であり、3月が212.6時間と最も多く、6月が153.9時間と最も少なくなっている。年平均風速は2.2m/sであり、3月が2.8m/sと最も強く、10月が1.6m/sと最も弱くなっている。

また、大月、古関（甲府市）気象観測所では、甲府地方気象台と比べて、平均気温は1℃～2℃程度低く、年間降水量は大月が約1.2倍、古関が約1.4倍となっている。日照時間は、月により違いがあるが、年間日照時間は、大月、古関ともに甲府地方気象台の約8割程度となっている。平均風速についても、大月、古関ともに甲府地方気象台の半分程度の強さとなっている。

また、上野原、八町山気象観測所の年間降水量は、甲府地方気象台と比べると上野原が約1.3倍、八町山が約1.5倍程度であり、両気象観測所ともに夏から秋にかけて降水量が多くなっている。

図面集 [図-1 気象観測地点及び大気質測定地点図]

⁽¹⁾ 図面集（5万分の1）図面の範囲内で、対象事業実施区域に掛かる関係市町村が表示されている範囲。

表 4-2-1-1 気象概況（甲府地方気象台 平成 13 年～平成 22 年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温（℃）	2.9	5.1	8.5	14.0	18.5	22.4	26.0	26.8	23.4	16.9	10.6	5.4	15.0
降水量（mm）	54.8	48.1	77.7	77.4	101.2	99.2	156.6	147.4	132.4	166.6	61.3	50.3	1159.6
平均湿度（％）	55.0	53.7	51.9	56.3	62.8	68.7	70.7	68.9	69.0	70.2	66.0	59.8	62.8
日照時間（h）	202.1	186.3	212.6	205.9	188.0	153.9	164.5	194.1	156.3	161.2	176.6	197.8	2199.2
平均風速（m/s）	2.2	2.5	2.8	2.6	2.3	2.1	2.1	2.1	1.9	1.6	1.7	2.0	2.2

注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

資料：「過去の気象データ検索」（平成 23 年 6 月現在、気象庁ホームページ）

表 4-2-1-2 気象概況（大月気象観測所 平成 13 年～平成 22 年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温（℃）	1.7	3.4	6.8	12.2	16.6	20.6	24.3	24.9	21.1	15.0	9.1	3.9	13.3
降水量（mm）	68.3	40.2	80.6	83.8	126.5	117.0	178.4	184.2	199.3	213.2	76.4	53.5	1406.4
日照時間（h）	166.4	160.8	172.5	176.4	155.2	117.4	127.2	168.1	128.6	127.6	137.0	161.0	1798.1
平均風速（m/s）	1.3	1.3	1.4	1.1	0.8	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	1.0	1.3	0.9

注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

資料：「過去の気象データ検索」（平成 23 年 6 月現在、気象庁ホームページ）

表 4-2-1-3 気象概況（古閑気象観測所 平成 13 年～平成 22 年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温（℃）	0.2	2.7	5.9	11.5	15.8	19.8	23.5	24.0	20.5	14.1	8.0	2.8	12.4
降水量（mm）	75.4	64.2	122.4	126.9	144.7	144.4	172.6	204.9	214.0	238.5	98.2	72.8	1665.1
日照時間（h）	115.4	121.9	174.2	195.7	169.2	125.6	143.6	180.3	143.4	116.6	105.4	105.7	1696.9
平均風速（m/s）	1.3	1.4	1.6	1.7	1.4	1.2	1.2	1.1	1.0	1.0	1.1	1.3	1.3

注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

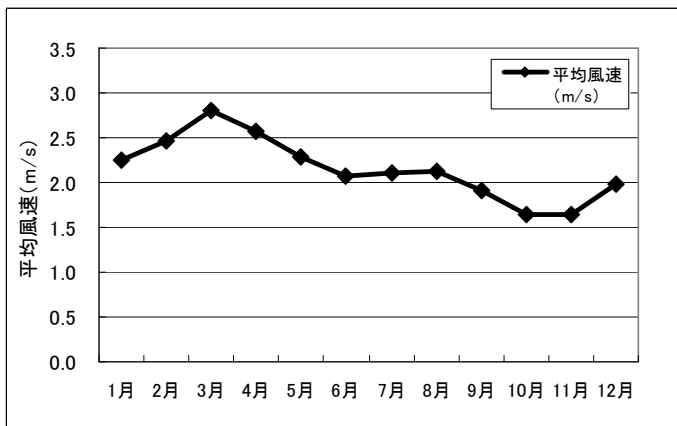
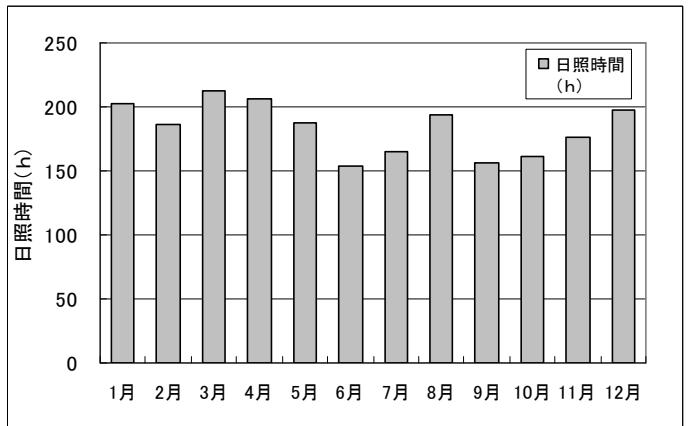
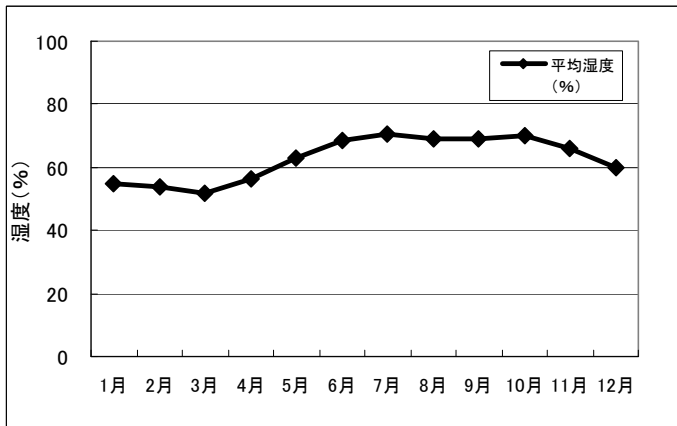
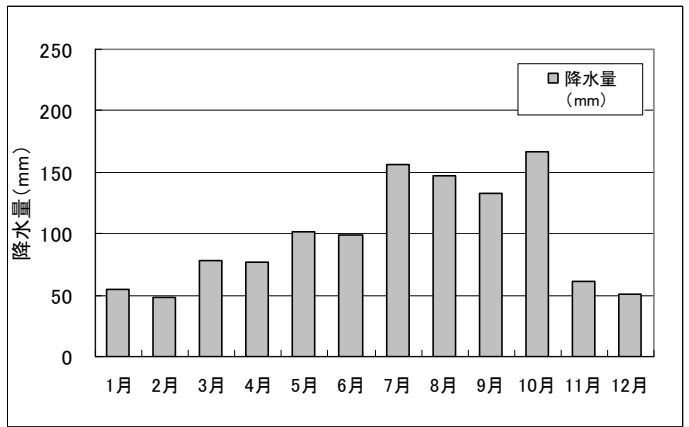
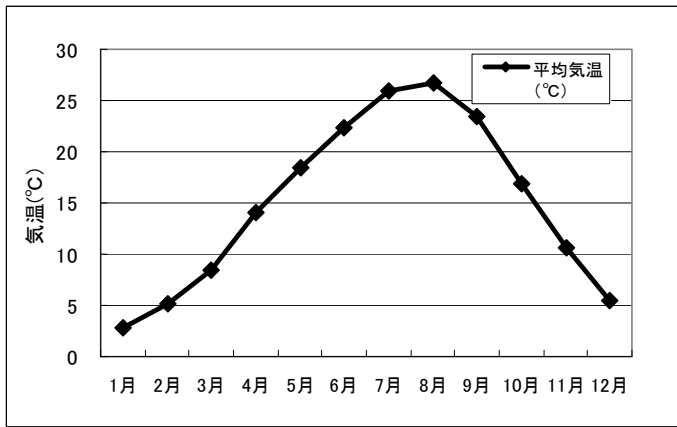
資料：「過去の気象データ検索」（平成 23 年 6 月現在、気象庁ホームページ）

表 4-2-1-4 気象概況（上野原・八町山気象観測所 平成 13 年～平成 22 年）

降水量(mm)		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
上野原市	上野原	65.3	48.7	88.8	98.7	135.5	121.0	165.1	201.4	206.7	231.6	83.4	66.2	1505.7
富士川町	八町山	60.4	75.1	113.3	131.9	161.2	154.6	235.0	210.4	208.6	235.3	91.6	75.1	1728.9

注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

資料：「過去の気象データ検索」（平成 23 年 6 月現在、気象庁ホームページ）



資料：「過去の気象データ検索」（平成23年6月現在、気象庁ホームページ）

図 4-2-1-1 気象概況（甲府地方気象台 平成13年～平成22年）

(2)大気質

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの測定結果と経年変化は、表 4-2-1-5～表 4-2-1-8 及び図 4-2-1-2～図 4-2-1-5 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周囲の測定局は、一般環境大気測定局（一般局）のみで、自動車排出ガス測定局（自排局）は存在しない。また、対象となる測定局において一酸化炭素の測定は行われていない。

二酸化硫黄及び二酸化窒素は、5 年間ともに全測定局で環境基準を満たしている。浮遊粒子状物質は、平成 17 年に 1 測定局において環境基準を満たしていなかったが、それ以外の年には全測定局において環境基準を満たしている。光化学オキシダントは、5 年間ともに全測定局で環境基準を満たしていない。

対象事業実施区域及びその周囲の有害大気汚染物質の測定結果は、表 4-2-1-9 に示すとおりである。ベンゼン等 4 物質について、環境基準を満たしている。

対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類大気環境調査結果は、表 4-2-1-10 に示すとおりであり、環境基準を満たしている。

なお、降下ばいじんの測定は、対象事業実施区域及びその周囲では行われていない。

[図面集 \[図-1 気象観測地点及び大気質測定地点図\]](#)

表 4-2-1-5 二酸化硫黄の測定結果

(単位 ; ppm)

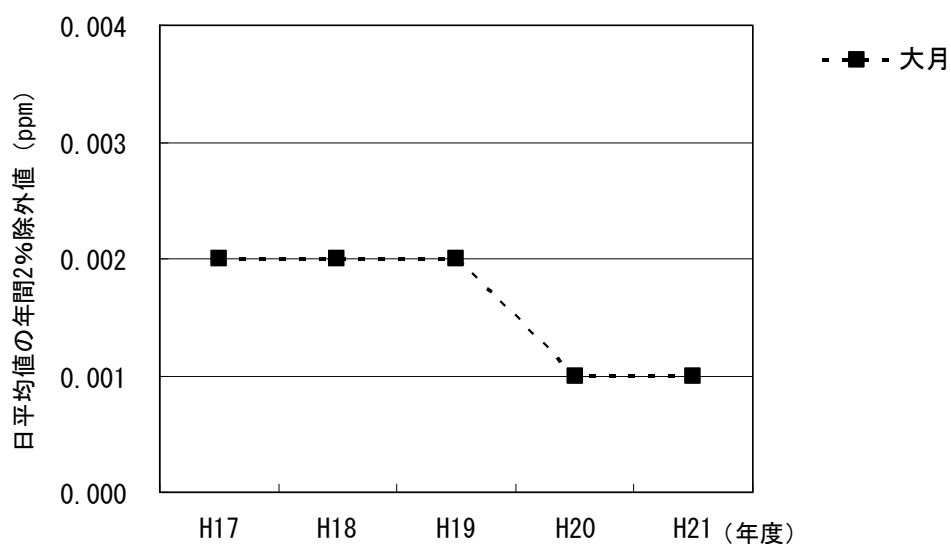
No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H17	H18	H19	H20	H21
大-1	一般局	大月市	大月 (北都留合同庁舎)	年平均値	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000
				日平均値	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
				適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の年間2%除外値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間をわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

資料：「やまなしの環境（平成22年度版）」（平成23年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

一般環境大気測定局



資料：「やまなしの環境（平成22年度版）」（平成23年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

図 4-2-1-2 二酸化硫黄の日平均値の経年変化

表 4-2-1-6 二酸化窒素の測定結果

(単位 ; ppm)

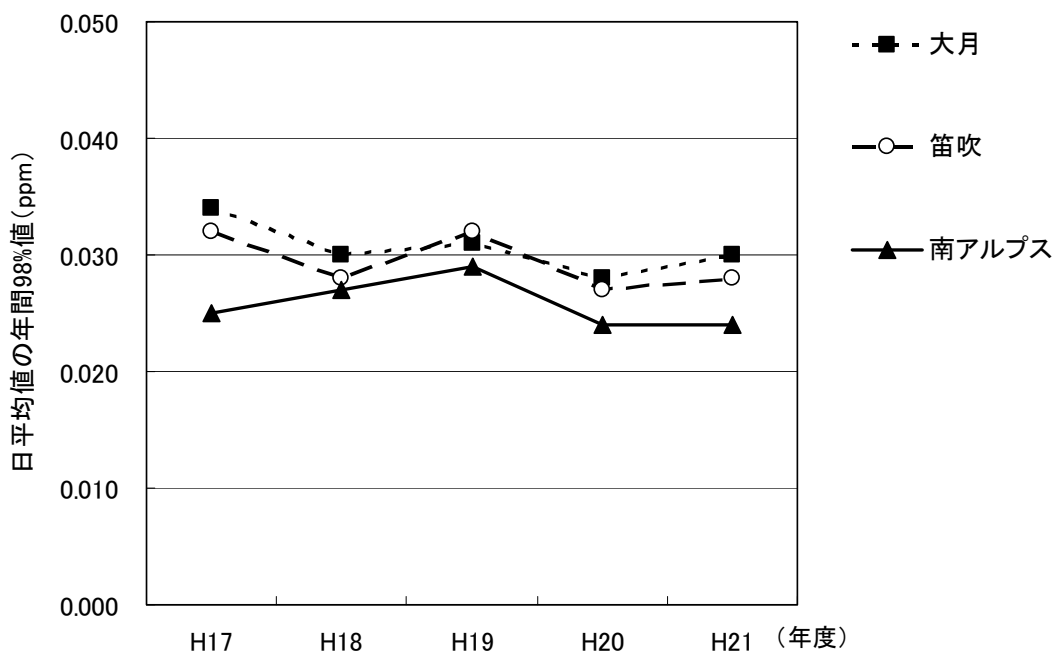
No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H17	H18	H19	H20	H21
大一 1	一般局	大月市	大月 (北都留合同庁舎)	年平均値	0.019	0.170	0.016	0.016	0.016
				日平均値	0.034	0.030	0.031	0.028	0.030
				適合状況	○	○	○	○	○
大一 2		笛吹市	笛吹 (山梨園芸高校)	年平均値	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015
				日平均値	0.032	0.028	0.032	0.027	0.028
				適合状況	○	○	○	○	○
大一 3		南アルプス市	南アルプス (若草健康センター)	年平均値	0.010	0.012	0.011	0.010	0.010
				日平均値	0.025	0.027	0.029	0.024	0.024
				適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の年間98%値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

資料：「やまなしの環境（平成 22 年度版）」（平成 23 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

一般環境大気測定局



資料：「やまなしの環境（平成 22 年度版）」（平成 23 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

図 4-2-1-3 二酸化窒素の日平均値の経年変化

表 4-2-1-7 浮遊粒子状物質の測定結果

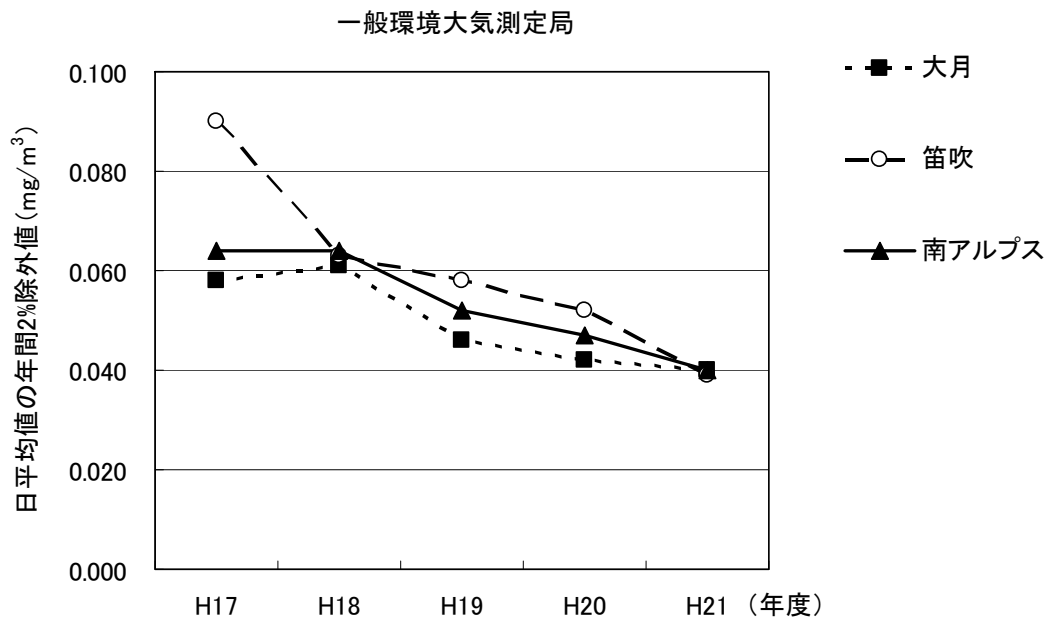
(単位 ; mg/m³)

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H17	H18	H19	H20	H21
大一1	一般局	大月市	大月 (北都留合同庁舎)	年平均値	0.021	0.021	0.017	0.017	0.016
				日平均値	0.058	0.061	0.046	0.042	0.040
				適合状況	○	○	○	○	○
大一2		笛吹市	笛吹 (山梨園芸高校)	年平均値	0.027	0.025	0.021	0.021	0.013
				日平均値	0.090	0.063	0.058	0.052	0.039
				適合状況	×	○	○	○	○
大一3		南アルプス市	南アルプス (若草健康センター)	年平均値	0.025	0.024	0.020	0.019	0.018
				日平均値	0.064	0.064	0.052	0.047	0.040
				適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の年間2%除外値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

資料：「やまなしの環境（平成22年度版）」（平成23年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）



資料：「やまなしの環境（平成22年度版）」（平成23年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

図 4-2-1-4 浮遊粒子状物質の日平均値の経年変化

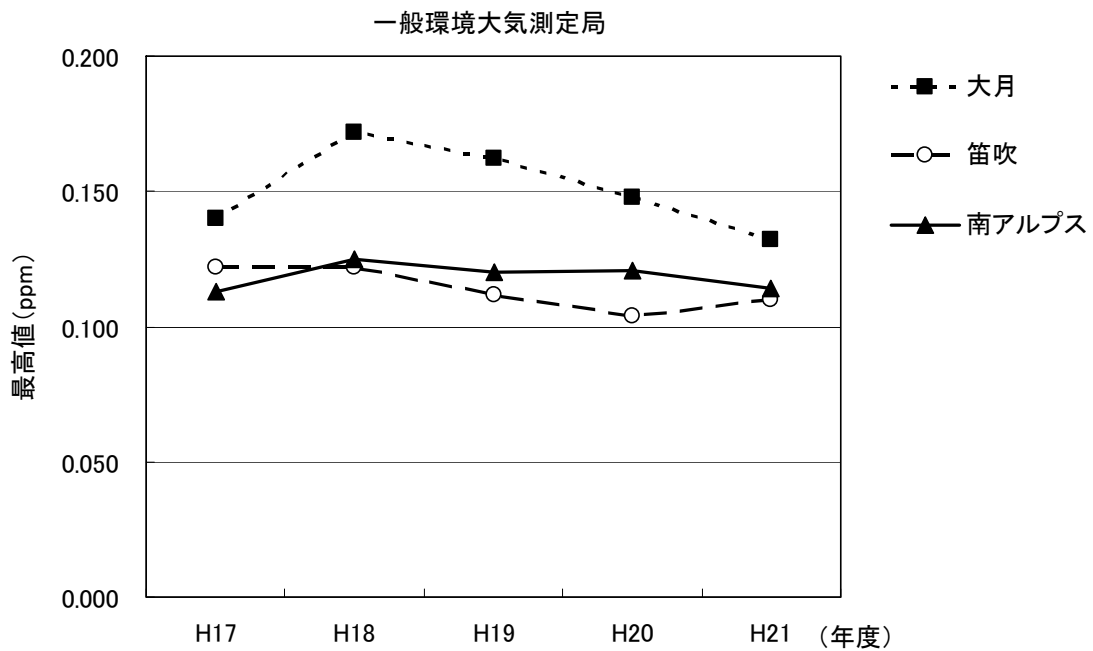
表 4-2-1-8 光化学オキシダントの測定結果

(単位 ; ppm)

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H17	H18	H19	H20	H21
大一1	一般局	大月市	大月 (北都留合同庁舎)	年平均値	0.028	0.028	0.030	0.030	0.029
				最高値	0.140	0.172	0.162	0.148	0.132
				適合状況	×	×	×	×	×
大一2		笛吹市	笛吹 (山梨園芸高校)	年平均値	0.033	0.034	0.036	0.033	0.032
				最高値	0.122	0.122	0.112	0.104	0.110
				適合状況	×	×	×	×	×
大一3		南アルプス市	南アルプス (若草健康センター)	年平均値	0.034	0.037	0.038	0.037	0.032
				最高値	0.113	0.125	0.120	0.121	0.114
				適合状況	×	×	×	×	×

注1. 適合状況は、環境基準との適合状況を示す。なお、環境基準は、1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「やまなしの環境（平成22年度版）」（平成23年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）



資料：「やまなしの環境（平成22年度版）」（平成23年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

図 4-2-1-5 光化学オキシダントの1時間最高値の経年変化

表 4-2-1-9 有害大気汚染物質の測定結果（平成 21 年度）

（単位：μg/m³）

No.	地域	測定地点	地域分類	ベンゼン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	
				環境基準 3	達成 状況	環境基準 200	達成 状況	環境基準 200	達成 状況	環境基準 150	達成 状況
大有 1	大月市	大月	一般環境	2.1	○	0.66	○	0.16	○	1.5	○

注1. 地域分類は、「一般環境」：通常、人が居住する地域で、固定発生源等の直接の影響を受けない地域
「固定発生源周辺」：通常、人が居住する地域で、工場等の固定発生源の影響を受ける地域
「沿道」：通常、人が居住する地域で、自動車排出ガスの影響を受ける地域

資料：「やまなしの環境（平成 22 年度版）」（平成 23 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

表 4-2-1-10 ダイオキシン類大気環境測定結果（平成 21 年度）

（単位：pg-TEQ/m³以下）

No.	地域	調査地点	調査結果					環境基準
			5 月	8 月	11 月	1 月	年度 平均値	
大ダ 1	甲府市	西下条公民館	0.043	0.035	0.042	0.054	0.044	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

資料：「やまなしの環境（平成 22 年度版）」（平成 23 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

イ. 大気汚染に係る環境基準等

大気汚染に係る環境基準等は、表 4-2-1-11～表 4-2-1-13 に示すとおりである。

対象事業実施区域を含む周辺市町村⁽²⁾では、窒素酸化物 (NO_x) 総量規制地域等の指定はない。

表 4-2-1-11 大気の汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)
(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)
(昭和 48 年環大企第 143 号)
(昭和 53 年環大企第 262 号)
(平成 21 年環境省告示第 33 号)

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値 (年間 2%除外値) が 0.04ppm 以下であること ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	年間 2%除外値が 10ppm 以下であること ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること	年間 2%除外値が 0.10ppm 以下であること ただし、1 日平均値が 0.10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の低い方から 98%に相当する値 (年間 98%値) が 0.06ppm 以下であること
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	年間を通じて 1 時間値が 0.06ppm 以下であること ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること	長期基準と短期基準の両者について、長期的評価を行う 長期基準は、測定結果の 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること 短期基準は、測定結果の 1 日平均値のうち、98 パーセントイル値が 35 μg/m ³ 以下であること

注1. 1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日 (24時間) のうち4時間を超える場合には評価対象としないものとする。

表 4-2-1-12 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

(平成 9 年環境省告示第 4 号)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること

表 4-2-1-13 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

(平成 11 年環境省告示第 68 号)

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

⁽²⁾ 対象事業実施区域で示されている区域が掛かる関係市町村の全域。

ウ. 苦 情

山梨県の大気汚染に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-14 に示すとおりである。苦情件数は 249 件であり、「個人（会社・事業所以外）」に起因するものが多く全体の半数以上を占めている。会社・事業所関係に限ると、「建設業」、「製造業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に起因する苦情件数が多く、それぞれ 35 件、14 件、17 件となっている。

表 4-2-1-14 大気汚染に係る発生源別苦情受理件数（平成 21 年度）

発生源	件数
農業	12
林業	1
漁業	0
鉱業	0
建設業	35
製造業	14
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	1
卸売・小売業	4
金融・保険業	0
不動産業	2
飲食店、宿泊業	4
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	17
公務（他に分類されないもの）	1
分類不能の産業	0
個人（会社・事業所以外）	141
その他（会社・事業所以外）	7
不明（会社・事業所以外）	10
合 計	249

資料：「平成 21 年度 公害苦情調査結果報告書」

（平成 23 年 6 月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ）

(3) 騒音

ア. 既存の測定結果

山梨県での自動車騒音の常時監視は、自動車騒音の影響がある道路に面する地域で、騒音に係る環境基準の達成状況等を把握するものである。騒音に係る環境基準の達成状況は、道路に面する地域について、一定地域内の住居等のうち騒音レベルが基準を超過する戸数及び超過する割合により評価（面的評価）することとされている。

対象事業実施区域及びその周囲の騒音に係る環境基準の達成状況は、表 4-2-1-15 に示すとおりである。昼夜間とも環境基準以下であったのは、全体で 4,819 戸中 3,983 戸（82.7%）となっている。

図面集 [図-2 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点図]

表 4-2-1-15(1) 自動車騒音に係る環境基準の達成状況（平成 21 年度）

No.	評価対象道路		評価対象区域 (上段) 始点 (下段) 終点	評価区間の延長 (km)	住居等戸数 (戸)	達成戸数・割合							
	(評価区間番号) 路線名	車線数				昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
			(戸)			(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	
騒自1	(1002) 一般国道 20 号	2	大月市富浜町鳥沢 大月市大月 2 丁目	5.9	916	565	61.7	121	13.2	0	0.0	230	25.1
騒自2	(1066) 一般国道 139 号	2	都留市上谷 4 丁目 大月市大月 2 丁目	5.1	870	567	65.2	54	6.2	0	0.0	249	28.6
騒自3	(1003) 一般国道 20 号	2	大月市大月 2 丁目 大月市大月町花咲	1.9	181	129	71.3	18	9.9	0	0.0	34	18.8
騒自4	(1005) 一般国道 20 号	4	笛吹市石和町四日市場 笛吹市石和町四日市場	0.2	16	8	50.0	2	12.5	0	0.0	6	37.5
騒自5	(46040) 一般県道 石和温泉停車場線	2	笛吹市石和町市部 笛吹市石和町市部	0.2	25	22	88.0	0	0.0	0	0.0	3	12.0
騒自6	(46069) 一般県道 小石和市部線	2	笛吹市石和町市部 笛吹市石和町市部	0.8	34	34	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
騒自7	(6041) 一般県道 白井河原八田線	2	笛吹市石和町市部 笛吹市石和町市部	0.2	15	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
騒自8	(4103) 主要地方道甲府中央右左口線	2	中央市中楯 中央市成島	1.6	137	136	99.3	0	0.0	0	0.0	1	0.7
騒自9	(14003) 主要地方道甲府市川三郷線	2	昭和町西条 昭和町西条	0.8	79	63	97.7	14	17.7	0	0.0	2	2.5

注1. 対象区域名については、資料図書をそのまま引用するため、合併前の旧地名で掲載している。増穂町は、平成22年に鰍沢町と合併後、富士川町となっている。

表 4-2-1-15 (2) 自動車騒音に係る環境基準の達成状況 (平成 21 年度)

No.	評価対象道路		評価対象区域 (上段) 始点 (下段) 終点	評価区 間の 延長 (km)	住居 等 戸数 (戸)	達成戸数・割合							
	(評価区間 番号) 路線名	車 線 数				昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼夜間とも 基準値超過	
			(戸)			(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	
騒自10	(14004) 主要地方道 甲府市川三郷 線	2	中央市山之神 中央市山之神	0.8	8	4	50.0	4	50.0	0	0.0	0	0.0
騒自11	(4003) 主要地方道 甲府市川三郷 線	2	中央市布施 中央市西花輪	3.5	363	359	98.9	2	0.6	0	0.0	2	0.6
騒自12	(4054) 主要地方道 韮崎南アルプ ス中央線	2	中央市白井阿原 中央市一町畑	2.2	231	206	89.2	0	0.0	0	0.0	25	10.8
騒自13	(1027) 一般国道 52 号	2	南アルプス市 小笠原 南アルプス市 六科	6.2	693	649	93.7	34	4.9	3	0.4	7	1.0
騒自14	(4053) 主要地方道 韮崎南アルプ ス中央線	2	南アルプス市 小笠原 南アルプス市 小笠原	0.3	13	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
騒自15	(4014) 主要地方道 甲府南アルプ ス線	2	南アルプス市 十五所 南アルプス市 小笠原	1.0	110	108	98.2	0	0.0	0	0.0	2	1.8
騒自16	(71026) 一般国道 52 号	2	南アルプス市 古市場 南アルプス市 小笠原	2.4	346	344	99.4	2	0.6	0	0.0	0	0.0
騒自17	(41047) 一般国道 140 号	2	南アルプス市 東南湖 富士川町青柳町	1.0	66	59	89.4	0	0.0	7	10.6	0	0.0
騒自18	(1025) 一般国道 52 号	2	富士川町最勝寺 富士川町鯉沢	4.9	716	702	98.0	0	0.0	3	0.4	11	1.5
合計				39.0	4,819	3,983	82.7	251	5.2	13	0.3	572	11.9

注1. 対象区域名については、資料図書をそのまま引用するため、合併前の旧地名で掲載している。増穂町は、平成22年に鯉沢町と合併後、富士川町となっている。

資料：「やまなしの環境（平成 22 年度版）」（平成 23 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

イ. 騒音に係る環境基準等

騒音に係る環境基準等は、表 4-2-1-16～表 4-2-1-20 に示すとおりである。なお、参考として新幹線鉄道騒音に係る環境基準を表 4-2-1-17 に示す。また、対象事業実施区域及びその周囲は、環境基準に基づく類型の指定地域及び騒音規制法に基づく規制区域に該当する。

図面集 [図-2 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点図]

表 4-2-1-16 騒音に係る環境基準

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

地域の区分及び類型		道路に面する地域以外の地域				道路に面する地域		特例
		AA	A	B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	
基準値	昼間	50dB 以下	55dB 以下	55dB 以下	60dB 以下	60dB 以下	65dB 以下	70dB 以下 * 45dB 以下
	夜間	40dB 以下	45dB 以下	45dB 以下	50dB 以下	55dB 以下	60dB 以下	65dB 以下 * 40dB 以下
該当地域		該当なし	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域			
備考		<p>1 地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</p> <p>2 時間の区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から午前 6 時まで</p> <p>3 *は屋内へ透過する騒音に係る基準(個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。)</p> <p>4 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。</p> <p>5 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。 ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は 4 車線以上の区間) ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。 ・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15 メートル ・2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20 メートル</p>						

注1. 周辺市町村のうち騒音に係る環境基準の類型の当てはめに該当する市町村は、甲府市、都留市、大月市、南アルプス市、笛吹市、上野原市、中央市、富士川町、昭和町である。

表 4-2-1-17 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（参考）

（昭和 50 年環境庁告示第 46 号）

地域の類型		基準値 (dB)
I	主として住居の用に供される地域	70 以下
II	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域	75 以下

表 4-2-1-18 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

（騒音規制法第 17 条第 1 項）
（平成 12 年総理府令第 15 号）

区域の区分		道路に面する区域		幹線交通を担う道路に近接する区域	
		昼間 6 時～22 時	夜間 22 時～6 時	昼間 6 時～22 時	夜間 22 時～6 時
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB	75dB	70dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70dB	65dB		
3	b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB		

注1. 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

注2. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ①高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- ②一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注3. 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

- ①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ②車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

区域の区分	
a 区域	第 1 種区域並びに第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	第 2 種区域から第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域を除いた地域
c 区域	第 3 種区域及び第 4 種区域

注1. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和52年山梨県告示66号）に定める第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。

注2. 第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域とは、都市計画法第8条第1項の規定により定められた地域をいう。

注3. 周辺市町村のうち騒音規制法の指定地域に該当する市町村は、甲府市、都留市、大月市、南アルプス市、笛吹市、上野原市、中央市、早川町、富士川町、昭和町、道志村である。

表 4-2-1-19 特定施設に係る騒音の規制基準

(騒音規制法第3条、4条)
(昭和52年山梨県告示第66号)

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時から 午後7時まで	朝、夕 午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50dB	45dB	40dB
第2種区域	55dB	50dB	45dB
第3種区域	65dB	60dB	50dB
第4種区域	70dB	65dB	60dB

- 注1. 第1種区域：特に静穏の保持を必要とする区域
 第2種区域：静穏の保持を必要とする区域
 第3種区域：騒音の発生を防止する必要がある区域
 第4種区域：著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
- 注2. ただし、表に掲げる第2種、第3種又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における当該基準は、上記の表に掲げる当該値から5デシベルを減じた値とする。

表 4-2-1-20 特定建設作業に係る騒音の規制基準

(騒音規制法第15条)
(昭和43年厚生省)
(建設省告示第1号)
(昭和52年山梨県告示第67号)

規制種別	区域の区分	規制基準
音量の基準	第1号区域 第2号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で85dB以下
作業時刻に関する基準	第1号区域 第2号区域	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業により発生しないこと 午後10時から翌日の午前6時までの間の作業により発生しないこと
1日当たり作業時間に関する基準	第1号区域 第2号区域	10時間を超えて行なわないこと（開始日に終了する場合を除く） 14時間を超えて行なわないこと（開始日に終了する場合を除く）
作業時間に関する基準	第1号区域 第2号区域	連続して6日を超えないこと
日曜休日に関する基準	第1号区域 第2号区域	日曜休日に行なわないこと
勧告・命令の内容	第1号区域 第2号区域	作業時間を10時間未満4時間以上に短縮させることができる 作業時間を14時間未満4時間以上に短縮させることができる

- 注1. 区域の区分
 第1号区域：①特定施設の規制基準で定める第1種、第2種、第3種区域
 ②第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域
 第2号区域：規制地域のうち第1号区域以外の区域
- 注2. 例外措置
 災害その他の非常事態、人の生命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。
- 注3. 勧告・命令は、特定建設作業の騒音が音量基準値を超えている場合、騒音の防止措置のみならず、作業時間の短縮を命ずることができる。

ウ. 苦 情

山梨県の騒音に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-21 に示すとおりである。苦情件数は 57 件であり、会社・事業所に起因するものが多く全体の約 7 割を占め、そのうち「製造業」、「建設業」に起因する苦情件数が多く、それぞれ 14 件、7 件となっている。

表 4-2-1-21 騒音に係る発生源別苦情受理件数（平成 21 年度）

発生源	件数
農業	2
林業	1
漁業	0
鉱業	0
建設業	7
製造業	14
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	3
卸売・小売業	4
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	2
医療、福祉	0
教育、学習支援業	2
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	6
公務（他に分類されないもの）	0
分類不能の産業	1
個人（会社・事業所以外）	10
その他（会社・事業所以外）	3
不明（会社・事業所以外）	2
合 計	57

資料：「平成 21 年度 公害苦情調査結果報告書」

（平成 23 年 6 月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ）

(4) 振 動

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲で振動に関する調査は行われていない。

イ. 振動に係る規制基準等

振動に係る規制基準等は、表 4-2-1-22～表 4-2-1-24 に示すとおりである。なお、参考として新幹線鉄道振動に係る指針値を表 4-2-1-25 に示す。また、対象事業実施区域及びその周囲は、振動規制法に基づく規制区域に該当する。

図面集 [図-3 振動に係る規制基準の区域指定の状況図]

表 4-2-1-22 特定施設に係る振動の規制基準

(騒音規制法第 3 条、4 条)
(昭和 54 年山梨県告示第 100 号)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第 1 種区域	60dB	55dB
第 2 種区域	65dB	60dB

注1. 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域、及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域、及び工業等の用に供されている区域であつて著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注2. ただし、区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における当該基準は、上記の表に掲げる当該値から5デシベルを減じた値とする。

表 4-2-1-23 特定建設作業に係る振動の規制基準

(振動規制法第 15 条)
(法施行規則第 11 条別表第 1)
(昭和 54 年山梨県告示第 101 号)

規制種別	区域の区分	規制基準
振動の基準	第 1 号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で 75dB 以下
	第 2 号区域	
作業時刻に関する基準	第 1 号区域	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで間の作業により発生しないこと
	第 2 号区域	午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間の作業により発生しないこと
1 日当たり作業の 作業時間に関する基準	第 1 号区域	10 時間を超えて行わないこと (開始日に終了する場合を除く)
	第 2 号区域	14 時間を超えて行わないこと (開始日に終了する場合を除く)
作業期間に関する基準	第 1 号区域 第 2 号区域	連続して 6 日を超えないこと
日曜休日に関する基準	第 1 号区域 第 2 号区域	日曜休日に行わないこと

注1. 区域の区分

第1号区域：①規制図面中、緑色又は黄色に色分けした区域

②規制図面中、赤色に色分けした区のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域

第2号区域：規制地域のうち第1号区域以外の区域

注2. 例外措置

災害その他の非常事態、人の生命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。

表 4-2-1-24 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

(振動規制法第 16 条第 1 項)
(法施行規則別表第 2)
(昭和 54 年山梨県告示第 102 号)

区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

- 注1. 区域の区分は特定施設に係る規制基準の区分に準ずる。
注2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
注3. 振動レベルは、5秒間隔100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端値とする。

表 4-2-1-25 新幹線鉄道振動に係る指針値（参考）

(昭和 51 年環大特第 32 号)

指針	70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
----	--

ウ. 苦 情

山梨県の振動に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-26 に示すとおりである。苦情件数は 6 件であり、「建設業」が 3 件で、他に「公務（他に分類されないもの）」、「個人（会社・事業所以外）」、「不明（会社・事業所以外）」がそれぞれ 1 件となっている。

表 4-2-1-26 振動に係る発生源別苦情受理件数（平成 21 年度）

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	3
製造業	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	0
卸売・小売業	0
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	0
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	0
公務（他に分類されないもの）	1
分類不能の産業	0
個人（会社・事業所以外）	1
その他（会社・事業所以外）	0
不明（会社・事業所以外）	1
合 計	6

資料：「平成 21 年度 公害苦情調査結果報告書」

(平成 23 年 6 月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ)

(5) 悪 臭

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲で悪臭に関する調査は行われていない。

イ. 悪臭に係る規制基準等

悪臭に係る規制基準は、表 4-2-1-27 に示すとおりである。山梨県では、平成 17 年 2 月に悪臭の程度を人の嗅覚を用いて測定する嗅覚測定法を取り入れた臭気指数規制を導入し、現在 24 市町村に規制区域を指定して悪臭対策の推進に努めている。また、近年、増加傾向が見られるゴミ処理や飲食物の調理、ペットの飼育等、家庭生活に伴う悪臭苦情を防止するため、悪臭対策の基本的な考え方や発生源別の対策方法をまとめた「生活型悪臭対策指導指針」を平成 9 年に策定し、生活型悪臭苦情の未然防止を図ることにより生活環境の保全に努めている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲は、悪臭防止法に基づく規制区域に該当する。

表 4-2-1-27 悪臭防止法に基づく臭気指数規制

(悪臭防止法第 4 条、令 1 条、規則第 1~4 条)

(平成 16 年山梨県告示 496 号)

区分	A 区域	B 区域	C 区域
規制基準 (臭気指数)	13	15	17

注1. 規制地域内において、悪臭を発生する全ての事業場が規制対象。

①境界敷地境界線上における規制基準 (1号基準)

②気体排出口の規制基準 (2号基準)

①の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則 (昭和四十七年総理府令第三十九号。以下「規則」という。) 第六条の二に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数。

③排水水における規制基準 (3号基準)

①の規制基準を基礎として、規制第六条の三に定める方法により算出した臭気指数。

注2. A区域：主に居住地域など、これらに相当する地域に準ずる地域

B区域：準工業地域、商業地域など、これらに相当する地域に準ずる地域

C区域：工業地域など、悪臭に対して順応の見られる地域に準ずる地域

ウ. 苦 情

山梨県の悪臭に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-28 に示すとおりである。苦情件数は 120 件であり、会社・事業所以外に起因するものが多く全体の半数以上を占め、そのうち「個人（会社・事業所以外）」が 53 件、「不明（会社・事業所以外）」が 15 件となっている。

表 4-2-1-28 悪臭に係る発生源別苦情受理件数（平成 21 年度）

発生源	件数
農業	9
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	4
製造業	5
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	0
卸売・小売業	1
金融・保険業	0
不動産業	2
飲食店、宿泊業	9
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	1
サービス業（他に分類されないもの）	11
公務（他に分類されないもの）	3
分類不能の産業	0
個人（会社・事業所以外）	53
その他（会社・事業所以外）	7
不明（会社・事業所以外）	15
合 計	120

資料：「平成 21 年度 公害苦情調査結果報告書」

（平成 23 年 6 月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ）

2) 水象、水質（公共用水域・地下水）、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水 象

対象事業実施区域及びその周囲の主要な水系としては相模川水系、富士川水系が存在する。

相模川水系は流域面積 1,680km²（うち山梨県分 978km²）であり、富士山周辺の湖水に源を発し、桂川を中心に笹子川など大小 87 本の河川が合流し、神奈川県に至り相模川となっている。

富士川水系は日本三大急流に数えられ、流域面積 3,990km²（うち山梨県分 3,115km²）であり、釜無川本谷を源とする富士川は山梨県甲府盆地を流下し、笛吹川、荒川、塩川をはじめ、南アルプス山系を源とする早川等の大小 504 本の河川が合流し、南下して伊豆半島西側で駿河湾に注いでいる。

対象事業実施区域及びその周囲の河川の流量観測結果は、表 4-2-1-29 に示すとおりである。

図面集 [図-4 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図]

表 4-2-1-29 流量観測結果

No.	水系	河川名	地点名	測定年	日間平均値 (m ³ /sec)
					平均値
水流 1	富士川	笛吹川	石和	2008	9.39
水流 2		笛吹川	桃林橋	2008	18.64
水流 3		釜無川	浅原橋	2008	13.97
水流 4		富士川	清水端	2008	69.18

資料：「国土交通省水文水質データベース」（平成 23 年 6 月現在、国土交通省河川局ホームページ）

(2) 水質（公共用水域・地下水）

ア. 既存の測定結果

7) 公共用水域

対象事業実施区域及びその周囲の生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果は表 4-2-1-30 に、人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果は表 4-2-1-31 に、ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）調査結果は表 4-2-1-32 に示すとおりである。なお、COD（化学的酸素要求量）は環境基準が定められていないが、参考値として示す。

生活環境の保全に関する項目は、pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）について環境基準を満たしているが、大腸菌群数については満足していない。

人の健康の保護に関する項目は、各項目について環境基準を満たしている。

ダイオキシン類は、測定地点 5 地点の全てで環境基準を満たしている。

図面集 [図-4 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図]

表 4-2-1-30(1) 生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果（平成 21 年度）

No.	水生 1	水生 2	水生 3	水生 4	水生 5	
水系	相模川					
河川名	秋山川	道志川	相模川上流	朝日川	大幡川	
類型	---	---	A	A	---	
測定地点	秋山川流末	道志川流末	大月橋	落合橋	大幡川流末	
年度	21	21	21	21	21	
pH	年平均値	---	---	---	---	
	最小～最大	7.2～8.3	7.1～8.0	7.3～8.6	7.2～8.4	7.1～8.0
DO (mg/l)	年平均値	10	10	10	9.3	9.4
	最小～最大	7.8～13	8.1～12	8.2～12	7.7～12	7.4～11
BOD (mg/l)	年平均値	0.6	0.6	0.8	0.6	0.8
	最小～最大	<0.5～0.9	<0.5～0.9	<0.5～1.0	<0.5～1.0	<0.5～1.7
	75%値	0.6	0.5	0.9	0.6	0.7
COD (mg/l)	年平均値	1.3	1.1	1.5	1.0	1.4
	最小～最大	0.8～1.9	0.8～1.4	1.1～2.3	0.6～2.3	0.7～2.5
SS (mg/l)	年平均値	1	1	2	2	1
	最小～最大	<1～3	<1～2	<1～4	<1～8	<1～3
大腸菌群数 (MPN/100ml)	年平均値	2000	720	5700	4200	2100
	最小～最大	110～7900	49～2400	680～17000	34～49000	330～4900

No.	水生 6	水生 7	水生 8	水生 9	水生 10	
水系	相模川	笛吹川		笛吹川		
河川名	笹子川	笛吹川下流	笛吹川下流	平等川	濁川	
類型	A	A	A	B	C	
測定地点	西方寺橋	鵜飼橋	桃林橋	平等川流末	濁川橋	
年度	21	21	21	21	21	
pH	年平均値	---	---	---	---	
	最小～最大	7.7～8.4	7.3～7.7	7.3～7.7	7.5～8.1	7.0～8.0
DO (mg/l)	年平均値	10	8.8	8.8	9.5	7.6
	最小～最大	8.3～12	7.2～11	7.2～11	7.3～11	5.8～10
BOD (mg/l)	年平均値	1.1	1.5	1.5	1.5	3.1
	最小～最大	0.5～2.2	0.6～3.2	0.6～3.2	0.8～3.8	1.7～4.6
	75%値	1.2	1.4	1.4	1.5	3.5
COD (mg/l)	年平均値	2.7	3.7	3.7	4.1	4.8
	最小～最大	2.5～2.9	3.2～4.1	3.2～4.1	2.6～5.8	4.0～6.2
SS (mg/l)	年平均値	6	13	13	19	17
	最小～最大	2～12	4～20	4～20	4～32	7～40
大腸菌群数 (MPN/100ml)	年平均値	28000	32000	32000	8000	50000
	最小～最大	7900～79000	3300～ 130000	3300～ 130000	1100～35000	7900～ >240000

注1. 平均：日間平均値の年間平均値
75%値：日平均値の年間の75%値

表 4-2-1-30(2) 生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果（平成 21 年度）

No.	水生 11	水生 12	水生 13	水生 14	水生 15	
水系	笛吹川			富士川		
河川名	荒川下流	鎌田川	鎌田川	富士川	滝沢川	
類型	B	B	B	A	B	
測定地点	二川橋	高室橋	鎌田川流末	三郡西橋	新大橋	
年度	21	21	21	21	21	
pH	年平均値	---	---	---	---	
	最小～最大	7.5～9.3	7.3～8.1	7.5～8.2	7.6～8.8	7.4～9.8
DO (mg/l)	年平均値	11	9.4	8.8	10	11
	最小～最大	8.4～15	8.4～11	6.1～11	8.3～12	7.8～15
BOD (mg/l)	年平均値	1.1	1.4	1.7	0.9	2.6
	最小～最大	0.6～2.1	0.9～2.0	1.0～3.1	<0.5～2.4	0.7～7.0
	75%値	1.2	1.7	1.7	1.0	2.6
COD (mg/l)	年平均値	2.9	3.2	3.7	2.2	4.5
	最小～最大	2.2～4.2	2.4～4.2	2.6～4.7	1.9～2.6	2.2～9.4
SS (mg/l)	年平均値	4	8	14	13	6
	最小～最大	<1～16	2～15	4～36	2～45	2～16
大腸菌群数 (MPN/100ml)	年平均値	4500	25000	22000	20000	67000
	最小～最大	450～13000	13000～ 54000	4900～54000	490～49000	0～>240000

注1. 平均：日間平均値の年間平均値

75%値：日平均値の年間の75%値

資料：「やまなしの環境（平成 22 年度版）」（平成 23 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

表 4-2-1-31(1) 人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果（平成 21 年度）

No.		水人 1	水人 2	水人 3	水人 4	水人 5
水系		相模川				
河川名		秋山川	道志川	相模川上流	朝日川	大幡川
測定地点		秋山川流末	道志川流末	大月橋	落合橋	大幡川流末
カドミウム	(mg/l)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
全シアン	(mg/l)	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.
鉛	(mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
六価クロム	(mg/l)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
砒素	(mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
総水銀	(mg/l)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
アルキル水銀	(mg/l)	---	---	---	---	---
PCB	(mg/l)	---	---	n.d.	n.d.	---
ジクロロメタン	(mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
四塩化炭素	(mg/l)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
トリクロロエチレン	(mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
テトラクロロエチレン	(mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
チウラム	(mg/l)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
シマジン	(mg/l)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
チオベンカルブ	(mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
ベンゼン	(mg/l)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
セレン	(mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)	0.97	0.55	1.2	1.1	0.73
亜硝酸性窒素	(mg/l)	< 0.02	< 0.02	0.02	< 0.02	< 0.02
ふっ素	(mg/l)	0.05	< 0.05	0.11	0.05	0.05
ほう素	(mg/l)	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04

No.		水人 6	水人 7	水人 8	水人 9	水人 10
水系		相模川	笛吹川			
河川名		笹子川	笛吹川下流	笛吹川下流	平等川	濁川
測定地点		西方寺橋	鶴飼橋	桃林橋	平等川流末	濁川橋
カドミウム	(mg/l)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
全シアン	(mg/l)	n.d.	---	---	n.d.	n.d.
鉛	(mg/l)	< 0.005	---	< 0.005	< 0.005	< 0.005
六価クロム	(mg/l)	< 0.02	---	---	< 0.02	< 0.02
砒素	(mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.009	< 0.005
総水銀	(mg/l)	< 0.0005	---	---	< 0.0005	< 0.0005
アルキル水銀	(mg/l)	---	---	---	---	---
PCB	(mg/l)	n.d.	---	---	n.d.	n.d.
ジクロロメタン	(mg/l)	< 0.002	---	---	< 0.002	< 0.002
四塩化炭素	(mg/l)	< 0.0002	---	---	< 0.0002	< 0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	< 0.0004	---	---	< 0.0004	< 0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	< 0.002	---	---	< 0.002	< 0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	< 0.004	---	---	< 0.004	< 0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	< 0.0005	---	---	< 0.0005	< 0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	< 0.0006	---	---	< 0.0006	< 0.0006
トリクロロエチレン	(mg/l)	< 0.002	---	---	< 0.002	< 0.002
テトラクロロエチレン	(mg/l)	< 0.005	---	---	< 0.005	< 0.005
1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	< 0.0002	---	---	< 0.0002	< 0.0002
チウラム	(mg/l)	< 0.0006	---	---	< 0.0006	< 0.0006
シマジン	(mg/l)	< 0.0003	---	---	< 0.0003	< 0.0003
チオベンカルブ	(mg/l)	< 0.002	---	---	< 0.002	< 0.002
ベンゼン	(mg/l)	< 0.001	---	---	< 0.001	< 0.001
セレン	(mg/l)	< 0.002	---	---	< 0.002	< 0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/l)	0.93	1.3	2.0	1.5	1.4
亜硝酸性窒素	(mg/l)	< 0.02	0.01	0.03	0.03	0.03
ふっ素	(mg/l)	0.05	---	0.08	0.1	0.13
ほう素	(mg/l)	< 0.04	< 0.04	0.06	0.06	0.17

表 4-2-1-31(2) 人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果（平成 21 年度）

No.	水人 11	水人 12	水人 13	水人 14	水人 15
水系	笛吹川			富士川	
河川名	荒川下流	鎌田川	鎌田川	富士川	滝沢川
測定地点	二川橋	高室橋	鎌田川流末	三郡西橋	新大橋
カドミウム (mg/l)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
全シアン (mg/l)	n. d.	n. d.	n. d.	n. d.	n. d.
鉛 (mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
六価クロム (mg/l)	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
砒素 (mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
総水銀 (mg/l)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
アルキル水銀 (mg/l)	---	---	---	---	---
PCB (mg/l)	n. d.	---	n. d.	n. d.	n. d.
ジクロロメタン (mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
四塩化炭素 (mg/l)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
トリクロロエチレン (mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
テトラクロロエチレン (mg/l)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
チウラム (mg/l)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
シマジン (mg/l)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
チオベンカルブ (mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
ベンゼン (mg/l)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
セレン (mg/l)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.55	0.9	1.2	1.0	1.5
亜硝酸性窒素 (mg/l)	< 0.02	< 0.02	0.03	0.01	0.05
ふっ素 (mg/l)	0.07	0.07	0.1	0.09	0.06
ほう素 (mg/l)	0.07	0.09	0.06	0.04	0.05

資料：「やまなしの環境（平成 22 年度版）」（平成 23 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

表 4-2-1-32 ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）調査結果（平成 21 年度）

（単位：pg-TEQ/l）

No.	水域名	調査地点	調査結果	採取月日
水ダ 1	相模川上流	大月橋	0.12	平成 21 年 10 月 5 日
水ダ 2	濁川水域	濁川橋	0.45	平成 21 年 9 月 25 日
水ダ 3	鎌田川	高室橋	0.31	平成 21 年 9 月 24 日
水ダ 4	鎌田川	鎌田川流末	0.57	平成 21 年 9 月 25 日
水ダ 5	滝沢川	新大橋	0.093	平成 21 年 9 月 24 日

資料：「やまなしの環境（平成 22 年度版）」（平成 23 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

1) 地下水

対象事業実施区域及びその周囲の人の健康の保護に関する地下水水質測定結果は、表 4-2-1-33 に示すとおりであり、対象事業実施区域を含む周辺市町村では、21 地点において測定が行われている。各項目の環境基準の達成率は、上野原市で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 0.0%であったが、それ以外の項目では、全ての地点において、環境基準の達成率は 100.0%であった。

対象事業実施区域を含む周辺市町村のダイオキシン類地下水調査結果は、表 4-2-1-34 に示すとおりである。測定されている 10 地点のうち、全ての地点で環境基準を満たしている。

表 4-2-1-33(1) 人の健康の保護に関する地下水水質測定結果（平成 21 年度）

調査項目	上野原市		道志村		大月市		都留市		笛吹市		甲府市	
	環境基準達成率(%)	調査地点数	環境基準達成率(%)	調査地点数	環境基準達成率(%)	調査地点数	環境基準達成率(%)	調査地点数	環境基準達成率(%)	調査地点数	環境基準達成率(%)	調査地点数
カドミウム	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
全シアン	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
鉛	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
六価クロム	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
砒素	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
総水銀	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
アルキル水銀	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	0
PCB	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	9
ジクロロメタン	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
四塩化炭素	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
1,2-ジクロロエタン	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
1,1-ジクロロエチレン	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
シス-1,2-ジクロロエチレン	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
1,1,1-トリクロロエタン	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
1,1,2-トリクロロエタン	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
トリクロロエチレン	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
テトラクロロエチレン	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
1,3-ジクロロプロペン	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
チウラム	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
シマジン	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
チオベンカルブ	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
ベンゼン	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
セレン	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
ふっ素	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10
ほう素	100.0	1	-	-	100.0	2	100.0	3	100.0	2	100.0	10

注1. 環境基準に定める項目のうち、「塩化ビニルモノマー」の測定は行われていない。

表 4-2-1-33(2) 人の健康の保護に関する地下水水質測定結果（平成 21 年度）

調査項目	昭和町		中央市		南アルプス市		富士川町		早川町		合計	
	環境基準達成率(%)	調査地点数	環境基準達成率(%)	調査地点数	環境基準達成率(%)	調査地点数	環境基準達成率(%)	調査地点数	環境基準達成率(%)	調査地点数	環境基準達成率(%)	調査地点数
カドミウム	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
全シアン	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
鉛	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
六価クロム	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
砒素	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
総水銀	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
アルキル水銀	-	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0
PCB	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	20
ジクロロメタン	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
四塩化炭素	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
1,2-ジクロロエタン	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
1,1-ジクロロエチレン	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
シス-1,2-ジクロロエチレン	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
1,1,1-トリクロロエタン	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
1,1,2-トリクロロエタン	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
トリクロロエチレン	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
テトラクロロエチレン	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
1,3-ジクロロプロペン	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
チウラム	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
シマジン	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
チオベンカルブ	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
ベンゼン	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
セレン	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	95.2	21
ふっ素	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21
ほう素	100.0	1	-	-	100.0	2	-	-	-	-	100.0	21

注1. 環境基準に定める項目のうち、「塩化ビニルモノマー」の測定は行われていない。

資料：「やまなしの環境（平成 22 年度版）」（平成 23 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

表 4-2-1-34 ダイオキシン類地下水調査結果（平成 21 年度）

（単位：pg-TEQ/l）

No.	地域	調査地点	調査結果	採取月日
1	都留市	朝日馬場	0.059	平成 21 年 9 月 9 日
2		鹿留	0.059	平成 21 年 9 月 8 日
3	大月市	初狩町下初狩	0.056	平成 21 年 9 月 9 日
4	甲府市	大手	0.060	平成 21 年 9 月 10 日
5		高畑	0.060	平成 21 年 9 月 10 日
6		蓬沢	0.056	平成 21 年 9 月 10 日
7		下向山町	0.060	平成 21 年 9 月 10 日
8		古関町	0.056	平成 21 年 9 月 7 日
9	南アルプス市	榎原	0.056	平成 21 年 9 月 7 日
10		鮎沢	0.69	平成 21 年 9 月 7 日

資料：「やまなしの環境（平成 22 年度版）」（平成 23 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

イ. 水質汚濁に係る環境基準等

水質汚濁に係る環境基準等と類型指定の状況は、表 4-2-1-35～表 4-2-1-40 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周囲では、水質汚濁に係る環境基準について、河川の指定はあるが湖沼の指定はない。

図面集 [図-4 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図]

表 4-2-1-35 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

ア.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級、水産 1 級 水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄 に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/1 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/1 以上	-

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度浄水操作を行うもの
- 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、B-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1 以下

表 4-2-1-36 水質汚濁に係る環境基準（河川）の類型指定の状況

(昭和 48 年環境庁告示第 21 号)

(昭和 49 年山梨県告示第 153 号)

項目	利用目的の適応性	河川名(対象事業実施区域及びその周囲内)
AA 類型	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	-
A 類型	水道 2 級、水産 1 級、水浴及 び B 以下の欄に掲げるもの	相模川上流（柄杓流川合流点から相模湖大橋 （相模ダム）まで） 富士川（塩川合流点から笛吹川合流点まで） 富士川（笛吹川合流点から身延橋まで） 笛吹川下流（亀甲橋より下流） 日川（全域） 笹子川（全域） 朝日川（全域）
B 類型	水道 3 級、水産 2 級、及び C 以下の欄に掲げるもの	荒川下流（亀沢川合流より下流） 鎌田川（笛吹川右岸に合流するものの全域） 平等川（全域） 滝沢川（全域） 宮川（相模川に合流するものの全域）
C 類型	水産 3 級、工業用水 1 級、及 び D 以下の欄に掲げるもの	濁川（全域）
D 類型	工業用水 2 級、農業用水及び E 以下の欄に掲げるもの	-
E 類型	工業用水 3 級、環境保全	-

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、B-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

資料：「公共用水域水質環境基準指定類型水域」（平成 23 年 6 月現在、国立環境研究所ホームページ）
「やまなしの環境（平成 22 年度版）」（平成 23 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

表 4-2-1-37 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

(平成 9 年環境庁告示第 10 号)

項目	区分	公共用水域	地下水
カドミウム		0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
全シアン		検出されないこと	検出されないこと
鉛		0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
六価クロム		0.05mg/1 以下	0.05mg/1 以下
砒素		0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
総水銀		0.0005mg/1 以下	0.0005mg/1 以下
アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
PCB		検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン		0.02mg/1 以下	0.02mg/1 以下
四塩化炭素		0.002mg/1 以下	0.002mg/1 以下
塩化ビニルモノマー		—	0.002mg/1 以下
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/1 以下	0.004mg/1 以下
1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/1 以下	0.1mg/1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/1 以下	0.04mg/1 以下
1,1,1-トリクロロエタン		1mg/1 以下	1mg/1 以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/1 以下	0.006mg/1 以下
トリクロロエチレン		0.03mg/1 以下	0.03mg/1 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/1 以下	0.002mg/1 以下
チウラム		0.006mg/1 以下	0.006mg/1 以下
シマジン		0.003mg/1 以下	0.003mg/1 以下
チオベンカルブ		0.02mg/1 以下	0.02mg/1 以下
ベンゼン		0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
セレン		0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10mg/1 以下	10mg/1 以下
ふっ素		0.8mg/1 以下	0.8mg/1 以下
ほう素		1mg/1 以下	1mg/1 以下
1,4-ジオキサン		0.05mg/1 以下	0.05mg/1 以下

注1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2. 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

表 4-2-1-38 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質を除く）に係る環境基準

(平成 11 年環境省告示第 68 号)

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/1 以下

表 4-2-1-39 水質汚濁防止法に基づく排水基準

(昭和 46 年総理府令第 35 号)

有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/l
シアン化合物	1mg/l
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/l
鉛及びその化合物	0.1mg/l
六価クロム化合物	0.5mg/l
砒素及びその化合物	0.1mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l
トリクロロエチレン	0.3mg/l
テトラクロロエチレン	0.1mg/l
ジクロロメタン	0.2mg/l
四塩化炭素	0.02mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l
チウラム	0.06mg/l
シマジン	0.03mg/l
チオベンカルブ	0.2mg/l
ベンゼン	0.1mg/l
セレン及びその化合物	0.1mg/l
ほう素及びその化合物	10mg/l（海域以外） 230mg/l（海域）
ふっ素及びその化合物	8mg/l（海域以外） 15mg/l（海域）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/l（アンモニア性窒素×0.4＋亜硝酸性窒素＋硝酸性窒素）

注1. 「検出されないこと」とは、定量下限を下回ることをいう。

有害物質以外の項目

項目	許容限度
水素イオン濃度（pH）	5.8以上8.6以下（海域以外の公共用水域に排出されるもの） 5.0以上9.0以下（海域に排出されるもの）
生物化学的酸素要求量（BOD）	160（日間平均120）mg/l
化学的酸素要求量（COD）	160（日間平均120）mg/l
浮遊物質（SS）	200（日間平均150）mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/l
フェノール類含有量	5mg/l
銅含有量	3mg/l
亜鉛含有量	2mg/l
溶解性鉄含有量	10mg/l
溶解性マンガン含有量	10mg/l
クロム含有量	2mg/l
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120（日間平均60）mg/l
燐含有量	16（日間平均8）mg/l

表 4-2-1-40 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排出基準

(山梨県生活環境の保全に関する条例第 20 条)

有害物質に係る排出基準 (適用水域：全公共用水域)

有害物質の種類	カドミウム及び化合物	シアン化合物	有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
特定事業場	検出されないこと	1l につき 0.1mg	検出されないこと	1l につき 0.05mg	1l につき 0.05mg	新設にあつては、 1l につき 1mg 既設にあつては、 1l につき 5mg

注 1. 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

注 2. この表の数値は、排出基準を定める省令 (昭和 46 年総理府令第 35 号。以下「府令」という。) 第 2 条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

注 3. 「検出されないこと。」とは、府令第 2 条に規定する方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4. 「新設」とは、昭和 50 年 8 月 1 日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和 50 年 8 月 1 日において現に設置されている特定事業場 (同日において設置の工事を行っているものを含む。) 及び 1 の施設が水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設となった際現にその施設を設置している特定事業場 (その際特定施設の設置の工事を行っているものを含む。当該特定事業場が「新設」の特定事業場となっている場合にあつては、新設とする。) をいう。

注 5. ふっ素及びその化合物についての排出基準は、し尿処理施設を設置する特定事業場 (他の特定施設を併設するものを除く。)、畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場並びにこれら以外の特定事業場であつて、一日当たりの平均的な排水の量が 20m² 未満であるものから排出される排水については、適用しない。

ウ. 苦 情

山梨県の水質汚濁に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-41 に示すとおりである。苦情件数は 108 件であり、会社・事業所以外に起因するものが多く、「個人(会社・事業所以外)」、「その他(会社・事業所以外)」、「不明(会社・事業所以外)」を合わせて全体の約半数を占めている。会社・事業所関係に限ると、「製造業」に起因する苦情件数が最も多く、19 件となっている。

表 4-2-1-41 水質汚濁に係る発生源別苦情受理件数（平成 21 年度）

発生源	件数
農業	3
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	2
製造業	19
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	0
運輸業	0
卸売・小売業	4
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	11
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	8
公務（他に分類されないもの）	2
分類不能の産業	0
個人（会社・事業所以外）	16
その他（会社・事業所以外）	11
不明（会社・事業所以外）	31
合 計	108

資料：「平成 21 年度 公害苦情調査結果報告書」

(平成 23 年 6 月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ)

(3) 水底の底質

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）調査結果は、表 4-2-1-42 に示すとおりである。全ての地点で環境基準を満たしている。

[図面集 \[図-4 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図\]](#)

表 4-2-1-42 ダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）調査結果（平成 21 年度）

（単位：pg-TEQ/g）

No.	水域名	調査地点	調査結果	採取月日
底ダ 1	相模川上流	大月橋	0.20	平成 21 年 10 月 5 日
底ダ 2	濁川水域	濁川橋	1.5	平成 21 年 9 月 25 日
底ダ 3	鎌田川	高室橋	1.6	平成 21 年 9 月 24 日
底ダ 4	鎌田川	鎌田川流末	0.26	平成 21 年 9 月 25 日
底ダ 5	滝沢川	新大橋	0.90	平成 21 年 9 月 24 日

資料：「やまなしの環境（平成 22 年度版）」（平成 23 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

イ. 水底の底質に係る環境基準等

水底の底質に係る環境基準等は、表 4-2-1-43 及び表 4-2-1-44 に示すとおりである。

表 4-2-1-43 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質）に係る環境基準

（平成 14 年環境省告示第 46 号）

媒体	基準値
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

表 4-2-1-44 底質の処理・処分等に関する指針に係る監視基準値

（平成14年環境省告示第221号）

項目	基準値
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと

注1. 「底質の処理・処分等に関する指針について」（平成14年8月30日環管211号）において、「対策対象物質については、原則として環境基準値を監視基準値とするが、工事着手前において既に当該環境基準値を超えている水域については現状水質を悪化させないことを旨として別に定めるものとする。」とあることから、環境基準値を掲載した。

(4) 水資源

対象事業実施区域及びその周囲の漁業権の設定状況は、表 4-2-1-45 に示すとおりである。

また、対象事業実施区域を含む周辺市町村の水源地の分布状況は、表 4-2-1-46 に示すとおりである。

図面集 [図-5 内水面漁業権図]

表 4-2-1-45 内水面共同漁業権

漁業権の 公示番号	漁業の 種類	漁業の名称	漁業の時期	対象河川	関係地区
内共第二号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ(標準和名あまご)漁業 にじます漁業 いわな漁業 うなぎ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業及びこい漁業	一月一日から 十二月三十一日まで	釜無川	甲府市、韮崎市、南アルプス市、東八代郡石和町、八代町、境川村、中道町、芦川村及び豊富村、西八代郡上九一色村、三珠町及び市川大門町、南巨摩郡増穂町及び鯨沢町並びに中巨摩郡の全町村
内共第三号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ(標準和名あまご)漁業 にじます漁業 いわな漁業 うなぎ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業及びこい漁業	一月一日から 十二月三十一日まで	笛吹川	甲府市向町、和戸町、川田町、桜井町及び横根町並びに塩山市及び山梨市並びに東山梨郡の全町村並びに東八代郡石和町、御坂町及び一宮町
内共第四号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ(標準和名あまご)漁業 にじます漁業 いわな漁業 うなぎ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業及びこい漁業	一月一日から 十二月三十一日まで	富士川 (釜無川を含む)	西八代郡市川大門町、六郷町及び下部町並びに南巨摩郡増穂町、鯨沢町、中富町、身延町及び南部町
内共第五号	第五種 共同漁業	やまめ(標準和名あまご)漁業 にじます漁業 いわな漁業 うぐい漁業 あゆ漁業及びこい漁業	一月一日から 十二月三十一日まで	早川	南アルプス市芦安芦倉及び芦安安通並びに南巨摩郡中富町、早川町及び身延町
内共第八号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業 わかさぎ漁業 うなぎ漁業 うぐい漁業 おいか業 ふな漁業及びこい漁業	一月一日から 十二月三十一日まで	相模川	大月市及び北都留郡上野原町
内共第九号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業及びうぐい漁業	一月一日から 十二月三十一日まで	相模川	富士吉田市、都留市及び南都留郡西桂町
内共第十号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業及びうぐい漁業	一月一日から 十二月三十一日まで	秋山川	南都留郡秋山村
内共第十二号	第五種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業 うなぎ漁業及びうぐい漁業	一月一日から 十二月三十一日まで	道志川	南都留郡道志村

注1. 表中の関係地区名については、資料図書をそのまま記載するため、市町村合併前の旧市町村名等が掲載されている場合がある。

資料：「山梨県公報 第千四百十七号」(平成15年9月22日、山梨県)

表 4-2-1-46 水源の分布状況
(単位：箇所)

地域	箇所数
上野原市	-
道志村	-
大月市	-
都留市	4
笛吹市	22
甲府市	2
昭和町	-
中央市	4
南アルプス市	23
富士川町	-
早川町	-

資料：「水道水質データベース」(平成 23 年 6 月現在、社団法人日本水道協会ホームページ)

3) 土壌及び地盤の状況

(1) 土 壌

ア. 土壌汚染の現状

土壌汚染対策法に基づく山梨県内の指定状況は、要措置区域が2件、形質変更時要届出区域が4件である。

なお、対象事業実施区域及びその周囲の指定区域は表 4-2-1-47 に示すとおりであり、形質変更時要届出区域が2件ある。

図面集 [図-6 土壌汚染対策法に係る指定状況図]

表 4-2-1-47 土壌汚染対策法に基づく指定区域の状況

区分	指定した自治体	自治体における整理番号	指定年月日	自治体における指定番号	所在地
形質変更時要届出区域	山梨県	整-23-01	H23. 5. 23	要届出 03	都留市下谷字自済地 2440 番 1 の一部、 2440 番 2 の一部、2440 番 4 の一部 2441 番 4 の一部、2442 番 4 の一部 2453 番 2 の一部、2455 番 1 の一部
		整-23-04	H23. 6. 30	要届出 06	笛吹市八代町岡字鬼ヶ久保 789 番 1 の一部

資料：「土壌汚染対策法の指定区域」（平成 23 年 7 月現在、山梨県ホームページ）

イ. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲で土壌に係るダイオキシン類に関する調査は行われていない。

ウ. 土壌の汚染に係る環境基準等

土壌汚染に係る環境基準等は、表 4-2-1-48 及び表 4-2-1-49 に示すとおりである。

表 4-2-1-48 土壌の汚染に係る環境基準

(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1l につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1l につき 0.05mg 以下であること
砒素	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1l につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1l につき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1l につき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.04mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1l につき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1l につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1l につき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1l につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1l につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1l につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1l につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1l につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1l につき 1mg 以下であること

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

表 4-2-1-49 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

エ. 苦 情

山梨県の土壌汚染に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-50 に示すとおりである。苦情件数は4件で、「公務（他に分類されないもの）」が2件、「個人（会社・事業所以外）」と「不明（会社・事業所以外）」がそれぞれ1件となっている。

表 4-2-1-50 土壌汚染に係る発生源別苦情受理件数（平成 21 年度）

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	0
製造業	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	0
卸売・小売業	0
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	0
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	0
公務（他に分類されないもの）	2
分類不能の産業	0
個人（会社・事業所以外）	1
その他（会社・事業所以外）	0
不明（会社・事業所以外）	1
合 計	4

資料：「平成 21 年度 公害苦情調査結果報告書」

（平成 23 年 6 月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ）

(2) 地盤

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の一級水準測量の観測点は33箇所あり、各測定地点での測定結果は表4-2-1-51に示すとおりである。山梨県では、昭和49年度から釜無川、笛吹川及びJR中央線に囲まれた約80km²の地域について、甲府市酒折（酒折宮境内）に基準点を設置し、一級水準測量を行っている。その結果、調査地域全域で地盤沈下が観測され、沈下量は甲府盆地の中央部より南部の方が大きい傾向を示している。しかし、現在までのところ、年20mmを超える沈下はなく、被害を生ずるほどのものではない。

また、山梨県では平成19年度に14観測井で地下水位観測を行っている。対象事業実施区域を含む周辺市町村では表4-2-1-52に示すとおり、8観測井で測定している。各観測井の観測結果は表4-2-1-53に示すとおりである。ここ数年では著しい地下水位の低下は見られていない。

表 4-2-1-51(1) 地盤沈下の状況

(単位：mm)

No.	水準点番号	所在地	H17	H18	H19	H20	H21	最大沈下量	平均沈下量
0	基準点	甲府市酒折町 酒折宮内	-	-	-	-	-	-	-
1	020-130	甲府市和戸町 森田運送店前	-33.4 -1.4	-33.9 -0.5	-34.7 -0.8	-34.7 0	-33.7 1.0	-1.4	-0.3
2	94	甲府市川田町 サンコーレ甲運前	-96.1 -1.9	-98.5 -2.4	-99.5 -1	-100.9 -1.4	-101.2 -0.3	-2.4	-1.4
3	NO.6	笛吹市石和町窪中島 神明神社内	-73.3 -3.8	-74.4 -1.1	-74.9 -0.5	-76.8 -1.9	-76.4 0.4	-3.8	-1.4
4	NO.5	笛吹市石和町唐柏 自動車税事務所内	-100.8 -1.4	-102.7 -1.9	-103.5 -0.8	-103.4 0.1	-101.7 1.7	-1.9	-0.5
5	55-1	笛吹市石和町小石和 石和中学校内	-74.8 -2.4	-76.4 -1.6	-77.4 -1	-78.4 -1	-77.5 0.9	-2.4	-1.0
6	55-2	笛吹市石和町今井 富士見小学校内	-117.2 -2.5	-120 -2.8	-122.2 -2.2	-122.7 -0.5	-122.4 0.3	-2.8	-1.5
7	NO.4	甲府市上町 甲府市環境センター内	-256.4 -3.4	-259.2 -2.8	-261.9 -2.7	-261.1 0.8	-261.0 0.1	-3.4	-1.6
8	55-4	甲府市増坪町 熊野神社内	-86.1 -0.9	-87.1 -1	-88.7 -1.6	-86.1 2.6	-83.5 2.6	-1.6	0.3
9	NO.9	甲府市里吉三丁目 里吉合庁地下水位観測井前	-99.8 0.2	-100.9 -1.1	-102.4 -1.5	-101.1 1.3	-100.6 0.5	-1.5	-0.1
10	55-5	甲府市上阿原町 玉諸小学校内	-23.1 -1.4	-24.3 -1.2	-25.4 -1.1	-23.8 1.6	-30.1 -6.3	-6.3	-1.7
11	020-133	甲府市城東五丁目 萩原運送前	-108.2 0.7	-108.1 0.1	-109 -0.9	-108.5 0.5	-108.5 0.0	-0.9	0.1
12	55-3	甲府市落合町 機械金属工業団地事務所内	-129.5 -2.5	-133.8 -4.3	-136.1 -2.3	-137.3 -1.2	-139.1 -1.8	-4.3	-2.4

注1. - (マイナス) : 沈下を示す

上段は観測開始からの累計沈下量、下段は年度における沈下量、平均は5年間の平均を示す。

注2. 表中の所在地については、資料図書をそのまま記載するため、市町村合併前の旧市町村名等が掲載されている場合がある。

表 4-2-1-51 (2) 地盤沈下の状況

(単位：mm)

No.	水準点 番号	所在地	H17	H18	H19	H20	H21	最大 沈下量	平均 沈下量
13	NO. 3	甲府市上今井町 甲府市山城連絡所内	-145.6 -1	-147.9 -2.3	-150.6 -2.7	-149.3 1.3	-148.7 0.6	-2.7	-0.8
14	55-7	甲府市大里町 大里小学校内	-123.1 -2	-125.9 -2.8	-129.5 -3.6	-129.6 -0.1	-127.6 2.0	-3.6	-1.3
15	91-1	中巨摩郡昭和町西条 カインズホーム前	-108.6 0	-110 -1.4	-112.3 -2.3	-113.2 -0.9	-112.0 1.2	-2.3	-0.7
16	NO. 7	甲府市下石田二丁目 市営南西第二団地内	-97.5 1.2	-97.5 0	-98.7 -1.2	-98.7 0	-95.5 3.2	-1.2	0.6
17	92	甲府市高畑三丁目 住吉神社内	-33.2 1	-33.2 0	-33.8 -0.6	-33.9 -0.1	-31.0 2.9	-0.6	0.6
18	92-1	甲府市中央一丁目 甲府商工会議所前	-37.4 0.4	-37.7 -0.3	-38.1 -0.4	-37.5 0.6	-36.1 1.4	-0.4	0.3
19	55-12	中巨摩郡昭和町飯喰 JA 中巨摩東部常永支所前	-67.5 -1.4	-69.5 -2	-71.5 -2	-72.9 -1.4	再設置 -	-2.0	-1.7
20	614	甲府市貢川一丁目 中北建設事務所	-43.4 -0.4	-43.7 -0.3	-45.5 -1.8	-44.5 1	-43.7 0.8	-1.8	-0.1
21	55-6	甲府市東下条町 山城南市営住宅内	-114.4 -3.1	-116.8 -2.4	-119.1 -2.3	-119.6 -0.5	-117.6 2.0	-3.1	-1.3
22	55-9	甲府市大津町 甲府市浄化センター内	-138.4 -3.7	-139.8 -1.4	-142.9 -3.1	-144.5 -1.6	-143.4 1.1	-3.7	-1.7
23	NO. 2	中央市成島 中央市玉穂庁舎内	-164.4 -2.7	-166.2 -1.8	-168.7 -2.5	-170.5 -1.8	-167.9 2.6	-2.7	-1.2
24	55-10	中巨摩郡玉穂町一丁目畑 老人福祉センター内	-105.3 -3.9	-107.7 -2.4	-110.7 -3.0	-110.2 0.5	-107.3 2.9	-3.9	-1.2
25	55-11	中央市今福新田 チビッコ広場内	-113.4 -3.7	-115.7 -2.3	-118.7 -3.0	-120.4 -1.7	-118.0 2.4	-3.7	-1.7
26	NO. 1	中央市布施 田富小学校内	-138.6 -2.4	-140.7 -2.1	-143.6 -2.9	-143.0 0.6	-139.6 3.4	-2.9	-0.7
27	90-1	中央市山之神 山神大権現内	-105.6 -3.1	-108.4 -2.8	-112.1 -3.7	-114.4 -2.3	-113.4 1.0	-3.7	-2.2
28	55-8	中央市井之口 わかば幼稚園	-124.7 -1.3	-131.7 -7.0	-136.5 -4.8	-137.7 -1.2	-135.9 1.8	-7.0	-2.5
29	91	中巨摩郡昭和町上河東 タイヤ専門店昭和	-98.1 -1.7	-100.0 -1.9	-101.7 -1.7	-102.8 -1.1	-102.1 0.7	-1.9	-1.1
30	93	甲府市城東五丁目 中村質店向い	-26.4 0.6	-26.6 -0.2	-27.3 -0.7	-27.0 0.3	-27.2 -0.2	-0.7	0.0
31	93-1	甲府市酒折二丁目 山梨学院大学内	-53.5 0.5	-54.3 -0.8	-58.6 -4.3	-55.1 3.5	-55.1 0.0	-4.3	-0.2
32	615	甲府市寿町 寿宝公会堂横	-17.0 0.1	-17.4 -0.4	-18.1 -0.7	-17.7 0.4	-16.4 1.3	-0.7	0.1
33	6-1	中巨摩郡昭和町紙漉阿原 国母工業団地公園内	-38.3 -1.4	-41.4 -3.1	-44.5 -3.1	-46.2 -1.7	-44.3 1.9	-3.1	-1.5

注1. - (マイナス) : 沈下を示す

上段は観測開始からの累計沈下量、下段は年度における沈下量、平均は5年間の平均を示す。

注2. 表中の所在地については、資料図書をそのまま記載するため、市町村合併前の旧市町村名等が掲載されている場合がある。

資料：「やまなしの環境（平成22年度版）」（平成23年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

表 4-2-1-52 地下水位観測井所在地

No.	観測井名	所在地	深度 (m)	口径 (mm)	ストレーナー (m)
1	甲府 1 号井	甲府市里吉	130	100	112.5~ 118.0
2	甲府 2 号井	甲府市里吉	50	100	38.3~ 43.0
3	石和 1 号井	笛吹市石和町窪中島	100	50	87.0~ 97.8
4	石和 2 号井	笛吹市石和町窪中島	50	200	23.5~ 29.0
5	甲府南井	甲府市中小河原	100	250	67.9~ 84.0
6	甲府中央井	甲府市飯田	57	250	35.5~51.6
7	玉穂井	中央市成島	80	250	58.3~ 74.4
8	田富井	中央市布施	80	250	58.6~ 74.7

資料：「やまなしの環境（平成 22 年度版）」（平成 23 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

表 4-2-1-53 (1) 地下水位観測結果

(単位：m)

甲府 1	年平均	年最高	年最低
99 年度	-15.31	-13.93	-16.35
00 年度	-15.26	-13.81	-16.18
01 年度	-14.65	-13.59	-15.93
02 年度	-14.34	-13.02	-15.47
03 年度	-13.17	-11.05	-14.93
04 年度	-9.36	-6.68	-11.99
05 年度	-6.48	-5.4	-7.67
06 年度	-6.58	-5.75	-7.62
07 年度	-6.83	-5.95	-7.52
08 年度	-6.49	-5.1	-7.55
09 年度	-6.33	-6.21	-7.00

甲府 2	年平均	年最高	年最低
99 年度	-10.33	-9.66	-11.47
00 年度	-10.16	-9.43	-10.97
01 年度	-9.53	-8.63	-10.72
02 年度	-8.93	-8.13	-9.95
03 年度	-8.71	-8.08	-9.33
04 年度	-7.19	-5.64	-8.13
05 年度	-5.72	-5.38	-6.19
06 年度	-5.86	-5.24	-6.52
07 年度	-5.57	-5.21	-6.13
08 年度	-5.34	-4.62	-6.12
09 年度	-5.37	-4.62	-6.22

石和 1	年平均	年最高	年最低
99 年度	10.6	11.3	10.05
00 年度	10.59	11.3	9.6
01 年度	11.11	14.47	10.18
02 年度	10.99	12.33	10.52
03 年度	11.51	12.61	10.79
04 年度	11.33	13.3	10.34
05 年度	11.04	12.4	10.49
06 年度	11.04	11.78	10.58
07 年度	11.43	11.89	10.95
08 年度	11.54	12.03	10.94
09 年度	11.41	11.80	11.01

石和 2	年平均	年最高	年最低
99 年度	-1.72	-1.19	-2.03
00 年度	-1.64	-0.98	-1.93
01 年度	-1.63	-1.07	-1.96
02 年度	-1.63	-1.09	-1.89
03 年度	-1.54	-0.98	-1.84
04 年度	-1.53	-0.78	-1.83
05 年度	-1.69	-1.40	-1.91
06 年度	-1.69	0.00	-1.93
07 年度	-1.60	0.00	-1.88
08 年度	-1.56	-1.29	-1.77
09 年度	-1.55	-1.31	-1.76

表 4-2-1-53(2) 地下水位観測結果

(単位：m)

甲府南	年平均	年最高	年最低
99年度	-4.96	-3.41	-8.07
00年度	-4.71	-3.21	-7.19
01年度	-4.60	-3.08	-7.31
02年度	-4.51	-3.03	-7.20
03年度	-4.35	-2.94	-6.52
04年度	-4.36	-2.48	-9.49
05年度	-4.17	-2.87	-6.99
06年度	-4.27	-2.67	-6.95
07年度	-4.12	-2.83	-6.73
08年度	-3.40	-2.53	-5.73
09年度	-3.41	-2.51	-5.57

甲府中央	年平均	年最高	年最低
99年度	-2.54	-2.20	-2.74
00年度	-2.57	-1.97	-2.81
01年度	-2.55	-2.19	-2.83
02年度	-2.71	-2.33	-2.96
03年度	-2.61	-2.15	-2.91
04年度	-2.36	-1.76	-2.66
05年度	-2.54	-2.31	-3.48
06年度	-3.18	-0.77	-4.41
07年度	-3.76	-3.81	-4.66
08年度	-3.85	-2.74	-4.37
09年度	-3.80	-3.26	-4.18

玉穂	年平均	年最高	年最低
99年度	3.37	3.78	2.94
00年度	3.45	3.79	3.00
01年度	3.30	3.46	2.94
02年度	4.04	4.30	3.88
03年度	3.47	3.71	3.25
04年度	3.33	3.68	2.81
05年度	3.21	3.55	2.81
06年度	3.24	3.45	3.02
07年度	3.25	3.40	2.97
08年度	3.34	3.49	3.14
09年度	3.26	3.45	2.99

田富	年平均	年最高	年最低
99年度	4.12	4.40	3.66
00年度	4.07	4.29	3.88
01年度	4.07	4.39	3.90
02年度	3.43	3.73	3.14
03年度	4.10	4.36	3.85
04年度	4.04	4.39	2.60
05年度	4.04	4.26	3.80
06年度	4.14	4.33	3.97
07年度	4.14	4.37	3.93
08年度	4.35	4.51	2.29
09年度	4.47	4.64	4.33

資料：「やまなしの環境（平成22年度版）」（平成23年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

イ. 地盤沈下に係る対策及び規制

対象事業実施区域を含む周辺市町村では、工業用水法の指定地域は存在しない。また、建築物用地下水の採取の規制に関する法律の規制地域は存在しない。

山梨県では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護すると共に地盤沈下を未然に防止する観点から、昭和 48 年 6 月に山梨県地下水資源の保護及び採取適正化に関する要綱に基づき、採取適正化地域（第 1 種地域及び第 2 種地域）を設けている。採取適正化地域は表 4-2-1-54 に示すとおりであり、一定量以上の地下水を採取する場合の井戸設置の手続き及び技術上の基準を定めている。

表 4-2-1-54 山梨県地下水資源の保護及び採取適正化に関する要綱における指定地域

<p>第 1 種地下水採取適正化地域(14 市町村) 地下水の採取により、地下水の水位が著しく低下し、または井戸に相互干渉が著しく生じている地域及び地下水資源がきわめて乏しい地域</p>	<p>甲府市（<u>梯町及び古関町を除く全域</u>）、富士吉田市、山梨市（旧山梨市の全域）、<u>韮崎市（上の山及び旧穂坂町のうち茅ヶ岳台上の地域）</u>、北杜市（旧明野村、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町及び旧小淵沢町の全域、旧須玉町のうち旧津金村の全域、若神子新町、境の沢、仁田平、小池平及び小尾）、甲斐市（旧竜王町及び旧敷島町の全域、旧双葉町のうち竜地、大埜、団子新居、菖蒲沢、下今井、岩森及び宇津谷）、<u>笛吹市（旧芦川村を除く全域）</u>、<u>中央市（旧玉徳町及び旧田富町の全域）</u>、市川三郷町（市川大門、高田及び印沢のうち町道高田・上原線及び富士川西部広域農道以北の地域）、<u>増穂町（旧増穂町全域）</u>、<u>早川町（奈良田、西山温泉及び上湯島）</u>、<u>昭和町</u>、<u>鳴沢村</u>、<u>富士河口湖町（船津、小立及び勝山）</u></p>
<p>第 2 種地下水採取適正化地域(13 市町村) 地下水の採取により、地下水の水位が低下し、もしくは井戸に相互干渉が生じている地域又はこれらの現象が生ずるおそれのある地域及び地下水資源の乏しい地域</p>	<p>甲府市（<u>梯町及び古関町</u>）、<u>都留市</u>、<u>大月市</u>、<u>韮崎市（旧穴山村、旧中田村及び旧藤井村のうち七里岩台上の地域、上の山を除く旧韮崎町全域）</u>、<u>南アルプス市（旧八田村、旧白根町及び旧櫛形町全域）</u>、北杜市（旧須玉町のうち旧津金村の全域、若神子新町、境の沢、仁田平、小池平及び小尾を除く地域）、甲斐市（旧双葉町のうち竜地、大埜、団子新居、菖蒲沢、下今井、岩森及び宇津谷を除く地域）、<u>上野原市（旧上野原町の全域）</u>、甲州市（旧大和村を除く全域）、<u>増穂町（旧増穂町を除く全域）</u>、<u>身延町（旧身延町の全域）</u>、<u>西桂町</u>、<u>富士河口湖町（長浜）</u></p>

注1. 下線部は、対象事業実施区域を含む周辺市町を示す。

ウ. 苦情

山梨県の地盤沈下に係る発生源別苦情受理件数（平成 21 年度）は 0 件である。

4) 地形及び地質の状況

(1) 国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域等の分布

山梨県内の自然公園は、国立公園 3 箇所、国定公園 1 箇所、県立自然公園 2 箇所が指定されている。自然公園の面積は県土の 27.1%を占め、これらの自然公園は、四季を通じて多くの人々に利用され、平成 21 年には 3,994 万人が県内の自然公園を訪れている。なお、県内には自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の指定はない。

対象事業実施区域及びその周囲の国立公園、国定公園、県立自然公園の指定状況は、表 4-2-1-55 に示すとおりであり、県立自然公園が 1 箇所指定されている。

図面集 [図-7 地形及び地質の状況図]

表 4-2-1-55 自然公園等の指定状況

区分	公園名	地域	公園指定				県土面積に対する比率	摘要 (ha)	
			指定年月日	面積 (ha)	特別地域 (ha)	普通地域 (ha)			
県立自然公園	南アルプス巨摩	北杜市、南アルプス市、韮崎市、富士川町、身延町、早川町	昭和 41 年 4 月 1 日	14,841	14,841	-	3.3	第 1 種	113
								第 2 種	557
								第 3 種	14,171

資料：「やまなしの環境（平成 22 年度版）」（平成 23 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

(2) 重要な地形及び地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の「第1回自然環境保全基礎調査 山梨県のすぐれた自然図」（昭和51年、環境庁）に記載されているすぐれた地形・地質・自然現象は表4-2-1-56に、「日本の地形レッドデータブック第1集」（平成12年8月、小泉武栄・青木賢人編）及び「日本の地形レッドデータブック第2集」（平成14年3月、小泉武栄・青木賢人編）に記載されている地形・地質は表4-2-1-57に示すとおりである。これによると、対象事業実施区域及びその周囲では、甲府盆地に広がる扇状地に関する地形や断層崖、桂川や早川による渓谷等が存在する。

文化財保護法に規定する地形、地質に係る天然記念物は表4-2-1-58に示すとおりであり、国指定が1件指定されている。

図面集 [図-7 地形及び地質の状況図]

表 4-2-1-56 「山梨県のすぐれた自然」の地形・地質・自然現象

番号	地域	内容
24	上野原市	秋山村桜井の二枚貝化石
52	大月市・笛吹市	藤野木一愛川構川構造線
21	大月市	下真木の垂炭ならびに植物化石
63		桂川低位段丘
64		桂川中位段丘
65		中新世富士川統、桂川累層の模式地
66		桂川高位段丘
67	大月市・都留市	富士熔岩流
22	都留市	都留の宝鉦山
68		三ヶ峠礫岩の大露頭
84	笛吹市	更新世曾根層群の模式地
20	甲府市	上曾根の珪藻土と珪藻化石
96	富士川町	富士見山衝上断層
93	富士川町・早川町	断層
25	早川町	早川町の茂倉鉦山
26		早川町黒桂の新倉鉦山
92		糸魚川一静岡構造線
97		黒桂河内峡谷と粘板岩

注1. 表中の番号は、資料図書において使用しているものをそのまま掲載した。

資料：「第1回自然環境保全基礎調査 山梨県のすぐれた自然図」（昭和51年、環境庁）

表 4-2-1-57 「日本の地形レッドデータブック」の地形、地質

行政区分	カテゴリー	保存すべき地形	地形の特性	選定基準 (注1)	ランク (注2)	保全状況
上野原市 大月市	III(河川をつくる地形)	桂川中流部の峡谷	峡谷	②	B	指定なし
笛吹市	III(河川をつくる地形)	一宮町周辺の扇状地群	扇状地	②③	B	指定なし
笛吹市	III(河川をつくる地形) IV(気候を反映した地形)	金川扇状地と霞堤・水 害防備林	扇状地、霞堤、 水害防備林	②③	B, C	県立公園
笛吹市 甲府市 中央市	I (変動地形)	曾根丘陵の断層地形	新期断層変位 地形、活撓曲崖	②	C	指定なし
笛吹市 甲府市 中央市	I (変動地形)	曾根丘陵の新期断層変 位地形	新期断層変位 地形、撓曲、 低断層崖	②	C	指定なし
南アルプス市	I (変動地形)	市之瀬台地の断層地形	新期断層変位 地形、活撓曲崖	②	C	指定なし
南アルプス市	I (変動地形)	市之瀬台地の新期断層 変位地形	新期断層変位 地形、撓曲、 低断層崖	②	B, D	指定なし
南アルプス市	III(河川をつくる地形)	印川・坪川天井川	天井川	③	B	指定なし
南アルプス市 早川町	III(河川をつくる地形)	白鳳溪谷、早川溪谷、 雨畑溪谷	溪谷、滝、穿孔 蛇行、環流丘陵	②	B, C	国立公園 (南アルプス)
早川町	I (変動地形)	新倉の断層露頭	断層露頭	②	A	天然記念物

注1. 「行政区分」については、対象事業実施区域を含む周辺市町村のみ記載した。

注2. 選定基準

- ①：日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形
- ②：①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形
- ③：多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形
- ④：動物や植物の生息地として重要な地形

注3. ランク

- A：現在の保存状態がよく、今後もその継続が求められる地形
- B：現時点で低強度の破壊を受けている地形。今後、破壊が継続されれば消滅が危惧される
- C：現在著しく破壊されつつある地形。また、大規模開発計画などで破壊が危惧される地形
- D：重要な地形でありながら、すでに破壊されて、現存しない地形

資料：「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版-危機にある地形-」
(平成12年8月、小泉武栄・青木賢人編)
「日本の地形レッドデータブック 第2集 新装版-保存すべき地形-」
(平成14年3月、小泉武栄・青木賢人編)

表 4-2-1-58 文化財保護法の天然記念物 (地形・地質)

No.	指定別	種別	名称	指定年月日	所在地
1	国指定 天然記念物	鉱物	新倉の糸魚川-静岡構造線	平成13年 8月13日	早川町大字新倉字明川2913内1

資料：「山梨の文化財リスト(史跡・名勝・天然記念物)」(平成23年6月現在、山梨県ホームページ)

(3) 沿線地域の地形、地質

ア. 地 形

山梨県は、周囲を壮年期の山地や火山地に囲まれた内陸県であり、代表的な山地には、3,000m級の峰を有する南アルプス（赤石山脈）、2,000m級の関東山地（秩父山地）、御坂山地などが存在する。秀麗な姿で人々の目を楽しませている富士山と八ヶ岳は、新しい火山ですぐれた景観を形成している。

水系は、3つの一級水系と3つの二級水系が存在する。南アルプスを源流の北端とし、県西部を縦断し南に流れる富士川水系は日本三大急流のひとつに数えられ、流域面積は3,990km²（うち山梨県分3,115km²）となっている。相模川水系は、流域面積が1,680km²（うち山梨県分978km²）であり、山中湖を源として、深い溪谷を形成しながら県東部を東に流れる。多摩川水系は、流域面積が1,240km²（うち山梨県分257km²）で、関東山地を源流とし、県東部の豊かな森林地帯を東に流れる。西湖、精進湖及び本栖湖の3湖は二級河川で、いずれも富士山の噴火活動によりできたせき止め湖であり、流出河川を持たない閉鎖水域になっている。

また、湿地（扇状地・三角州）は、県土面積の9.8%を占め、主に甲府盆地に分布し、その大部分は扇状地性のものである。その他、低地と山地の中間に丘陵地や台地が、また河川沿いには河岸段丘が分布している。

図面集 [図-8 地形分類図]

イ. 地 質

山梨県は、東北日本と西南日本を分ける中央地溝帯の南部に位置している。最も古い地層は、中世代から新世紀古第三紀にかけ堆積した四万十層群で、南アルプスと関東山地に分布し、激しい褶曲作用を受けている。次に堆積した新生代第三紀中新世の御坂層群は、主に緑色凝灰岩類（海底火山活動により噴出した凝灰岩が海水と接触して緑色に変質したもの（グリーン・タフ））からなり、御坂山地や巨摩山地に分布している。続いて、新生代第三紀中新世から鮮新世にかけて、泥岩・砂岩・礫岩を主とした富士川層群が峡南地域に堆積した。四万十層群、御坂層群及び富士川層群は、いずれも海成層（海底で堆積した地層）で、生成後、陸化を伴う構造運動を受けたものであり、崩壊や地滑りをひき起こしやすい脆弱な地質である。

県中央部から北部にかけては、酸性深成岩類（花こう岩）が広く分布している。その貫入時期は新生代第三紀と考えられており、一部の岩体は御坂層群に接触変成作用を与えている。甲府盆地内で掘られた温泉井戸によれば、地表から800m～1,000mの深さのところで花こう閃緑岩が確認されている。

新生代第三紀の末期から第四紀にかけて、甲府盆地の北側で、水森火山、黒富士火山、八ヶ岳火山が相次いで活動した。これらの火山の噴出物は、前述の花こう閃緑岩を覆って堆積している。また、火山の休止期には砂礫層が堆積し、厚い地層を形成した。甲府盆地内も堆積物は、砂礫層が優勢で粘土層が少ないという特徴があり、甲府盆地の沈降と周辺山地の隆起という相対的な地盤運動が激しかったことを示している。これらの堆積物は、未固結から、半固結で、透水性がよく概ね深度150mまで地下水、それ以深では微温水～温水を賦存している。

図面集 [図-9 表層地質図]

(4) 鉱山の状況

対象事業実施区域及びその周囲の鉱山の分布状況は、表 4-2-1-59 に示すとおりであり、休廃止鉱山が 2 箇所存在する。

図面集 [図-10 鉱山の分布図]

表 4-2-1-59 鉱山の分布状況

種別	鉱山名	所在地	鉱種名
休廃止鉱山	宝	都留市高畑	銅
	茂倉	南巨摩郡早川町	銅・亜鉛・せっこう

資料：「関東地方土木地質図解説書」（平成 8 年 3 月、関東地方土木地質図編纂委員会）

5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物

ア. 重要な種及び注目すべき生息地の状況

ア) 野生動植物保護地区の分布

「野生動植物保護地区内訳表」（環境省）によると、山梨県には自然環境保全地域の野生動植物保護地区に指定されている地域は存在しない。

イ) 鳥獣保護区の分布

山梨県内では、39 箇所鳥獣保護区が指定されており、10 箇所において特別保護地区が指定されている。このうち、対象事業実施区域及びその周囲の指定地域は、表 4-2-1-60 に示す 9 箇所が指定されている。なお、特別保護地区は「11 三ツ峠」の 1 箇所である。

図面集 [図-11 鳥獣保護区の指定状況図]

表 4-2-1-60 対象事業実施区域及びその周囲の鳥獣保護区一覧

No.	名称	設定所在地	設定面積 (ha)	特別保護 地区面積 (ha)	期間終了年月日
11	三ツ峠鳥獣保護区	都留市及び南都留郡富士河口湖町三ツ峠一帯	715	70	平成 28 年 10 月 31 日
12	岩殿山鳥獣保護区	大月市	85	-	平成 26 年 10 月 31 日
17	県民の森鳥獣保護区	南アルプス市櫛形山一帯	995	-	平成 30 年 10 月 31 日
21	唐沢山鳥獣保護区	笛吹市御坂町唐沢山	3.79	-	平成 30 年 10 月 31 日
27	三郡橋鳥獣保護区	南アルプス市 南巨摩郡富士川町 西八代郡市川三郷町	237	-	平成 30 年 10 月 31 日
33	黒桂河内鳥獣保護区	南巨摩郡早川町	60	-	平成 25 年 10 月 31 日
34	都留いきものふれあいの里鳥獣保護区	都留市	60	-	平成 27 年 10 月 31 日
35	黒岳鳥獣保護区	笛吹市御坂町	11.7	-	平成 24 年 10 月 31 日
39	滝子山鳥獣保護区	大月市	17.8	-	平成 28 年 10 月 31 日

注1. 「No.」は、位置図に掲載されている番号をそのまま記載している。

資料：「平成 22 年度鳥獣保護区等位置図山梨県」（平成 22 年、山梨県森林環境部みどり自然課）

ウ) 重要な動物及び天然記念物としての動物の生息状況、生息環境

対象事業実施区域及びその周囲の哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類及び魚類の生息状況は、以下のとおりである。

(哺乳類)

「自然環境保全基礎調査 第6回動植物分布調査(種の多様性調査)」(平成16年、環境省)では、分布調査対象種とされた9種の中大型哺乳類(ニホンザル、タヌキ、アナグマ、ツキノワグマ・ヒグマ、キツネ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ)について、聞き取り・アンケート調査及び既存資料調査によって得られた生息情報をメッシュごとに整理している。

対象事業実施区域を含むメッシュからは、表4-2-1-61に示す8種の生息情報が得られている。このうち、カモシカが文化財保護法に基づく特別天然記念物に指定されているほか、ツキノワグマが「2005山梨県レッドデータブック」(以下「県レッド」という。)で要注目種に指定されている。

また、山梨県は国指定天然記念物「西湖蝙蝠穴及びコウモリ」(対象事業実施区域外)に代表されるように、全国でも有数のコウモリ類の生息地が存在するが、開発や林業の変化等による洞窟や樹洞等の減少や、自然林の減少により絶滅が危惧されている。このほかに、山梨県内からは、国の天然記念物に指定されているヤマネの生息が確認されている。

図面集 [図-12 主な哺乳類の分布図]

表 4-2-1-61 対象事業実施区域を含むメッシュで生息が確認された哺乳類

目名	科名	種名	選定基準			
			①	②	③	④
サル目	オナガザル科	ニホンザル				
ネコ目	クマ科	ツキノワグマ				N
	イヌ科	タヌキ				
		キツネ				
	イタチ科	アナグマ				
ウシ目	イノシシ科	イノシシ				
	シカ科	ニホンジカ				
	ウシ科	カモシカ	特天			
3目	7科	8種	1種	0種	0種	1種

注1. 選定基準は以下のとおりとする。

- ① 「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号)に定められた種(特天;特別天然記念物、天;天然記念物)
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年、法律第75号)に定める国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種
- ③ 「環境省レッドリスト」(平成19年、環境省発表)に掲載されている種
EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
- ④ 「2005山梨県レッドデータブック」(平成17年、山梨県森林環境部緑自然課)に掲載されている種
EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、LP:絶滅のおそれのある地域個体群、DD:情報不足、N:要注目種

注2. 表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料: 「自然環境保全基礎調査 第6回動植物分布調査(種の多様性調査)」(平成16年、環境省)

(鳥 類)

「日本産鳥類の繁殖分布（第2回自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査） 動物分布調査（鳥類）報告書）」（昭和56年、環境庁）は、鳥類の繁殖情報をメッシュごとに整理している。

対象事業実施区域を含むメッシュからは、表4-2-1-62に示す種の繁殖情報が得られている。このうち、ライチョウは、文化財保護法に基づく特別天然記念物、種の保存法に基づく国内希少野生動物種及び「山梨県希少野生動物の保護に関する条例」に基づき、特に保護を図る必要があると認められる「指定希少野生動物種」に指定されている。さらに、「県レッド」の絶滅危惧IA類に選定されている。

また、環境省レッドリスト記載種（以下「環境省レッド」という。）では絶滅危惧II類はサシバ、ヒクイナの2種、準絶滅危惧はハイタカの1種が確認されている。「県レッド」では、絶滅危惧IA類にライチョウ、絶滅危惧II類にハイタカ、準絶滅危惧にサシバ等4種が選定されている。

表 4-2-1-62(1) 対象事業実施区域を含むメッシュで繁殖情報が確認された鳥類

目名	科名	種名	選定基準			
			①	②	③	④
カモ目	カモ科	カルガモ				
タカ目	タカ科	トビ				
		ハイタカ			NT	VU
		ノスリ				
		サシバ			VU	NT
キジ目	ライチョウ科	ライチョウ	特天	国内		CR
	キジ科	コジュケイ				
		ヤマドリ				
		キジ				
	クイナ科	ヒクイナ			VU	DD
		バン				
チドリ目	チドリ科	コチドリ				
		イカルチドリ				
	シギ科	イソシギ				
ハト目	ハト科	キジバト				
		アオバト				
カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ				
		ツツドリ				
		ホトトギス				
アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ				DD
		アマツバメ				
ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ				
キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ				
		アカゲラ				
		コゲラ				
スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ				
	ツバメ科	ツバメ				
		イワツバメ				
	セキレイ科	キセキレイ				
		セグロセキレイ				
		ビンズイ				
	ヒヨドリ科	ヒヨドリ				
	モズ科	モズ				
	カワガラス科	カワガラス				
	ミソサザイ科	ミソサザイ				
イワヒバリ科	イワヒバリ					

表 4-2-1-62(2) 対象事業実施区域を含むメッシュで繁殖情報が確認された鳥類

目名	科名	種名	選定基準			
			①	②	③	④
スズメ目	イワヒバリ科	カヤクグリ				
	ツグミ科	コマドリ				
		コルリ				
		ルリビタキ				
		マミジロ				
		トラツグミ				NT
		クロツグミ				
		アカハラ				
	ウグイス科	ヤブサメ				
		ウグイス				
		コヨシキリ				
		オオヨシキリ				
		メボソムシクイ				
		エゾムシクイ				
		センダイムシクイ				
		キクイタダキ				
	ヒタキ科	セッカ				
		キビタキ				
		オオルリ				
	カササギヒタキ科	コサメギタキ				
		サンコウチョウ				NT
	エナガ科	エナガ				
	シジュウカラ科	コガラ				
		ヒガラ				
		ヤマガラ				
		シジュウカラ				
	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ				
	キバシリ科	キバシリ				DD
	メジロ科	メジロ				
	ホオジロ科	ホオジロ				
		ノジコ				NT
	アトリ科	カワラヒワ				
		ウソ				
		イカル				
ハタオリドリ科	スズメ					
ムクドリ科	ムクドリ					
カラス科	カケス					
	オナガ					
	ホンガラス					
	ハシボンガラス					
	ハシブトガラス					
10 目	34 科	77 種	1 種	1 種	3 種	9 種

注1. 選定基準は以下のとおりとする。

- ① 「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号)に定められた種(特天;特別天然記念物、天;天然記念物)
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年、法律第75号)に定める国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種
- ③ 「環境省レッドリスト」(平成19年、環境省発表)に掲載されている種
EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、
NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
- ④ 「2005山梨県レッドデータブック」(平成17年、山梨県森林環境部緑自然課)に掲載されている種
EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、
NT:準絶滅危惧、LP:絶滅のおそれのある地域個体群、DD:情報不足、N:要注目種

注2. ドバト及びベニスズメは外来種であり、種数等に計上していない。

注3. 表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料: 日本産鳥類の繁殖分布(第2回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査) 動物分布調査(鳥類)報告書) (昭和56年、環境庁)

(両生類・爬虫類)

「第2回自然環境保全基礎調査 山梨県動植物分布図」(昭和56年、環境庁)によると、表 4-2-1-63 に示すとおり、対象事業実施区域及びその周囲では、重要な両生類及び爬虫類として、ヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオの2種が報告されている。ヒダサンショウウオは、「環境省レッド」では準絶滅危惧に、「県レッド」では要注目種に選定されている。

また、「県レッド」によると、山梨県に生息する両生類は2目6科14種、爬虫類は2目7科15種である。このうち、両生類からは絶滅危惧II類にイモリが、準絶滅危惧にトノサマガエルが選定されている。爬虫類からは、絶滅危惧II類にニホンイシガメとシマヘビが選定されている。

絶滅危惧II類に選定されたイモリは、平地の水田では確認されず、川沿いや周辺部の小規模な水田、山地の限られた溜め池に分布し、急激に個体数、生息地とも減少している。

また、ニホンイシガメとシマヘビは宅地開発や河川改修等による生息場所や産卵場所への影響から個体数が減少したと考えられている。

図面集 [図-13 第2回自然環境保全基礎調査による動物の分布図]

表 4-2-1-63 対象事業実施区域及びその周囲で生息が確認された両生類・爬虫類

目名	科名	種名	選定基準			
			①	②	③	④
サンショウウオ目	サンショウウオ科	ヒダサンショウウオ			NT	N
		ハコネサンショウウオ				
1目	1科	2種	0種	0種	1種	1種

注1. 選定基準は以下のとおりとする。

- ① 「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号)に定められた種(特天;特別天然記念物、天;天然記念物)
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年、法律第75号)に定める国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種
- ③ 「環境省レッドリスト」(平成19年、環境省発表)に掲載されている種
EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
- ④ 「2005山梨県レッドデータブック」(平成17年、山梨県森林環境部緑自然課)に掲載されている種
EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、LP:絶滅のおそれのある地域個体群、DD:情報不足、N:要注目種

資料:「第2回自然環境保全基礎調査 山梨県動植物分布図」(昭和56年、環境庁)

(昆虫類)

「日本の重要な昆虫類 甲信越版」(昭和55年、環境庁)によると、山梨県内では10種の指標昆虫類と67種の特定昆虫類が選定されている。また、「第2回自然環境保全基礎調査 山梨県動植物分布図」(昭和56年、環境庁)によると、表 4-2-1-64 に示すとおり、対象事業実施区域及びその周囲からは4種の指標昆虫類と24種の特定昆虫類が確認されており、ミヤマシロチョウとキマダラルリツバメが県の天然記念物に指定されている。

「環境省レッド」では、絶滅危惧II類は上記のミヤマシロチョウとタガメの2種、準絶滅危惧は上記のキマダラルリツバメ、オオムラサキなど4種が選定されている。また「県レッド」では、絶滅危惧IA類としてタガメ1種のほか、準絶滅危惧が2種、情報不足が1種、要注目種が1種選定されている。

図面集 [図-13 第2回自然環境保全基礎調査による動物の分布図]

表 4-2-1-64 対象事業実施区域及びその周囲で生息が確認された昆虫類

目名	科名	種名	選定基準				
			①	②	③	④	⑤
カゲロウ目	ヒラタカゲロウ科	シロタニガワカゲロウ			B		
トンボ目	ヤンマ科	ギンヤンマ			C		
	トンボ科	シオカラトンボ			C		
バッタ目	マツムシ科 (コオロギ科)	アオマツムシ			C		
カメムシ目	セミ科	ハルゼミ			指		
		コエゾゼミ			B		
	コオイムシ科	オオコオイムシ			B		
		タガメ			指	VU	CR
コウチュウ目	オサムシ科	マイマイカブリ			C		
	タマムシ科	タマムシ			C		
	ホタル科	ゲンジボタル			指		
	カミキリムシ科	キボシカミキリ			B		
ブドウトラカミキリ				B			
ハチ目	スズメバチ科	チャイロスズメバチ			B		
		クロスズメバチ			F		
	ハキリバチ科	マメコバチ			C		
ハエ目	ムシヒキアブ科	シオヤアブ			B		
	ショウジョウバエ科	オウトウショウジョウバエ			B		
トビケラ目	ヒゲナガカワトビケラ科	ヒゲナガカワトビケラ			B		
チョウ目	アゲハチョウ科	ウスバシロチョウ			B		
	シロチョウ科	クモマツマキチョウ			B・D・F	NT*	NT
		ミヤマシロチョウ	天 (県指定)		B・F	VU	NT
	シジミチョウ科	スギタニルリシジミ			D・F		
		ハヤシミドリシジミ			D・F		
		キマダラルリツバメ	天 (県指定)		C・F	NT	DD
		クロツバメシジミ			D・F	NT*	
	タテハチョウ科	オオムラサキ			指	NT	N
ヒトリガ科	アメリカシロヒトリ			B			
9目	20科	28種	2種	0種	28種	6種	5種

注1. 選定基準は以下のとおりとする。

- ① 「文化財保護法」 (昭和25年、法律第214号) に定められた種 (特天; 特別天然記念物、天; 天然記念物)
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」 (平成4年、法律第75号) に定める国内希少野生動植物種
- ③ 「第2回自然環境保全基礎調査 山梨県動植物分布図」 (昭和56年、環境庁) に掲載されている種
 指: 指標昆虫類、B (特定昆虫類のうち選定基準Bのもの): 分布域が国内若干の地域に限定されている種
 C (特定昆虫類のうち選定基準Cのもの): 普通種であっても、北限・南限など分布限界になるとされる産地に分布する種、D (特定昆虫類のうち選定基準Dのもの): 当該地域において絶滅の危機に瀕している種、
 F (特定昆虫類のうち選定基準Fのもの): 業者あるいはマニアなどの乱獲により、当該地域での個体数の著しい減少が心配されている種
- ④ 「環境省レッドリスト」 (平成19年、環境省発表) に掲載されている種
 EX: 絶滅種、EW: 野生絶滅、CR: 絶滅危惧IA類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、
 NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
- ⑤ 「2005山梨県レッドデータブック」 (平成17年、山梨県森林環境部緑自然課) に掲載されている種
 EX: 絶滅種、EW: 野生絶滅、CR: 絶滅危惧IA類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、
 NT: 準絶滅危惧、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群、DD: 情報不足、N: 要注目種

注2. 表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

注3. 表中の*印は、「クモマツマキチョウ八ヶ岳・南アルプス亜種」、「クロツバメシジミ東日本亜種」についての指定を示す。

資料: 「日本の重要な昆虫類 甲信越版」 (昭和55年、環境庁)

「第2回自然環境保全基礎調査 山梨県動植物分布図」 (昭和56年、環境庁)

(魚 類)

「第2回自然環境保全基礎調査 山梨県動植物分布図」(昭和56年、環境庁)においては、対象事業実施区域及びその周囲から重要な魚類は報告されていない。

なお、「県レッド」によると、山梨県に生息する魚類は8目18科59種である。この内訳は、ウナギ目1種、コイ目24種、ナマズ目4種、サケ目14種、カダヤシ目2種、ダツ目1種、カサゴ目2種、スズキ目11種である。山梨県から生息が確認された59種の魚類のうち、絶滅種はアユカケ1種であり、絶滅が危惧される種は2種1亜種、絶滅の恐れのある地域個体群は2種4亜種である。

(2) 植 物

ア. 重要な種及び群落の状況

「第3回自然環境保全基礎調査 植生調査報告書（山梨県）」（昭和62年、環境庁）によると、山梨県は周囲に富士山（標高3,776m）をはじめ、これに次ぐ南アルプス白根の北岳（標高3,192m）や仙丈岳（標高3,033m）等の高海拔の山岳と、これをとり巻く山脈が連なっており、県南部の富士川の最低点80mから、最高点の3,776mまでの差の大きいことは全国でもまれである。そのため、暖帯から温帯、亜寒帯、寒帯まで植生の分布全体が見られる。

また、「2005山梨県レッドデータブック」（平成17年、山梨県）によると、山梨県から確認された在来の植物は2,116種である。このうちマツバラシ、フジバカマ、サギソウ、トキソウの4種が野生絶滅であり、絶滅が危惧される種は399種である。特にラン科植物は近年乱獲が著しく、県内に自生するラン科植物のおよそ70%にあたる67種がレッドデータブックに掲載され、さらに25%にあたる20種が絶滅危惧IA類にランクされている。

対象事業実施区域及びその周囲の植生は、①神奈川県境から富士川水系笛吹川の支流の金川までの地域、②金川から笛吹川までの地域、③笛吹川から富士川町にかけての甲府盆地の底面の平野部、④富士川町から静岡県境にかけての地域の4つの地域に区分することができる。①神奈川県境から金川までの地域は、「クリ-ミズナラ群落」、「カラマツバ-ススキ群落」、「アカマツ植林」及び「スギ・ヒノキ・サワラ植林」を主体とする植生となっている。②金川から笛吹川までの地域は、「落葉果樹園」及び「桑園」を主体とする植生となっている。また、笛吹川付近には「水田雑草群落」や「ツルヨシ群集」が存在する。③笛吹川から富士川町にかけての甲府盆地の底面の平野部は、「水田雑草群落」を主体に、「畑地雑草群落」、「落葉果樹園」、「桑園」及び「市街地」がモザイク状に存在する植生となっている。また、釜無川周辺には「ツルヨシ群集」が存在する。④富士川町から静岡県境にかけての地域は、「ヤマボウシ-ブナ群集」や「イヌブナ群集」等の原生的な温帯落葉広葉樹林、「クリ-ミズナラ群落」や「クヌギ-コナラ群集」等の二次林及び「アカマツ植林」や「スギ・ヒノキ・サワラ植林」等の人工林がモザイク様に存在する植生となっている。大柳川付近には「アズマネザサ-ススキ群集」及び「タマアジサイ-フサザクラ群集、ヤシャブシ群落」、早川付近には「ケヤキ群落」が存在する。

対象事業実施区域及びその周囲の天然記念物等の指定状況は、表4-2-1-65に示すとおりであり、国指定2件、県指定20件、市指定66件、町指定3件の計91件の天然記念物が存在する。

対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林の存在状況は、表4-2-1-66に示すとおりであり、213の巨樹・巨木林が存在する。

なお、対象事業実施区域及びその周囲の特定植物群落の存在状況は、表4-2-1-67に示すとおりであり、7箇所の特記植物群落が存在する。

図面集 [図-14 現存植生図]

図面集 [図-15 重要な植物等の分布図]

表 4-2-1-65(1) 対象事業実施区域及びその周囲の天然記念物（植物）

指定別	名称	所在地	指定年月日
国指定	古長禅寺のビヤクシン	南アルプス市鮎沢 505	S29. 6. 21
国指定	三恵の大ケヤキ	南アルプス市寺部宇今井	S3. 11. 30
県指定	全福寺のタラヨウ	大月市賑岡町強瀬 425	S38. 9. 9
県指定	矢立のスギ	大月市笹子町黒野田字笹子 1924-1	S35. 11. 9
県指定	上大幡のナシ	都留市大幡 4229	S. 35. 11. 9
県指定	下黒駒の大ヒイラギ	笛吹市御坂町下黒駒	S60. 3. 19
県指定	称願寺のサクラ	笛吹市御坂町上黒駒 2969	S63. 11. 16
県指定	一宮浅間神社の夫婦ウメ	笛吹市一宮町一ノ宮 1684	S35. 11. 9
県指定	智光寺のカヤ	笛吹市境川町藤袋 322	S45. 10. 26
県指定	宗源寺のヒダリマキカヤ	笛吹市境川町藤袋 4771	S45. 10. 26
県指定	藤袋のヤツブサウメ	笛吹市境川町藤袋 161	S55. 9. 18
県指定	鶯宿峠のリュウメンヒノキ	笛吹市芦川町鶯宿峠	S36. 12. 7
県指定	慈恩寺のフジ	甲府市大津町 1322	S62. 1. 21
県指定	鏡中条のゴヨウマツ	南アルプス市鏡中条 461	S45. 10. 26
県指定	十日市場の大ケヤキ	南アルプス市十日市場 1959	S61. 3. 19
県指定	宝珠寺のマツ	南アルプス市山寺 950	S35. 11. 9
県指定	湯沢のサイカチ	南アルプス市湯沢 113-1	S39. 6. 25
県指定	湯沢の思い杉	南アルプス市湯沢 2248	S35. 11. 9
県指定	楡形町中野のカキ	南アルプス市中野 207	S35. 11. 9
県指定	氷室神社の大スギ	富士川町平林鷲尾山 3334	S48. 7. 12
県指定	柳川のイヌガヤの群生	富士川町柳川 2037	H6. 6. 27
県指定	湯島の大スギ	早川町湯島字上の山 1048	S33. 6. 19
市指定	浜沢の大ケヤキ	上野原市秋山 11840	S60. 10. 1
市指定	降谷沢のサクラ	上野原市秋山 6210-2	H8. 12. 3
市指定	堀の内の大ケヤキ	大月市富浜町鳥沢 3393	S49. 8. 8
市指定	鳥沢のコノテガシワ	大月市富浜町鳥沢 1979	S51. 8. 8
市指定	小篠のイトヒバ	大月市猿橋町小篠 657-1	S49. 8. 8
市指定	無辺寺のトチノキ	大月市大月 2-9-20	S51. 8. 8
市指定	浅利の千本マツ	大月市賑岡町浅利 1025	S49. 8. 8
市指定	間明野のエノキ	大月市大月町真木 6484	S49. 8. 8
市指定	藤沢の大スギ	大月市初狩町下初狩 2130	S49. 8. 8
市指定	阿夫利神社の彼岸桜	都留市玉川 570 番地	S49. 4. 11
市指定	桂林寺の彼岸桜	都留市金井 397	S49. 4. 11
市指定	八王子神社のイチヨウ	都留市古川渡 891	H5. 1. 18
市指定	稲村神社のエノキ	都留市小形山 1565	H2. 3. 28
市指定	上大幡の八房の梅	都留市大幡 4229	S49. 4. 11
市指定	小山若宮神社の大ナラ	笛吹市境川町小山 1027	H16. 10. 12
市指定	小山若宮神社のシラカシ	笛吹市境川町小山 1027	H16. 10. 12
市指定	小山のタラヨウ	笛吹市境川町小山 684	H16. 10. 12
市指定	小山神主のキンモクセイ	笛吹市境川町小山 1163	H16. 10. 12
市指定	藤袋のナシ	笛吹市境川町藤袋 139-2	H16. 10. 12
市指定	藤袋の滝のケンボナシ群	笛吹市境川町大窪 597-2	H16. 10. 12
市指定	高家熊野神社社叢のカシ群	笛吹市八代町高家 2355	H16. 10. 12
市指定	楞巖寺のカヤ	笛吹市八代町竹居 796	H16. 10. 12
市指定	広済寺のヒイラギ	笛吹市八代町奈良原 373	H16. 10. 12
市指定	荒神堂のケヤキ	笛吹市八代町南 1206	H16. 10. 12
市指定	二子塚のサワラ	笛吹市八代町南 556-1	H16. 10. 12
市指定	定林寺のカヤ	笛吹市八代町南 747	H16. 10. 12
市指定	郷土館敷地内の庭木群	笛吹市八代町南 796	H16. 10. 12
市指定	森の上のヒイラギ一本	笛吹市八代町南 344	H16. 10. 12
市指定	熊野神社のコウヤマキ	笛吹市八代町北 1615	H16. 10. 12
市指定	熊野神社のイチヨウ	笛吹市八代町北 1615	H16. 10. 12
市指定	花鳥山一本杉	笛吹市御坂町・八代町竹居	H16. 10. 12
市指定	大口山のモウセンゴケ群生地	笛吹市八代町竹居	H16. 10. 12

表 4-2-1-65(2) 対象事業実施区域及びその周囲の天然記念物（植物）

指定別	名称	所在地	指定年月日
市指定	桧峰神社大杉	笛吹市御坂町上黒駒・桧峰神社	H16. 10. 12
市指定	オオバボダイジュ	笛吹市御坂町藤野木 1825	H16. 10. 12
市指定	浅間神社摂社山宮神社の夫婦杉	笛吹市一宮町一ノ宮 1705	H16. 10. 12
市指定	浅間神社摂社山宮神社のカタクリ群落	笛吹市一宮町一ノ宮 1705	H16. 10. 12
市指定	神明社櫨の叢林	笛吹市一宮町市之蔵 960	H16. 10. 12
市指定	清泉寺の伽羅木	笛吹市一宮町新巻 506	H16. 10. 12
市指定	蜂城山のヤマボウシ	笛吹市一宮町石（蜂城山中腹）	H16. 10. 12
市指定	長昌寺のキンモクセイ	笛吹市一宮町末木 112	H16. 10. 12
市指定	円楽寺のイチョウ	甲府市右左口町 4104	H19. 6. 30
市指定	王子権現のシダレザクラ	甲府市右左口町 3239	H19. 6. 30
市指定	西下条のシダレイチョウ	甲府市西下条町 734	S42. 4. 11
市指定	下今井のヒイラギ	甲府市下今井町 745	S42. 11. 14
市指定	七覚川河川敷のケヤキ	中央市高部 1253	H4. 2. 10
市指定	山宮のケヤキ	中央市大鳥居 2764-1	S45. 5. 30
市町村	延命寺のイチョウ	中央市木原 1076	H4. 2. 10
市町村	石原家のケヤキ	中央市関原 1333	H4. 2. 10
市指定	鮎沢の御崎ビャクシン	南アルプス市鮎沢 754	S49. 1. 29
市指定	山寺八幡神社のシラカシ林	南アルプス市下宮地 470	S54. 2. 15
市指定	宗林寺のイロハモミジ	南アルプス市下市之瀬 240	S62. 12. 1
市指定	法善寺のサルスベリ一樹	南アルプス市加賀美 3509	S62. 7. 1
市指定	諏訪神社のエドヒガン	南アルプス市曲輪田 1077-2	S62. 12. 1
市指定	不動寺の菩提樹	南アルプス市古市場 180	S44. 11. 13
市指定	隆昌院の多羅葉樹	南アルプス市江原 1550	H 元. 2. 27
市指定	法音寺の多羅葉樹	南アルプス市江原 1587	S44. 11. 13
市指定	高尾徳見神社の大スギ	南アルプス市高尾 485	H5. 11. 25
市指定	大城寺のケヤキ	南アルプス市在家塚 347	S53. 2. 16
市指定	上市之瀬のイトザクラ	南アルプス市上市之瀬 1436	S51. 3. 2
市指定	清水八幡の夫婦ケヤキ	南アルプス市清水 92	S42. 10. 1
市指定	安藤家の避雷針の松	南アルプス市西南湖 4302	S44. 11. 13
市指定	広誓院のカヤの木	南アルプス市湯沢 1826	S44. 11. 13
市指定	本清寺のカヤの木	南アルプス市湯沢 913	S44. 1. 13
市指定	平岡のヤシヤブシ	南アルプス市平岡 2910	S61. 9. 1
市指定	成妙寺の松	南アルプス市落合 150	S49. 1. 29
市指定	秋山の多羅葉樹	南アルプス市秋山 596	S42. 10. 1
町指定	氷室神社のクロベ	富士川町平林	S57. 7. 30
町指定	柳川寺のしだれ桜	富士川町柳川 1354	S47. 10. 1
町指定	最勝寺四季ザクラ	富士川町最勝寺 2016	S47. 7. 14

資料：「山梨県の文化財」（平成 20 年 3 月 31 日、山梨県教育庁学術文化財課）

「上野原市の市指定文化財」（平成 23 年 6 月現在、上野原市ホームページ）

「道志村指定文化財」（平成 15 年 7 月、道志村教育委員会）

「文化財保護法による指定物件一覧」（平成 23 年 6 月現在、大月市ホームページ）

「市内文化財一覧」（平成 23 年 6 月現在、都留市ホームページ）

「笛吹市文化財ガイドマップ」（笛吹市教育委員会社会教育課）

「甲府市内の文化財一覧」（平成 23 年 6 月現在、甲府市ホームページ）

「昭和町歴史・文化財」（平成 23 年 6 月現在、昭和町ホームページ）

「中央市文化財ガイド」（平成 20 年 3 月、中央市教育委員会）

「歴史・文化財」（平成 23 年 6 月現在、中央市ホームページ）

「国指定文化財」（平成 23 年 6 月現在、南アルプス市ホームページ）

「県指定文化財」（平成 23 年 6 月現在、南アルプス市ホームページ）

「市指定文化財」（平成 23 年 6 月現在、南アルプス市ホームページ）

「文化財一覧表」（平成 23 年 6 月現在、富士川町ホームページ）

「はやかかわ文化財マップ」（早川町教育委員会）

「早川町観光案内」（平成 23 年 6 月現在、早川町ホームページ）

表 4-2-1-66(1) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林

番号	所在地	推定樹齢 (年)	樹種名	幹周	樹高	通称・呼称
				(cm)	(m)	
19201032	甲府市 天津司神社	不明	ケヤキ	450	8	
19204006	都留市	300 以上	エドヒガン	370	12	
19204007	都留市	300 以上	スギ	395	38	
19204008	都留市	300 以上	エドヒガン	445	8	
19204009	都留市	300 以上	ケヤキ	335	25	
19204009	都留市	300 以上	ケヤキ	338	25	
19204009	都留市	300 以上	スギ	393	30	
19204009	都留市	300 以上	スギ	332	25	
19204010	都留市	300 以上	スギ	370	30	
19204010	都留市	300 以上	スギ	371	32	
19204010	都留市	300 以上	ケヤキ	335	28	
19204010	都留市	300 以上	ケヤキ	475	28	
19204011	都留市	300 以上	ムクノキ	380	27	
19206001	大月市 笹子峠	伝承 1000	スギ	907	24	矢立のスギ
19206002	大月市 原	300 以上	スギ	798	25	
19206003	大月市 藤沢	300 以上	スギ	675	40	藤沢の大スギ
19206003	大月市 藤沢	300 以上	スギ	418	40	
19206003	大月市 藤沢	300 以上	トチノキ	458	25	
19206004	大月市 下和狩	300 以上	スギ	320	35	
19206004	大月市 下和狩	300 以上	スギ	305	30	
19206004	大月市 下和狩	300 以上	スギ	347	18	
19206004	大月市 下和狩	300 以上	ケヤキ	370	22	
19206005	大月市 下和狩	300 以上	ツガ	370	32	
19206005	大月市 下和狩	300 以上	ツガ	358	30	
19206005	大月市 下和狩	300 以上	ケヤキ	415	28	
19206006	大月市 下和狩	300 以上	イチョウ	630	30	
19206007	大月市 真木	300 以上	スギ	330	33	
19206008	大月市 真木	300 以上	スギ	330	30	
19206009	大月市 真木	300 以上	イチョウ	382	17	
19206010	大月市 真木	300 以上	ヒムロ	310	18	
19206011	大月市 真明野	300 以上	イチョウ	327	22	
19206011	大月市 真明野	300 以上	エドヒガン	380	15	
19206011	大月市 真明野	300 以上	スギ	352	28	
19206011	大月市 真明野	300 以上	エゾエノキ	362	16	
19206012	大月市 前沢	300 以上	スギ	323	22	
19206013	大月市 上花咲	300 以上	スギ	430	30	
19206014	大月市 上花咲	300 以上	スギ	378	28	
19206014	大月市 上花咲	300 以上	スギ	342	25	
19206014	大月市 上花咲	300 以上	スギ	330	25	
19206014	大月市 上花咲	300 以上	ケヤキ	360	26	
19206014	大月市 上花咲	300 以上	ケヤキ	318	25	
19206014	大月市 上花咲	300 以上	ケヤキ	407	22	
19206015	大月市 上花咲	300 以上	ケンボナシ	540	8	
19206016	大月市 大月橋	300 以上	ケヤキ	380	20	
19206016	大月市 大月橋	300 以上	ケヤキ	300	18	
19206017	大月市 大月	300 以上	トチノキ	465	22	無辺寺のトチノキ
19206018	大月市 駒橋	300 以上	エノキ	325	15	
19206018	大月市 駒橋	300 以上	ケヤキ	560	18	

注1. 表中の所在地については、資料図書をそのまま記載するため、市町村合併前の旧市町村名等が掲載されている場合がある。なお、現在の市町村名を（ ）内に記載した。

表 4-2-1-66(2) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林

番号	所在地	推定樹齢 (年)	樹種名	幹周	樹高	通称・呼称
				(cm)	(m)	
19206019	大月市 浅利	300 以上	シラカシ	320	18	
19206019	大月市 浅利	300 以上	シラカシ	318	20	
19206019	大月市 浅利	300 以上	シラカシ	300	18	
19206020	大月市 浅利	300 以上	アカマツ	700	8	浅利の御座松
19206021	大月市 浅利	300 以上	スギ	408	35	子育てのスギ
19206021	大月市 浅利	300 以上	スギ	430	35	子育てのスギ
19206022	大月市 杉沼	300 以上	トチノキ	435	25	
19206022	大月市 杉沼	300 以上	トチノキ	302	20	
19206024	大月市 畑倉	300 以上	スギ	367	32	
19206024	大月市 畑倉	300 以上	スギ	335	30	
19206024	大月市 畑倉	300 以上	スギ	318	30	
19206024	大月市 畑倉	300 以上	ケヤキ	330	22	
19206036	大月市 朝日小沢	300 以上	イチョウ	330	10	
19206036	大月市 朝日小沢	300 以上	ケヤキ	463	28	
19206036	大月市 朝日小沢	300 以上	スギ	315	30	
19206037	大月市 畑野	300 以上	スギ	420	30	
19206038	大月市 藤崎	300 以上	シラカシ	340	20	
19206038	大月市 藤崎	300 以上	クスノキ	380	24	
19206039	大月市 大田	300 以上	スギ	442	30	
19206039	大月市 大田	300 以上	スギ	380	30	
19206039	大月市 大田	300 以上	スギ	330	28	
19206040	大月市 小篠	300 以上	スギ	360	28	
19206041	大月市 小篠	300 以上	ヒヨクヒバ	405	18	小篠のイトヒバ
19206042	大月市 小篠	300 以上	イチョウ	515	9	
19206045	大月市 畠沢	300 以上	スギ	301	25	
19206045	大月市 畠沢	300 以上	スギ	336	28	
19206045	大月市 畠沢	300 以上	ケヤキ	360	25	
19206045	大月市 畠沢	300 以上	ケヤキ	318	26	
19206045	大月市 畠沢	300 以上	ケヤキ	378	26	
19206046	大月市 堀之内	300 以上	ケヤキ	845	35	堀の内のケヤキ
19206047	大月市 新倉	300 以上	ムクノキ	310	23	
19206048	大月市 塩瀬	300 以上	スギ	423	30	
19206048	大月市 塩瀬	300 以上	スギ	333	32	
19206048	大月市 塩瀬	300 以上	スギ	302	25	
19322001	御坂町 (笛吹市) 檜峰神社	300 以上	スギ	710	31	檜峰神社の大杉
19322001	御坂町 (笛吹市) 檜峰神社	300 以上	クリ	310	25	
19322001	御坂町 (笛吹市) 檜峰神社	300 以上	ツガ	312	40	
19322001	御坂町 (笛吹市) 檜峰神社	300 以上	アジサイ	315	35	
19322002	御坂町 (笛吹市) 海潮院	伝承 420	クロマツ	335	28	海潮院のシダレ クロマツ
19322003	御坂町 (笛吹市) 称願寺	伝承 500	サトザクラ	400	8	称願サクラ
19322004	御坂町 (笛吹市) 花島一本杉	300 以上	スギ	830	40	花島一本杉
19322005	御坂町 (笛吹市) 南照院	伝承 700	ケヤキ	700	28.5	南照院の大ケヤ キ

注1. 表中の所在地については、資料図書をそのまま記載するため、市町村合併前の旧市町村名等が掲載されている場合がある。なお、現在の市町村名を（ ）内に記載した。

表 4-2-1-66(3) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林

番号	所在地	推定樹齡 (年)	樹種名	幹周	樹高	通称・呼称
				(cm)	(m)	
19322006	御坂町(笛吹市) 美和神社	300以上	ヒノキ	362	35	
19322007	御坂町(笛吹市) 若宮観音堂	300以上	カヤ	340	20	
19322008	御坂町(笛吹市) 杵衝神社	300以上	スギ	435	31	
19322009	御坂町(笛吹市) 正法寺	300以上	シラカシ	400	21	
19322010	御坂町(笛吹市) 御坂寺	300以上	アジサイ	507	20	
19322011	御坂町(笛吹市) 迎富士浅間神社	300以上	ケヤキ	405	15	
19322012	御坂町(笛吹市) 西之宮神社	300以上	ケヤキ	350	23	
19322013	御坂町(笛吹市) 戸倉神社	300以上	スギ	362	40	戸倉神社
19322014	御坂町(笛吹市) 竹居一本杉	300以上	スギ	320	18	竹居一本杉
19323001	一宮町(笛吹市) 山宮	300以上	スギ	1,030	26	山宮の夫婦杉
19323002	一宮町(笛吹市) 大久保山	300以上	アカマツ	480	12	大久保山のアカマツ
19323003	一宮町(笛吹市) 市之蔵	300以上	ケヤキ	415	16	神明社のケヤキ
19323003	一宮町(笛吹市) 市之蔵	300以上	ケヤキ	340	15	
19323003	一宮町(笛吹市) 市之蔵	300以上	ケヤキ	320	15	
19323003	一宮町(笛吹市) 市之蔵	300以上	スギ	505	17	
19323004	一宮町(笛吹市) 塩田	300以上	シラカシ	355	24.5	
19323005	一宮町(笛吹市) 両ノ木神社	300以上	ケヤキ	437	32	
19323005	一宮町(笛吹市) 両ノ木神社	300以上	スギ	591	23.5	
19323005	一宮町(笛吹市) 両ノ木神社	300以上	ケヤキ	426	24.5	
19323006	一宮町(笛吹市) 東原の浪人のマツ	300以上	クロマツ	378	16.5	浪人のマツ
19323007	一宮町(笛吹市) 本都塚	300以上	ケヤキ	440	16	
19323008	一宮町(笛吹市) 甲斐奈神社	300以上	ケヤキ	350	23	
19323008	一宮町(笛吹市) 甲斐奈神社	300以上	ケヤキ	330	23	
19323008	一宮町(笛吹市) 甲斐奈神社	300以上	ケヤキ	325	22.5	
19323008	一宮町(笛吹市) 甲斐奈神社	300以上	ケヤキ	310	23	
19324001	八代町(笛吹市) 大口山のモミ	200~299	モミ	470	24	大口山のモミ
19324002	八代町(笛吹市) 経ヶ峰のマツ	100~199	アカマツ	360	15	経ヶ峰のマツ
19324003	八代町(笛吹市) 楞厳寺のカヤ	200~299	カヤ	400	23	楞厳寺のカヤ
19324004	八代町(笛吹市) 熊野神社前のケヤキ	200~299	ケヤキ	410	35	
19324004	八代町(笛吹市) 熊野神社前のケヤキ	200~299	ケヤキ	375	35	
19324004	八代町(笛吹市) 熊野神社前のケヤキ	200~299	ケヤキ	330	34	
19324004	八代町(笛吹市) 熊野神社前のケヤキ	200~299	ケヤキ	400	35	
19324005	八代町(笛吹市) 熊野神社のイチョウ	200~299	イチョウ	365	29	熊野神社のイチョウ
19324005	八代町(笛吹市) 熊野神社のイチョウ	200~299	ケヤキ	320	30	
19324006	八代町(笛吹市) 熊野神社のコウヤマキ	100~199	コウヤマキ	305	21	熊野神社のコウヤマキ

注1. 表中の所在地については、資料図書をそのまま記載するため、市町村合併前の旧市町村名等が掲載されている場合がある。なお、現在の市町村名を()内に記載した。

表 4-2-1-66(4) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林

番号	所在地	推定樹齡 (年)	樹種名	幹周	樹高	通称・呼称
				(cm)	(m)	
19324006	八代町(笛吹市) 熊野神社	100~199	ハリギリ	350	25	
19324007	八代町(笛吹市) 定林寺のカヤ	300以上	カヤ	430	20	定林寺のカヤ
19324007	八代町(笛吹市) 定林寺	300以上	トチノキ	300	30.5	
19324007	八代町(笛吹市) 定林寺	300以上	ケヤキ	400	35	
19324007	八代町(笛吹市) 定林寺	300以上	モミ	310	30	
19324008	八代町(笛吹市) 二子塚のサクラ	200~299	サワラ	400	17	二子塚のサクラ
19324009	八代町(笛吹市) 荒神堂のケヤキ	伝承 700	ケヤキ	690	18	荒神堂のケヤキ
19324010	八代町(笛吹市) 南, 樋口猛宅のケヤキ	300以上	ケヤキ	310	20	
19325001	境川村(笛吹市) 大黒坂	不明	スギ	338	27	
19325001	境川村(笛吹市) 大黒坂	不明	スギ	300	27	
19325002	境川村(笛吹市)	99以下	トチノキ	385	23	
19325003	境川村(笛吹市)	100~199	エノキ	399	25	
19325004	境川村(笛吹市)	300以上	ケヤキ	662	25	
19325005	境川村(笛吹市) 小黒坂	100~199	ケヤキ	325	17	
19325005	境川村(笛吹市) 小黒坂	100~199	ケヤキ	385	14.5	
19325006	境川村(笛吹市) 大窪	200~299	ヒノキ	390	27	
19325007	境川村(笛吹市) 藤壘の滝	300以上	スギ	380	36	
19325007	境川村(笛吹市) 藤壘の滝	300以上	ケヤキ	318	27	
19325007	境川村(笛吹市) 藤壘の滝	300以上	スギ	400	35	
19325008	境川村(笛吹市) 藤壘	300以上	カヤ	537	23.8	智光寺のカヤ
19325009	境川村(笛吹市) 藤壘原	300以上	スギ	430	28	
19325010	境川村(笛吹市) 藤壘原	300以上	カヤ	448	23	宗源寺のヒダリマキカヤ
19326001	中道町(甲府市) 七覚	伝承 500	イチヨウ	428	23	円楽寺の大いちよう
19327001	芦川村(笛吹市) 鷺宿峠	300以上	ヒノキ	345	17	鷺宿峠のリョウメンヒノキ
19328001	豊富村(中央市) 関原石原明宅	300以上	ケヤキ	535	25	
19328001	豊富村(中央市) 関原石原明宅	300以上	ケヤキ	510	22	
19328001	豊富村(中央市) 関原石原明宅	300以上	ケヤキ	465	25	
19328002	豊富村(中央市) 関原若宮八幡	200~299	ヒノキ	380	20	
19361001	増穂町(富士川町) 大柵	300以上	ケヤキ	560	32	
19361002	増穂町(富士川町) 昌福寺	300以上	スギ	340	30	
19361002	増穂町(富士川町) 昌福寺	300以上	スギ	334	29	
19361002	増穂町(富士川町) 昌福寺	300以上	シラカシ	310	29	
19361002	増穂町(富士川町) 昌福寺	300以上	スギ	560	32	
19361003	増穂町(富士川町) 天神社	300以上	スギ	820	40	
19361003	増穂町(富士川町) 天神社	300以上	スギ	410	40	
19361003	増穂町(富士川町) 天神社	300以上	スギ	460	30	
19361003	増穂町(富士川町) 天神社	300以上	ケヤキ	570	28	
19361004	増穂町(富士川町) 芝大権現社	300以上	ケヤキ	360	20	

注1. 表中の所在地については、資料図書をそのまま記載するため、市町村合併前の旧市町村名等が掲載されている場合がある。なお、現在の市町村名を()内に記載した。

表 4-2-1-66(5) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林

番号	所在地	推定樹齢 (年)	樹種名	幹周	樹高	通称・呼称
				(cm)	(m)	
19361005	増穂町(富士川町) 永室神社	300以上	スギ	820	40	
19361005	増穂町(富士川町) 永室神社	300以上	スギ	540	40	
19361005	増穂町(富士川町) 永室神社	300以上	スギ	515	40	
19361006	増穂町(富士川町) 南明寺	300以上	クロマツ	430	27	
19364003	早川町 下湯島山王神社	300以上	スギ	1,110	45	湯島の大杉
19385001	田富町(中央市)	100~199	ケヤキ	318	25	
19385002	田富町(中央市)	100~199	イチョウ	332	21	
19385003	田富町(中央市)	100~199	ケヤキ	310	25	
19387005	白根町(南アルプス市) 在家塚	300以上	ケヤキ	872	27	大城寺のケヤキ
19389001	若草町(南アルプス市)	伝承1000	ケヤキ	1,472	20	三恵の大ケヤキ
19389002	若草町(南アルプス市) 十日市場神明石動社	伝承500	ケヤキ	877	24	十日市場の大ケヤキ
19390001	櫛形町(南アルプス市) 高尾穂見神社	不明	スギ	560	45	
19390001	櫛形町(南アルプス市) 高尾穂見神社	不明	モミ	340	37	
19390002	櫛形町(南アルプス市) 平岡	100~199	ヤシャブシ	470	18	平岡のヤシャブシ
19390003	櫛形町(南アルプス市) 上宮地	不明	イブキ	400	20	
19390004	櫛形町(南アルプス市) 上市之瀬	200~299	イトザクラ	390	15	上市之瀬のイトザクラ
19390005	櫛形町(南アルプス市) 中野	伝承400	ヤマガキ	400	9	中野のヤキ
19390006	櫛形町(南アルプス市) 山寺	300以上	クロマツ	340	16	宝珠寺のクロマツ
19390007	櫛形町(南アルプス市) 山寺八幡神社	不明	ケヤキ	350	25	八幡神社のシラカシ林
19390007	櫛形町(南アルプス市) 山寺八幡神社	不明	ケヤキ	310	20	八幡神社のシラカシ林
19390007	櫛形町(南アルプス市) 山寺八幡神社	不明	ケヤキ	310	20	八幡神社のシラカシ林
19390007	櫛形町(南アルプス市) 山寺八幡神社	不明	ケヤキ	340	25	八幡神社のシラカシ林
19390008	櫛形町(南アルプス市) 桃園連経寺	300以上	ケヤキ	360	20	
19390009	櫛形町(南アルプス市) 曲輪田	300以上	エノキ	330	22	紺屋のエノキ
19390010	櫛形町(南アルプス市) 小笠原笠座神社	300以上	エノキ	370	25	
19391001	甲西町(南アルプス市) 清水八幡神社	伝承400	ケヤキ	550	33	
19391001	甲西町(南アルプス市) 清水八幡神社	伝承400	ケヤキ	430	33	
19391002	甲西町(南アルプス市) 和泉	伝承400	クロマツ	370	19	
19391003	甲西町(南アルプス市) 和泉	伝承400	カシワ	400	24	
19391004	甲西町(南アルプス市) 鮎沢古長禅寺	300以上	イブキ	970	12	古長禅寺のビャクシン
19391004	甲西町(南アルプス市) 鮎沢古長禅寺	300以上	イブキ	650	10	古長禅寺のビャクシン

注1. 表中の所在地については、資料図書をそのまま記載するため、市町村合併前の旧市町村名等が掲載されている場合がある。なお、現在の市町村名を()内に記載した。

表 4-2-1-66(6) 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林

番号	所在地	推定樹齡 (年)	樹種名	幹周	樹高	通称・呼称
				(cm)	(m)	
19391004	甲西町(南アルプス市) 鮎沢 古長禅寺	300 以上	イブキ	580	15	古長禅寺のビヤクシン
19391004	甲西町(南アルプス市) 鮎沢 古長禅寺	300 以上	イブキ	360	10	古長禅寺のビヤクシン
19391004	甲西町(南アルプス市) 鮎沢 古長禅寺	300 以上	スギ	366	30	
19391005	甲西町(南アルプス市) 湯沢	伝承 400	サイカチ	300	5	湯沢のサイカチ
19391006	甲西町(南アルプス市) 湯沢	伝承 500	スギ	1,000	35	湯沢の思い杉
19391007	甲西町(南アルプス市) 湯沢 広誓院	伝承 500	カヤ	450	12	広誓院のカヤ
19391008	甲西町(南アルプス市) 湯沢 本清寺	伝承 500	カヤ	400	20	本清寺のカヤ
19421001	秋山村(上野原市) 栗谷	不明	スギ	365	35	
19421001	秋山村(上野原市) 栗谷	不明	スギ	365	35	
19421001	秋山村(上野原市) 栗谷	不明	イチョウ	311	25	
19421002	秋山村(上野原市) 浜沢	300 以上	ケヤキ	800	30	
19422006	道志村 小善地	300 以上	スギ	570	35	
19422007	道志村 竹之本	300 以上	スギ	320	39	
19422007	道志村 竹之本	300 以上	スギ	402	35	
19422007	道志村 竹之本	300 以上	スギ	420	35	
19422007	道志村 竹之本	300 以上	カヤ	384	12	
19422008	道志村 竹之本	不明	ケヤキ	330	25	
19441004	上野原町(上野原市) 千足	300 以上	エゾエノキ	480	20	
19441004	上野原町(上野原市) 千足	300 以上	イチョウ	380	13	

注1. 表中の所在地については、資料図書をそのまま記載するため、市町村合併前の旧市町村名等が掲載されている場合がある。なお、現在の市町村名を()内に記載した。

資料：「第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査報告書

甲信越・北陸版(新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県)」(平成3年、環境庁)

表 4-2-1-67 対象事業実施区域及びその周囲の特定植物群落

番号	名称	所在地	指定状況			保護の現状
			第2回	第3回	第5回	
190001	道志大室指のウラジロカシ林	南都留郡道志村大室指	A	A	A	
190006	大月市浅利のシラカシ林	大月市振岡町浅利	A	A	A	
190008	滝子山のブナ、ミズナラ林	大月市初狩町	A	A	A	山梨県自然環境保全地域に指定されている
190009	三ッ峠のカイフウロ	南都留郡河口湖町	B	B	B	富士箱根伊豆国立公園及び山梨県自然環境保全地域に指定されている
190030	滝戸山のアオギリ林	東八代郡中道町(甲府市)	C	C	C	山梨県自然記念物に指定されている
190031	滝戸山のシラカシ林	東八代郡中道町(甲府市)	A	A	A	山梨県自然記念物に指定されている
190112	高尾のヒメザゼンソウ	中巨摩郡檜形町(南アルプス市)	-	C	C	

注1. 表中の関係地区名については、資料図書をそのまま記載するため、市町村合併前の旧地名等が掲載されている場合がある。なお、現在の地名を()内に記載した。

注2. 「190009 三ッ峠のカイフウロ」については、所在地は河口湖町と記載されているが、都留市に分布している。

注3. 指定状況の記号は以下の選定基準を示す。

<選定基準>

A: 原生林もしくはそれに近い自然林

B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群

C: 比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群

D: 砂丘・断崖地・塩沼地・湖沼・河川・湿地・高山・石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの

E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの

F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの

G: 乱獲、その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群

H: その他、学術上重要な植物群落

資料: 「第2回自然環境保全基礎調査 日本の重要な植物群落 東海版」(昭和54年、環境庁)

「第3回自然環境保全基礎調査 日本の重要な植物群落 II 東海版」(昭和63年、環境庁)

「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(平成12年、環境庁)

(3) 藻場・干潟・湿地の状況

対象事業実施区域を含む周辺市町村では、藻場・干潟は存在しない。

また、ラムサール条約に登録されている湿地も存在しない。

環境省は、生物多様性保全の観点から重要な湿地を500箇所選定している。「日本の重要湿地500」(環境省)によると、対象事業実施区域を含む周辺市町村に重要湿地は存在しない。

(4) 生態系

ア. 生態系の状況

「生物多様性保全のための国土区分（試案）」（平成9年、環境庁）によると、対象事業実施区域及びその周囲は本州中部太平洋側区域に属する。本州中部太平洋側区域は暖温帯に属し、年間降水量は中位で、冬季の積雪は少ない区域となっている。この区域の生物学的特性を示す植生はスタジイ、タブノキ等の照葉樹林である。また、この区域は動物相の固有性が高く、ニホンザル等の生息により特徴づけられる。

対象事業実施区域及びその周囲の生態系は、地形・地質、植生等から総合的に判断すると、①神奈川県境から金川にかけての御坂山地にあたる地域、②金川から富士川町にかけての甲府盆地にあたる地域、③富士川町から静岡県境にかけての巨摩山地、赤石山脈にあたる地域の3地域に区分することができる。なお、各地域の生態系の模式図は図4-2-1-6に示すとおりである。

①御坂山地にあたる地域は、山地の樹林環境と一部溪流によって構成される山地の生態系が成立していると考えられる。この地域の植生は「アカマツ植林」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」及び「クリ・ミズナラ群落」等の樹林環境の一部に「カワラマツバ・ススキ群落」等の草原が見られる。この地域に生育する植物種は、樹林では針葉樹のアカマツ等、落葉広葉樹のクリ、ミズナラ等、草地ではカワラマツバ、ススキ等である。これらを基盤環境として生息する特徴的な動物種としては、カモシカ、ニホンノウサギ、ツキノワグマ等の哺乳類、オオルリ、カッコウ等の鳥類、カブトムシ、オオムラサキ等の昆虫類が考えられる。これらを餌とする生態系の上位性の種としてキツネ等の哺乳類、クマタカ、オオタカ等の猛禽類が考えられる。また、溪流ではイワナ、ヤマメ等の魚類、サワガニ、カゲロウ類、トビケラ類等の水生生物が生息し、これらの捕食者となる上位性の種としてイタチ等の哺乳類や、ヤマセミ、カワガラス等の鳥類が考えられる。

②甲府盆地にあたる地域の生態系は、②-1) 御坂山地の裾野の落葉果樹園及び桑園を主体とする地区、②-2) 笛吹川及び釜無川の河川及びその周辺の地区及び、②-3) 市街地と耕作地がモザイク状に存在する地区の3つに細分できる。

②-1) 御坂山地の裾野の落葉果樹園及び桑園を主体とする地区は、ブドウ、モモ等の果樹と桑からなる変化の少ない植生であり、農地の生態系が成立していると考えられる。これらを基盤として生息する特徴的な動物種として、ブドウトラカミキリやカイガラムシ類等の農産物への依存度の高い昆虫類や、ヒヨドリ、ムクドリ等の果実食の鳥類、ニホンザル、ハクビシン等の哺乳類が考えられる。

②-2) 笛吹川及び釜無川の河川及びその周辺の地区では、両河川を主体とした河川の生態系が成立していると考えられる。河畔の植生は攪乱に依存する「ツルヨシ群集」等となる。これらを基盤として生息する特徴的な動物種として、キセキレイやオオヨシキリ等の鳥類、オイカワ、コイ等の魚類、カゲロウ類、トビケラ類等の水生昆虫や、河原に生息するゴミムシ類等の昆虫類が考えられる。また、これらの捕食者となる上位性の種としてイタチ等の哺乳類、カワウ、

サギ類等の鳥類が考えられる。

- ②-3) 市街地と耕作地がモザイク状に存在する地区は、人為的影響を強く受け、原生的な自然環境は存在しないと考えられるが、水田の水路や畔、耕作放棄された畑、社寺林等を中心に生物が生息・生育し、農地の生態系が成立していると考えられる。これらを基盤環境として生息する特徴的な動物種としては、ヒヨドリ、ムクドリ等の果実食の鳥類、トノサマガエル、アマガエル等の両生類、タニシ、ヒラタアブ等の水生生物が考えられる。また、これらの捕食者となる上位性の種としてタヌキ等の哺乳類やハシブトガラス等の鳥類が考えられる。
- ③巨摩山地、赤石山脈にあたる地域は、山地の樹林環境と一部溪流によって構成される山地の生態系が成立していると考えられる。この地域の植生は、「ヤマボウシ-ブナ群集」等の原生的な落葉広葉樹、「クヌギ-コナラ群集」等の二次林、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」等の人工林である。この地域に生育する植物種は、ブナ、イヌブナ、ミズナラ、クヌギ等の落葉広葉樹、アカマツ、スギ、ヒノキ等の針葉樹等である。これらを基盤環境として生息する特徴的な動物種として、カモシカ、ニホンノウサギ、ツキノワグマ等の哺乳類、ヨタカ、オオルリ、カッコウ等の鳥類、カブトムシ、オオムラサキ等の昆虫類が考えられる。これらの捕食者となる上位性の種として、キツネ等の哺乳類、イヌワシ、クマタカ等の猛禽類が考えられる。また、溪流では、カジカ、イワナ等の魚類、サワガニ、カゲロウ類、トビケラ類等の水生生物が生息し、これらの捕食者としてヤマセミ、カワガラス等の鳥類が考えられる。

①神奈川県境から金川にかけての御坂山地にあたる地域

高 栄養段階 低		キツネ、クマタカ、オオタカ等
	イタチ、ヤマセミ、カワガラス等	カモシカ、ニホンノウサギ、ツキノワグマ、オオルリ、カッコウ、カブトムシ、オオムラサキ等
	イワナ、ヤマメ、サワガニ、カゲロウ類、トビケラ類等	
基盤環境	開放水域(溪流)	アカマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クリ・ミズナラ群落等 カワラマツバーススキ群落等の草原
生態系区分	山地の生態系	

②金川から富士川町にかけての甲府盆地にあたる地域

高 栄養段階 低	ニホンザル、ハクビシン、ヒヨドリ、ムクドリ等	イタチ、カワウ、サギ類等	タヌキ、ハシブトガラス等
	ブドウトラカミキリ、カイガラムシ類等	キセキレイ、オオヨシキリ、オイカワ、コイ、カゲロウ類、トビケラ類、ゴミムシ類等	ヒヨドリ、ムクドリ、トノサマガエル、アマガエル、タニシ、ヒラタアブ等
基盤環境	落葉果樹園、桑園等	開放水域(河川)	ツルヨシ群集等 耕作地 市街地
生態系区分	農地の生態系	河川の生態系	農地の生態系

③富士川町から静岡県境にかけての巨摩山地、赤石山脈にあたる地域

高 栄養段階 低		キツネ、イヌワシ、クマタカ等
	ヤマセミ、カワガラス等	カモシカ、ニホンノウサギ、ツキノワグマ、ヨタカ、オオルリ、カッコウ、カブトムシ、オオムラサキ等
	カジカ、イワナ、サワガニ、カゲロウ類、トビケラ類等	
基盤環境	開放水域(溪流)	ヤマボウシ-ブナ群集 クヌギ-コナラ群集 スギ・ヒノキ・サワラ植林
生態系区分	山地の生態系	

図 4-2-1-6 対象事業実施区域及びその周囲の生態系の模式図

6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観及び名勝の概要

ア. 自然景観

対象事業実施区域及びその周囲の自然景観資源の分布状況は表 4-2-1-68 に示すとおりであり、河川景観、山地景観が最も多く、次いで火山景観が多い状況となっている。

山梨県では、山梨県らしい個性ある豊かな景観を守り育て緑豊かなうるおいのある快適な環境を創造するため平成 2 年 10 月、山梨県景観条例及び山梨県景観条例施行規則を制定している。景観形成地域は、北杜市に 1 箇所指定されているが、対象事業実施区域を含む周辺市町村での指定はない。

また、対象事業実施区域を含む周辺市町村では、景観法に基づく景観行政団体に甲府市、南アルプス市、早川町が位置づけられているが、景観地区の指定はない。

図面集 [図-16 自然景観資源の分布図]

表 4-2-1-68(1) 自然景観資源の分布状況

■上野原市

類型	名称	自然景観資源名	位置	最低標高	最高標高
河川景観	秋山川	穿入蛇行河川 (中地形)	小和田～桜井間	332m	375m

■道志村

類型	名称	自然景観資源名	位置	最低標高	最高標高
河川景観	道志川	峡谷・溪谷 (中地形)	大室指～月夜野間	388m	405m
	桂川河成段丘	河成段丘 (中地形)	J R 鳥沢駅南側	232. 4m	317m
特殊地学景観	大室山東麓部	節理 (極微地形)	大室山東斜面	1, 060m	1, 580m

■大月市

類型	名称	自然景観資源名	位置	最低標高	最高標高
山地 (非火山性) 景観	扇山断層崖	大断層崖 (中地形)	扇山南側急斜面	615m	1, 137m
	滝子山	断崖・岩壁 (微地形)	滝子山南急斜面	1, 475m	1, 590m
	岩殿山 (岩壁) 鏡岩	断崖・岩壁 (微地形)	岩殿山南壁	495m	636m
河川景観	桂川河成段丘	河成段丘 (中地形)	J R 鳥沢駅南側	232m	317m

■都留市

類型	名称	自然景観資源名	位置	最低標高	最高標高
山地 (非火山性) 景観	三ツ峠山岩峰 (屏風岩)	岩峰 (極微地形)	三ツ峠	1, 702m	1, 786m

■南アルプス市

類型	名称	自然景観資源名	位置	最低標高	最高標高
山地 (非火山性) 景観	市之瀬台地	非火山性高原 (中地形)	市之瀬	350m	500m

■富士川町

類型	名称	自然景観資源名	位置	最低標高	最高標高
火山景観	金山鉱泉	噴泉 (極微地形)	戸川上流	-	800m

表 4-2-1-68(2) 自然景観資源の分布状況

■早川町

類型	名称	自然景観資源名	位置	最低標高	最高標高
山地（非火山性）景観	糸魚川-静岡構造線 大断層崖 (鰍沢、身延分)	大断層崖（中地形）	早川沿岸	1,036.1m	2,186m
火山景観	西山温泉	噴泉（極微地形）	早川左岸（西山 字清岡）	-	830m
河川景観	早川溪谷	峡谷・溪谷（中地形）	早川流域（下湯 島-新倉）	550m	628m
	不動滝	滝（極微地形）	草塩（早川右岸）	-	580m

資料：「日本の自然景観 東海版」（平成元年、環境庁）

「第3回自然環境保全基礎調査 山梨県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）

イ. 主要な眺望点及び眺望景観の概要

対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点は、表 4-2-1-69 に示すとおりである。

図面集 [図-17 主要な眺望点の分布図]

表 4-2-1-69(1) 主要な眺望点の分布状況

No.	名称	所在地	備考	資料
1	高柄山	上野原市	山梨百名山	①、④
2	鳥井立	上野原市・道志村	新富嶽百景	③
3	二十六夜山	上野原市	山梨百名山	①、④
4	倉岳山	上野原市・大月市	山梨百名山	①、④、⑥
5	高畑山	上野原市・大月市・都留市	山梨百名山	⑥
6	九鬼山	大月市・都留市	山梨百名山	①、⑥、⑦
7	岩殿山	大月市	山梨百名山、新富嶽百景	①、③、⑥
8	高川山	大月市・都留市	山梨百名山、新富嶽百景	①、②、③、⑥
9	滝子山	大月市	山梨百名山	①、⑥
10	本社ヶ丸	大月市・都留市	山梨百名山	①、⑥、⑦
11	笹子雁ヶ腹摺山	大月市	山梨百名山	①、⑥
12	菜畑山	都留市・道志村	山梨百名山	⑦
13	今倉山	都留市	山梨百名山	⑦
14	御坂峠	笛吹市	新富嶽百景	③
15	達沢山	笛吹市	山梨百名山	①
16	釈迦ヶ岳	笛吹市	山梨百名山	①
17	山宮神社	笛吹市一宮町山宮 1705		⑧
18	大栃山	笛吹市	山梨百名山	①
19	花鳥山の一本杉	笛吹市八代町竹居		⑧
20	春日山	笛吹市	山梨百名山	①
21	八代ふるさと公園	八代町岡 2223-1		①、⑧
22	坊ヶ峯	笛吹市堺町坊ヶ峯		①、⑧
23	小瀬スポーツ公園	甲府市小瀬町 840		⑨
24	曾根丘陵公園	甲府市下向山町 1271		⑨
25	山の神千本桜	中央市大鳥居茶屋平		⑩
26	豊富シルクの里公園	中央市大鳥居 1619-1		⑩
27	玉穂ふるさとふれあい広場	中央市乙黒 1-1		⑩
28	井之口	中央市井之口	新富嶽百景	③
29	ふるさと公園	中央市臼井阿原	新富嶽百景	③
30	山伏川の桜並木	昭和町河東中島	新富嶽百景	③
31	釜無川堤防	南アルプス市	新富嶽百景	③

表 4-2-1-69(2) 主要な眺望点の分布状況

No.	名称	所在地	備考	資料
32	塚原フルーツ農場	南アルプス市塚原	新富嶽百景	③
33	殿原スポーツ公園	富士川町天神中条 1134		①
34	大法師公園	富士川町大法師 2175	新富嶽百景	①
35	高村光太郎文学碑	南巨摩郡富士川町高下 2149-3	新富嶽百景	③
36	ダイヤモンド富士撮影ポイント	富士川町高下		⑬
37	大柳川溪流公園	富士川町十谷		⑬
38	源氏山	富士川町	山梨百名山	①
39	富士見山	早川町	山梨百名山、新富嶽百景	①、②、③、⑭

資料：①「山梨ガイドマップ」（平成23年3月、（社）やまなし観光推進機構）
 ②「山梨 Trekking トレッキングガイド」（やまなし観光推進機構）
 ③「新富嶽百景」（平成23年6月現在、富士山 NET ホームページ）
 ④「うえのはら ウエノハラ 上野原」（平成23年1月、山梨県上野原市 上野原市観光協会）
 ⑤「道志村ガイドマップ」（道志村村役場産業振興課）
 ⑥「おおつき 観光ガイドマップ」（平成22年9月、大月市役所）
 ⑦「都留 都留市観光ガイドマップ」（平成22年5月、都留市観光協会 都留市役所産業観光課）
 ⑧「山梨県笛吹市観光ガイドマップ」（平成22年8月、山梨県笛吹市観光商工課）
 ⑨「甲府遊歩 甲府市観光ガイド」（甲府市役所企画部総務課）
 ⑩「Chuo City Guide Map」（中央市農政観光部商工観光課）
 ⑪「笑顔の和 昭和町 GuideMap」（平成23年4月、昭和町役場企画財政課）
 ⑫「南アルプス市 市街のガイドマップ」（南アルプス市役所観光商工課 南アルプス市観光協会）
 ⑬「富士川町」（平成23年2月、富士川町役場地域振興課）
 ⑭「南アルプス邑はやかわ」（平成22年4月、南アルプスプラザ 早川町役場振興課 早川町観光協会）

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域を含む周辺市町村の人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況（登山道、ハイキングコースについては、図中に示す）は、表 4-2-1-70 に示すとおりである。山梨県では、自然に親しみながら、野生の鳥や動物との共生や保護への関心を高めることを目的とし、やまなし野鳥観察地を15箇所整備している。また、精神面の形成や情操教育の面から、“人と森林、人と人とのふれあい”の重要性が高まっており、かつてのような生活様式を基盤とした森林との関わり方を再評価し、新たな人と森林との共生を模索し、実現していく森づくりが求められるなか、県有林を主とした県下12箇所に森林文化の森を整備している。

また、県独自制度による対象事業実施区域及びその周囲の地域の指定状況は表 4-2-1-71～表 4-2-1-73 に示すとおり、自然保存地区が3箇所、景観保存地区が2箇所、歴史景観保全地区が1箇所指定されている。

図面集 [図-18 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布図]

表 4-2-1-70(1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

No.	名 称	所在地	資料
1	秋山川の溪流釣り	秋山川	②
2	緑と太陽の丘キャンプ場	上野原市秋山小和田	①、②
3	さがさわキャンプ場	上野原市秋山村	①、②
4	アオゲラの森キャンプ場	上野原市秋山浜沢	②
5	王見の滝	上野原市秋山村	②
6	両国橋キャンプ場	道志村月夜野	③
7	道志溪谷キャンプ場	道志村月夜野	③
8	月夜野キャンプ場	道志村	③
9	大渡キャンプ場	道志村	③
10	下村キャンプ場	道志村大室指	③
11	川端キャンプ場	道志村大室指	③
12	椿荘オートキャンプ場	道志村	③
13	椿キャンプ場	道志村	③
14	大栗オートキャンプ場	道志村	③
15	道志水源の森	道志村馬場	③
16	ネイチャーランドオム	道志村	③
17	ニュー田代オートキャンプ場	道志村	③
18	大月*	大月市	④
19	岩殿山	岩殿山	①、④
20	駒橋の桜	大月市	④
21	真木温泉	大月市大月町真木	①、④
22	石船神社（ムササビ生息地）	都留市朝日馬場	①、⑤
23	川茂堰堤	都留市川茂	⑤
24	宝の山ふれあいの里・ネイチャーセンター	都留市大幡	①、⑤
25	ミツバツツジ群生地	都留市	⑤
26	カムイみさかスキー場	笛吹市御坂町上黒駒	①、⑥
27	御坂路さくら公園	笛吹市御坂町上黒駒	①、⑥
28	金沢憩いの森公園	笛吹市一宮町金沢地内	⑥
29	みかさ桃源郷公園	笛吹市御坂町尾山	⑥
30	森林公園金川の森	笛吹市一宮町国分	⑥
31	稲山ケヤキの森	笛吹市八代町岡字稲山地内	⑥、⑬
32	八代ふるさと公園	笛吹市八代町岡	⑥
33	黒坂オートキャンプ場	笛吹市境町大黒坂	⑥
34	藤壘の滝	笛吹市境町藤壘	⑥
35	坊ヶ峯	笛吹市境町坊ヶ峯	①、⑥
36	風土記の丘*	甲府市下向山町	⑦
37	御殿滝	甲府市中畑町	⑦
38	今川の桜並木	昭和町紙漣河原	⑧
39	鎌田川源氏堂公園	昭和町押越 1273	⑧
40	山伏川の桜並木	昭和町飯喰 626-3	①、⑧
41	豊富シルクの里公園	中央市大鳥居 1619-1	⑨、⑬
42	若宮八王子公園	中央市関原 1346	⑨
43	山の神千本桜	中央市大鳥居	①、⑨
44	玉穂ふるさとふれあい広場	中央市乙黒 1-1	①、⑨
45	笛吹川サイクリングロード	中央市乙黒 945	⑨
46	釜無川サイクリングロード	南アルプス市鏡中條 3841	⑨
47	雨鳴山森林公園	南アルプス市秋山 725	⑨
48	北伊奈ヶ湖水辺公園	南アルプス市上市之瀬 1760	⑨
49	三郡橋周辺（釜無川と笛吹川合流地域） 野鳥観察地	南アルプス市、富士川町	⑬
50	まほらの湯	富士川町長沢 1757-2	⑩

注1. 「所在地」については、対象事業実施区域を含む周辺市町村のみ記載した。

注2. 表中*印については、「平成20年度全国観光動向」（平成22年7月、社団法人日本観光協会）より記載した。

表 4-2-1-70(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

No.	名 称	所在地	資料
51	大柳川やすらぎ水辺公園	富士川町鳥屋 375	⑩
52	不動の滝親水公園	富士川町十谷 1652	⑩
53	大柳川溪流公園	富士川町十谷 57	⑩
54	十谷温泉	富士川町十谷	①、⑩
55	銚子口二段の滝	富士川町十谷	⑩
56	十谷の森	富士川町十谷	①、⑬
57	南アルプス邑野鳥公園	早川町黒桂 745	①、⑫
58	新倉湧水	早川町新倉	⑫
59	湯島湧水	早川町湯島	⑫
60	西山温泉湯島の湯	早川町西山自然農園内	①、⑫
61	西山温泉	早川町西山温泉	⑫

注1. 「所在地」については、対象事業実施区域を含む周辺市町村のみ記載した。

注2. 表中*印については、「平成20年度全国観光動向」（平成22年7月、社団法人日本観光協会）より記載した。

資料：①「山梨ガイドマップ」（平成23年3月、（社）やまなし観光推進機構）

②「うえのはら ウエノハラ 上野原」（平成23年1月、山梨県上野原市 上野原市観光協会）

③「道志村ガイドマップ」（道志村村役場産業振興課）

④「おおつき 観光ガイドマップ」（平成22年9月、大月市役所）

⑤「都留 都留市観光ガイドマップ」（平成22年5月、都留市観光協会 都留市役所産業観光課）

⑥「山梨県笛吹市観光ガイドマップ」（平成22年8月、山梨県笛吹市観光商工課）

⑦「甲府遊歩 甲府市観光ガイド」（甲府市役所企画部総務課）

⑧「笑顔の和 昭和町 GuideMap」（平成23年4月、昭和町役場企画財政課）

⑨「Chuo City Guide Map」（中央市農政観光部商工観光課）

⑩「南アルプス市 市街のガイドマップ」（南アルプス市役所観光商工課 南アルプス市観光協会）

⑪「富士川町」（平成23年2月、富士川町役場地域振興課）

⑫「南アルプス邑はやかわ」（平成22年4月、南アルプスプラザ 早川町役場振興課 早川町観光協会）

⑬「やまなしの環境（平成22年度版）」（平成23年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

表 4-2-1-71 自然保存地区の指定状況

名称	場所	所有区分 (ha)		
		県有地	民有地	計
滝子山	大月市笹子町白野、初狩町初狩	37	—	37
三ツ峠山	都留市大幡	140	—	140
黒岳	笛吹市御坂町上黒駒	12	—	12

資料：「やまなしの環境（平成22年度版）」（平成23年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

表 4-2-1-72 景観保存地区の指定状況

名称	所在地	所有区分 (ha)		
		県有地	民有地	計
戸川溪谷	南巨摩郡富士川町小室、平林	28	2	30
早川溪谷	南巨摩郡早川町湯島、新倉	18	53	71

資料：「やまなしの環境（平成22年度版）」（平成23年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

表 4-2-1-73 歴史景観保全地区の指定状況

名称	所在地	所有区分 (ha)		
		県有地	民有地	計
岩殿山	大月市賑町強瀬、畑倉	48	1	49

資料：「やまなしの環境（平成22年度版）」（平成23年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

4-2-2 社会的状況

1) 人口及び産業の状況

(1) 人口の推移

山梨県及び対象事業実施区域を含む周辺市町村の平成12年から平成22年までの10年間の人口推移は表4-2-2-1に、年齢3区分別人口割合は表4-2-2-2に示すとおりである。

山梨県では、県全体として人口がやや減少傾向にあり、対象事業実施区域を含む周辺市町村においても同様の傾向を示している。

表 4-2-2-1 人口の推移

(各年10月末現在)

(単位：人)

地域	平成12年	平成17年	平成22年
上野原市	29,786	28,533	26,807
道志村	2,195	2,101	1,961
大月市	33,187	31,204	28,669
都留市	34,172	33,247	32,022
笛吹市	71,022	72,123	71,324
甲府市	198,071	194,331	192,968
昭和町	15,397	16,336	17,131
中央市	29,969	30,065	29,912
南アルプス市	70,681	72,758	73,108
富士川町	17,917	17,612	16,719
早川町	1,827	1,609	1,317
山梨県	889,060	882,420	864,025

注1. 市町村合併の状況は下記のとおりであり、表中には合算した数値を記載する。

- ・南アルプス市：八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の6町村を合併（平成15年4月1日）
- ・笛吹市：石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の6町村を合併（平成16年10月12日）
- ・上野原市：上野原町、秋山村の2町村を合併（平成17年2月13日）
- ・中央市：玉穂町、田富町、豊富村の3町村を合併（平成18年2月20日）
- ・甲府市：中道町、上九一色村（北部）の2町村を編入（平成18年3月1日）
- ・笛吹市：芦川村を編入（平成18年8月1日）
- ・富士川町：増穂町、鯉沢町の2町を合併（平成22年3月8日）

注2. 平成12年、17年のデータには甲府市人口に旧上九一色村（北部）は含んでいない。

資料：「山梨県統計データバンク」（平成23年6月現在、山梨県ホームページ）

表 4-2-2-2 年齢3区分別人口割合

(平成17年10月1日現在)

(単位：%)

地域	年少人口 0～14歳	生産年齢人口 15～64歳	老年人口 65歳以上
上野原市	12.8	64.3	22.9
道志村	12.3	60.8	27.0
大月市	12.4	62.1	25.5
都留市	14.3	65.3	20.4
笛吹市	15.4	63.4	21.2
甲府市	13.2	64.6	22.2
昭和町	17.4	68.0	14.1
中央市	16.3	68.7	15.0
南アルプス市	16.6	64.2	19.2
富士川町	14.0	57.7	28.4
早川町	7.2	48.4	44.4
山梨県	14.4	63.6	21.9

注1. 市町村合併の状況は下記のとおりであり、表中には合算した数値を記載する。なお、甲府市については、旧上九一色村（北部）は含んでいない。

- ・中央市：玉穂町、田富町、豊富村の3町村を合併（平成18年2月20日）
- ・甲府市：中道町、上九一色村（北部）の2町村を編入（平成18年3月1日）
- ・笛吹市：芦川村を編入（平成18年8月1日）
- ・富士川町：増穂町、鯉沢町の2町を合併（平成22年3月8日）

資料：「国勢調査」（平成17年、総務省統計局）

（上野原市）

上野原市の人口は、平成12年から平成22年の10年間に、29,786人から26,807人へと2,979人減少し、その減少率は10.0%となっている。また、老年人口の割合は22.9%で、県全体の割合（21.9%）より高く、年少人口の割合が12.8%と県全体の割合（14.4%）と比べて低くなっている。

（道志村）

道志村の人口は、平成12年から平成22年の10年間に、2,195人から1,961人へと234人減少し、その減少率は10.7%となっている。また、老年人口の割合は27.0%で、県全体の割合（21.9%）より高く、年少人口の割合、生産年齢人口の割合はともに県全体の割合と比べて低くなっている。

（大月市）

大月市の人口は、平成12年から平成22年の10年間に、33,187人から28,669人へと4,518人減少し、その減少率は13.6%となっている。また、老年人口の割合は25.5%で、県全体の割合（21.9%）より高く、年少人口の割合が12.4%と県全体の割合（14.4%）と比べて低くなっている。

（都留市）

都留市の人口は、平成12年から平成22年の10年間に、34,172人から32,022人へと2,150人減少し、その減少率は6.3%となっている。また、老年人口の割合は20.4%で、県全体の割合（21.9%）より低く、生産年齢人口の割合が65.3%と県全体の割合（63.6%）と比べて高くなっている。

(笛吹市)

笛吹市の人口は、平成12年から平成22年の10年間に71,022人から71,324人へと302人増加し、その増加率は0.4%となっている。また、老年人口の割合は21.2%で、県全体の割合(21.9%)よりやや低く、年少人口の割合が15.4%と県全体の割合(14.4%)と比べて高くなっている。

(甲府市)

甲府市の人口は、平成12年から平成22年の10年間に、198,071人から192,968人へと5,103人減少し、その減少率は2.6%となっている。また、老年人口の割合は22.2%で、県全体の割合(21.9%)よりやや高く、生産年齢人口の割合が64.6%と県全体の割合(63.6%)と比べて高くなっている。

(昭和町)

昭和町の人口は、平成12年から平成22年の10年間に、15,397人から17,131人へと1,734人増加し、その増加率は11.3%となっている。また、老年人口の割合は14.1%で、県全体の割合(21.9%)より低く、年少人口の割合、生産年齢人口の割合はともに県全体の割合と比べて高くなっている。

(中央市)

中央市の人口は、平成12年から平成22年の10年間に、29,969人から29,912人へと57人減少し、その減少率は0.2%となっている。また、老年人口の割合は15.0%で、県全体の割合(21.9%)より低く、年少人口の割合、生産年齢人口の割合はともに県全体の割合と比べて高くなっている。

(南アルプス市)

南アルプス市の人口は、平成12年から平成22年の10年間に70,681人から73,108人へと2,427人増加し、その増加率は3.4%となっている。また、老年人口の割合は19.2%で、県全体の割合(21.9%)よりやや低く、年少人口の割合が16.6%と県全体の割合(14.4%)と比べて高くなっている。

(富士川町)

富士川町の人口は、平成12年から平成22年の10年間に、17,917人から16,719人へと1,198人減少し、その減少率は6.7%となっている。また、老年人口の割合は28.4%で、県全体の割合(21.9%)より高く、年少人口の割合、生産年齢人口の割合はともに県全体の割合と比べて低くなっている。

(早川町)

早川町の人口は、平成12年から平成22年の10年間に、1,827人から1,317人へと510人減少し、その減少率は27.9%となっている。また、老年人口の割合は44.4%で、県全体の割合(21.9%)より高くなっている。年少人口の割合、生産年齢人口の割合はともに県全体の割合と比べて低くなっている。

(2) 産業次別就業人口構成比

全国、山梨県及び対象事業実施区域を含む周辺市町村の産業次別の就業人口とその構成比は、表4-2-2-3に示すとおりである。

山梨県の産業次別就業人口の割合は、第1次産業及び第2次産業の就業人口の割合が全国水準よりも高くなっている。一方で、第3次産業の就業人口の割合が全国水準より低くなっており、第1次及び第2次産業への特化度が高い産業特性を有している。

表 4-2-2-3 産業次別の就業人口と構成比

(平成17年10月1日現在)

	全国		山梨県											
			上野原市	道志村	大月市	都留市	笛吹市	甲府市	昭和町	中央市	南アルプス市	富士川町	早川町	
全就業者数	61,505,973	444,200	13,273	1,065	13,976	16,565	38,649	94,346	9,096	16,473	38,162	8,753	616	
第1次産業 就業者数		2,965,791	37,651	144	121	249	228	7,439	2,907	401	1,396	4,699	567	33
	(%)	4.8	8.5	1.1	11.4	1.8	1.4	19.2	3.1	4.4	8.5	12.3	6.5	5.4
	A	2,703,360	36,742	112	100	157	168	7,394	2,848	396	1,393	4,663	549	17
	B	46,618	809	32	20	91	45	33	53	5	3	31	18	15
C	215,813	100	0	1	1	15	12	6	0	0	5	0	1	
第2次産業 就業者数		16,065,188	135,819	4,805	430	4,862	6,316	8,719	23,874	2,921	5,525	13,018	3,092	163
	(%)	26.1	30.6	36.2	40.4	34.8	38.1	22.6	25.3	32.1	33.5	34.1	35.3	26.5
	D	26,921	366	18	0	21	30	5	15	9	2	35	9	27
	E	5,391,905	41,520	1,397	175	1,364	1,489	3,363	7,691	723	1,394	3,357	946	99
F	10,646,362	93,933	3,390	255	3,477	4,797	5,351	16,168	2,189	4,129	9,626	2,137	37	
第3次産業 就業者数		41,328,993	266,763	8,295	255	8,787	9,952	21,878	66,407	5,633	9,420	19,712	5,078	420
	(%)	67.2	60.1	62.5	48.2	62.9	60.1	56.6	70.4	61.9	57.2	51.7	58.0	68.2
	G	279,799	2,153	77	8	105	84	165	582	39	82	168	26	43
	H	1,624,480	6,909	234	9	260	178	547	2,262	155	225	497	126	8
	I	3,132,712	14,554	516	16	622	528	1,344	2,921	330	635	1,349	341	16
	J	11,018,413	70,197	1,984	77	2,223	2,493	5,851	18,701	1,753	2,556	5,452	1,527	60
	K	1,537,830	9,273	211	11	271	351	618	2,900	191	317	660	128	0
	L	859,635	3,762	99	2	80	115	276	1,414	104	121	155	20	1
	M	3,223,451	27,371	538	121	575	1,002	2,581	6,079	490	601	1,226	335	96
	N	5,353,261	36,477	1,185	54	1,134	1,189	3,344	8,465	684	1,528	3,196	766	35
	O	2,702,160	19,928	760	39	749	804	1,323	5,220	369	711	1,398	364	19
	P	679,350	5,619	275	18	235	164	506	659	64	187	616	183	30
	Q	8,819,754	53,761	1,743	99	1,851	2,483	4,126	13,284	1,188	1,935	3,849	887	58
	R	2,098,148	16,759	673	59	682	561	1,197	3,920	266	522	1,146	375	54
S	1,146,001	3,967	29	1	78	69	613	1,158	141	132	733	16	0	

注1. 表中の産業の中分類は以下のとおり。

A農業、B林業、C漁業、D鉱業、E建設業、F製造業、G電気・ガス・熱供給・水道業、H情報通信業、I運輸業、J卸売・小売業、K金融・保険業、L不動産業、M飲食店・宿泊業、N医療・福祉、O教育・学習支援業、P複合サービス業、Qサービス業（他に分類されないもの）、R公務（他に分類されないもの）、S分類不能の産業

注2. 笛吹市は、平成18年に東八代郡芦川村が編入したため、表中には合算した数値を記載した。

注3. 甲府市は、平成18年に東八代郡中道町、西八代郡上久一色村の一部（梯・小関地区）が編入した。平成17年の国勢調査結果は、上久一色村について一部区域のデータがないため、表中には、旧甲府市及び旧中道町のみを合算した数値を記載した。

注4. 富士川町は、平成22年に南巨摩郡増穂町及び鯉沢町が合併し新設されたため、表中には合算した数値を記載した。

資料：「国勢調査」（平成17年、総務省統計局）

(上野原市)

上野原市では、第2次産業の就業人口の割合は36.2%であり、全国、県全体と比べて高い割合となっている。第2次産業就業人口のうち、「製造業」が約7割を占め、次いで「建設業」となっている。第3次産業の就業人口の割合は62.5%であり、中心となるのは「卸売・小売業」、「サービス業」となっている。なお、第1次産業就業人口の割合は1.1%であり、全国、県全体及び対象事業実施区域を含む他の周辺市町村と比べて最も低い割合となっている。

(道志村)

道志村では、第2次産業の就業人口の割合は40.4%であり、全国、県全体及び他の対象事業実施区域を含む周辺市町村と比べて最も高い割合となっている。第2次産業就業人口のうち、「製造業」が約6割を占め、次いで「建設業」となっている。第3次産業の就業人口の割合は48.2%であり、中心となるのは「飲食店・宿泊業」、「サービス業」となっている。なお、第1次産業就業人口の割合は11.4%であり、全国及び県全体と比べて高い割合となっている。

(大月市)

大月市では、第2次産業の就業人口の割合は34.8%であり、全国及び県全体と比べて高い割合となっている。第2次産業就業人口のうち、7割以上が「製造業」であり、次いで「建設業」となっている。第3次産業の就業人口の割合は62.9%であり、中心となるのは「卸売・小売業」、「サービス業」となっている。なお、第1次産業就業人口の割合は1.8%であり、全国及び県全体と比べて低い割合となっている。

(都留市)

都留市では、第2次産業の就業人口の割合は38.1%であり、全国及び県全体と比べて高い割合となっている。第2次産業就業人口のうち、7割以上が「製造業」であり、次いで「建設業」となっている。第3次産業の就業人口の割合は60.1%であり、中心となるのは「卸売・小売業」、「サービス業」となっている。なお、第1次産業就業人口の割合は1.4%であり、全国及び県全体と比べて低い割合となっている。

(笛吹市)

笛吹市では、第1次産業の就業人口の割合は19.2%であり、全国及び県全体と比べて高い割合となっており、そのほとんどが農業に従事している。第2次産業の就業人口の割合は、22.6%と全国、県全体及び他の対象事業実施区域を含む周辺市町村と比べて最も低く、約6割が「製造業」であり、次いで「建設業」となっている。また、第3次産業の就業人口の割合は56.6%であり、全国及び県全体と比べて低く、中心となるのは「卸売・小売業」、「サービス業」、「医療・福祉」となっている。

(甲府市)

甲府市では第3次産業の就業人口の割合は70.4%であり、全国、県全体及び他の対象事業実施区域を含む周辺市町村と比べて最も高い割合となっている。中心となるのは「卸売・小売業」で、次いで「サービス業」、「医療・福祉」となっている。第2次産業の就業人口の割合は25.3%と、全国及び県全体と比べてやや低く、「製造業」が約7割を占めている。なお、第1次産業就業人口の割合は3.1%であり、全国及び県全体と比べて低い割合となっている。

(昭和町)

昭和町では第2次産業の就業人口の割合が32.1%であり、全国及び県全体と比べて高い割合となっている。第2次産業の就業人口のうち、約7割以上が「製造業」であり、次いで「建設業」となっている。第3次産業の就業人口の割合は61.9%であり、中心となるのは「卸売・小売業」、「サービス業」となっている。なお、第1次産業の就業人口の割合は4.4%と、全国とほぼ同程度となっている。

(中央市)

中央市では、第1次産業の就業人口の割合は8.5%であり、県全体と同程度となっており、そのほとんどが「農業」に従事している。第2次産業の就業人口の割合は33.5%と、全国及び県全体と比べて高く、約7割以上が「製造業」であり、次いで「建設業」となっている。第3次産業の就業人口の割合は57.2%であり、全国及び県全体と比べて低く、中心となるのは「卸売・小売業」、「サービス業」となっている。

(南アルプス市)

南アルプス市では、第1次産業の就業人口の割合は12.3%であり、全国及び県全体と比べて高い割合となっており、そのほとんどが「農業」に従事している。第2次産業の就業人口の割合は34.1%であり、約7割が「製造業」で、次いで「建設業」となっている。第3次産業の就業人口の割合は51.7%であり、全国及び県全体と比べて低くなっている。中心となるのは「卸売・小売業」、「サービス業」、「医療・福祉」となっている。

(富士川町)

富士川町では、第2次産業の就業人口の割合が35.3%であり、全国及び県全体と比べて高い割合となっている。第2次産業の就業人口のうち、約7割が「製造業」であり、次いで「建設業」となっている。第3次産業の割合は58.0%と全国及び県全体と比べて低くなっている。中心となるのは「卸売・小売業」、「サービス業」、「医療・福祉」となっている。なお、第1次産業の就業人口の割合は6.5%であり、そのほとんどが「農業」に従事している。

(早川町)

早川町では、第3次産業の就業人口の割合が68.2%であり、全国及び県全体と比べて高い割合となっている。中心となるのは「飲食店・宿泊業」、「卸売・小売業」、「サービス業」となっている。第2次産業の就業人口の割合は26.5%であり、約6割が「建設業」であり、次いで「製造業」となっている。なお、第1次産業の割合は5.4%であり、「農業」と「林業」がほぼ同程度となっている。

2) 土地利用の状況

(1) 土地利用状況

山梨県及び対象事業実施区域を含む周辺市町村の固定資産税評価総地積に基づく土地利用の状況は、表 4-2-2-4 に示すとおりである。

「平成 22 年刊行 山梨県統計年鑑」（山梨県ホームページ）によると、山梨県の行政総面積は 4,465.37km² である。

土地利用状況は、対象事業実施区域を含む周辺市町村では原野としての利用は少なく、甲府市、昭和町、中央市では約 30%から約 50%を宅地が占めており、また、笛吹市、南アルプス市では約 40%を畑地が占めている。それ以外の上野原市、道志村、大月市、都留市、富士川町、早川町では約 60%から約 80%を山林が占めている。

表 4-2-2-4 固定資産税評価総地積に基づく土地利用の状況

(平成 21 年 1 月 1 日現在)

(単位:10a)

地域	統計	田		畑		宅地		山林		原野		その他	
		面積 (10a)	割合 (%)	面積 (10a)	割合 (%)	面積 (10a)	割合 (%)	面積 (10a)	割合 (%)	面積 (10a)	割合 (%)	面積 (10a)	割合 (%)
上野原市	71,190	1,358	1.9	12,368	17.4	4,117	5.8	44,398	62.4	4,122	5.8	4,826	6.8
道志村	13,881	603	4.3	2,962	21.3	401	2.9	8,006	57.7	1,851	13.3	59	0.4
大月市	72,486	1,739	2.4	11,416	15.7	4,433	6.1	45,624	62.9	6,282	8.7	2,937	4.1
都留市	53,347	3,883	7.3	5,056	9.5	5,159	9.7	31,017	58.1	2,235	4.2	5,997	11.2
笛吹市	86,641	2,901	3.3	37,821	43.7	14,303	16.5	25,395	29.3	1,536	1.8	4,686	5.4
甲府市	67,882	6,075	8.9	13,425	19.8	25,418	37.4	18,454	27.2	2,014	3.0	2,496	3.7
昭和町	6,807	1,904	28.0	582	8.6	3,722	54.7	0	0.0	3	0.0	596	8.8
中央市	18,157	5,080	28.0	5,439	30.0	5,852	32.2	1,219	6.7	61	0.3	505	2.8
南アルプス市	61,313	9,978	16.3	24,052	39.2	14,975	24.4	10,121	16.5	358	0.6	1,829	3.0
富士川町	31,464	2,127	6.8	5,160	16.5	2,980	9.4	19,566	62.1	1,203	3.8	429	1.4
早川町	32,360	301	0.9	2,120	6.6	421	1.3	27,091	83.7	1,626	5.0	801	2.5
山梨県	1,328,519	111,894	8.4	276,785	20.8	164,180	12.4	649,676	48.9	70,733	5.3	55,251	4.2

注1. 固定資産税評価総地積に基づく各市町村の面積の総計は、行政面積と異なることがある。

資料：「平成 22 年刊行 山梨県統計年鑑」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）

(2) 土地利用指定状況

対象事業実施区域を含む周辺市町村の土地利用の指定状況は、表 4-2-2-5 に示すとおりである。なお、指定内容は都市計画法に基づく都市計画区域と用途地域、国土利用計画法に基づく 5 地域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域、砂防法に基づく砂防指定地、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域、森林法に基づく保安林指定地及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区である。

表 4-2-2-5(1) 各種土地利用指定地域調査表

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
上野原市	都市計画法	都市計画区域	2,375.0ha
		用途地域	335.7ha
	国土利用計画法	都市地域	671.4ha
		農業地域	16,407.0ha
		森林地域	13,994.0ha
		自然公園地域	-
		自然保全地域	-
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	8 箇所
	砂防法	砂防指定地	93 箇所
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	1 箇所
森林法	保安林指定地	4,129.0ha	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	1 箇所	

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
道志村	都市計画法	都市計画区域	-
		用途地域	-
	国土利用計画法	都市地域	-
		農業地域	5,171.0ha
		森林地域	7,468.0ha
		自然公園地域	-
		自然保全地域	33.0ha
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	12 箇所
	砂防法	砂防指定地	32 箇所
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	-
森林法	保安林指定地	3,643.0ha	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	1 箇所	

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
大月市	都市計画法	都市計画区域	5,110.0ha
		用途地域	351.7ha
	国土利用計画法	都市地域	703.4ha
		農業地域	21,438.0ha
		森林地域	24,320.0ha
		自然公園地域	-
		自然保全地域	666.0ha
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	55 箇所
	砂防法	砂防指定地	121 箇所
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	2 箇所
森林法	保安林指定地	13,371.0ha	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	3 箇所	

注1. 表中の「-」は、該当箇所がないことを示している。

表 4-2-2-5(2) 各種土地利用指定地域調査表

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
都留市	都市計画法	都市計画区域	5,291.0ha
		用途地域	549.0ha
	国土利用計画法	都市地域	1,098.0ha
		農業地域	13,640.0ha
		森林地域	13,620.0ha
		自然公園地域	-
		自然保全地域	203.0ha
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	41 箇所
	砂防法	砂防指定地	53 箇所
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	-
森林法	保安林指定地	6,433.0ha	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	3 箇所	

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
笛吹市	都市計画法	都市計画区域	8,820.0ha
		用途地域	235.0ha
	国土利用計画法	都市地域	470.0ha
		農業地域	19,957.0ha
		森林地域	11,833.0ha
		自然公園地域	-
		自然保全地域	28.0ha
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	18 箇所
	砂防法	砂防指定地	134 箇所
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	-
森林法	保安林指定地	5,822.0ha	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	2 箇所	

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
甲府市	都市計画法	都市計画区域	9,323.0ha
		用途地域	3,078.5ha
	国土利用計画法	都市地域	10,829.0ha
		農業地域	13,061.0ha
		森林地域	13,633.0ha
		自然公園地域	8,454.0ha
		自然保全地域	-
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	18 箇所
	砂防法	砂防指定地	85 箇所
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	1 箇所
森林法	保安林指定地	10,681.0ha	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	5 箇所	

注1. 表中の「-」は、該当箇所がないことを示している。

表 4-2-2-5(3) 各種土地利用指定地域調査表

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
昭和町	都市計画法	都市計画区域	914.0ha
		用途地域	558.0ha
	国土利用計画法	都市地域	1,473.0ha
		農業地域	358.0ha
		森林地域	-
		自然公園地域	-
		自然保全地域	-
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	-
	砂防法	砂防指定地	-
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	-
森林法	保安林指定地	-	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	-	

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
中央市	都市計画法	都市計画区域	2,686.0ha
		用途地域	686.1ha
	国土利用計画法	都市地域	2,480.2ha
		農業地域	2,495.0ha
		森林地域	552.0ha
		自然公園地域	-
		自然保全地域	-
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	4箇所
	砂防法	砂防指定地	13箇所
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	-
森林法	保安林指定地	148.0ha	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	-	

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
南アルプス市	都市計画法	都市計画区域	7,419.0ha
		用途地域	492.6ha
	国土利用計画法	都市地域	985.2ha
		農業地域	10,354.0ha
		森林地域	19,330.0ha
		自然公園地域	14,345.0ha
		自然保全地域	-
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	12箇所
	砂防法	砂防指定地	111箇所
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	-
森林法	保安林指定地	15,072.0ha	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	6箇所	

注1. 表中の「-」は、該当箇所がないことを示している。

表 4-2-2-5(4) 各種土地利用指定地域調査表

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
富士川町	都市計画法	都市計画区域	1,392.0ha
		用途地域	244.4ha
	国土利用計画法	都市地域	526.8ha
		農業地域	6,995.0ha
		森林地域	9,193.0ha
		自然公園地域	1,840.0ha
		自然保全地域	30.0ha
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	12 箇所
	砂防法	砂防指定地	97 箇所
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	4 箇所
森林法	保安林指定地	5,465.0ha	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	1 箇所	

地域	法令等	指定区分	指定地域の概況
早川町	都市計画法	都市計画区域	-
		用途地域	-
	国土利用計画法	都市地域	-
		農業地域	13,759.0ha
		森林地域	35,448.0ha
		自然公園地域	4,748.0ha
		自然保全地域	1,170.0ha
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	4 箇所
	砂防法	砂防指定地	99 箇所
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	-
森林法	保安林指定地	23,608.0ha	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	5 箇所*	

注1. 表中の「-」は、該当箇所がないことを示している。

注2. 表中の*印は、身延町の飛地を含んだ箇所数である。

資料：「都市計画法令要覧（平成19年版）」（ぎょうせい 国土交通省都市・地域整備局都市計画課監修）

都市地域；「市町村別面積調べ」（平成22年10月、山梨県企画県民部企画課）

農業地域；「農業振興地域の設定状況」（平成23年1月24日、山梨県企画県民部企画課）

森林地域；「Ⅱ森林・林業統計表」（平成22年度、山梨県森林環境部森林環境総務課）

自然公園地域；「自然公園地域」（平成20年4月1日、山梨県企画県民部企画課）

自然保全地域；「やまなしの環境（平成22年度版）」

（平成23年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）より算出
急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域；

山梨県県土整備部砂防課 提供資料（平成23年6月現在）

「市町村別保安林面積」（平成23年3月31日現在、山梨県森林環境部森林整備課）

「平成22年度鳥獣保護区等位置図山梨県」（平成22年、山梨県森林環境部みどり自然課）

（上野原市）

上野原市は山梨県の最東部で、首都圏から60～70km圏に位置し、北は東京都西多摩郡、東は神奈川県相模原市、南は道志村、西は大月市と都留市と接している。

上野原市の総面積は17,065.0haであり、都市計画区域は2,375.0ha、うち335.7haに用途地域の指定がある。都市地域、農業地域、森林地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が8箇所、砂防指定地が93箇所、地すべり防止区域が1箇所、保安林指定地が4,129.0ha、鳥獣保護区が1箇所指定されている。

(道志村)

道志村は山梨県の最東部に位置し、北は上野原市、東は神奈川県相模原市、南は神奈川県足柄上郡山北町、西は都留市、山中湖村と接している。

道志村の総面積は7,957.0haであり、都市計画区域及び用途地域の指定はない。農業地域、森林地域、自然保全地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が12箇所、砂防指定地が32箇所、保安林指定地が3,643.0ha、鳥獣保護区が1箇所指定されている。

(大月市)

大月市は山梨県の東部に位置し、桂川と笹子川の河川沿いの河岸段丘に古くから集落が形成されており、北は小菅村、東は上野原市、南は都留市、西は甲州市、笛吹市と接している。

大月市の総面積は28,030.0haであり、都市計画区域は5,110.0ha、うち351.7haに用途地域の指定がある。都市地域、農業地域、森林地域、自然保全地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が55箇所、砂防指定地が121箇所、地すべり防止区域が2箇所、保安林指定地が13,371.0ha、鳥獣保護区が3箇所指定されている。

(都留市)

都留市は山梨県の東部に位置し、北は大月市、東は上野原市、道志村、南は忍野村、山中湖村、西は富士河口湖町、西桂町、富士吉田市に接している。

都留市の総面積は16,158.0haであり、都市計画区域は5,291.0ha、うち549.0haに用途地域の指定がある。都市地域、農業地域、森林地域、自然保全地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が41箇所、砂防指定地が53箇所、保安林指定地が6,433.0ha、鳥獣保護区が3箇所指定されている。なお、地すべり防止区域の指定はない。

(笛吹市)

笛吹市は、甲府盆地の中央部やや東寄りに位置し、北は山梨市、北東から東は甲州市、大月市、南は富士河口湖町、西は甲府市に接している。

笛吹市の総面積は20,192.0haであり、都市計画区域は8,820.0ha、うち235.0haに用途地域の指定がある。都市地域、農業地域、森林地域、自然保全地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が18箇所、砂防指定地が134箇所、保安林指定地が5,822.0ha、鳥獣保護区が2箇所指定されている。なお、地すべり防止区域の指定はない。

(甲府市)

甲府市は、山梨県のほぼ中央に位置し、市街地は甲府盆地中央にあり、おおむね平坦であるが、北に高く南に低く傾斜している。北西から北東は北杜市、山梨市、東は笛吹市、南は富士河口湖町、身延町、西は甲斐市、昭和町、中央市、市川三郷町に接している。

甲府市の総面積は 21,241.0ha であり、都市計画区域は 9,323.0ha、うち 3,078.5ha に用途地域の指定がある。都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が 18 箇所、砂防指定地が 85 箇所、地すべり防止区域が 1 箇所、保安林指定地が 10,681.0ha、鳥獣保護区が 5 箇所指定されている。

(昭和町)

昭和町は、山梨県のほぼ中央に位置し、北は甲斐市、東は甲府市、南は中央市、東は南アルプス市に接している。

昭和町の総面積は 915.0ha であり、都市計画区域は 914.0ha、うち 558.0ha に用途地域の指定がある。都市地域、農業地域の指定がある。なお、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、保安林指定地、鳥獣保護区の指定はない。

(中央市)

中央市は、山梨県の中南部に位置し、北は昭和町、東は甲府市、南は市川三郷町、西は南アルプス市に接している。

中央市の総面積は 3,181.0ha であり、都市計画区域は 2,686.0ha、うち 686.1ha に用途地域の指定がある。都市地域、農業地域、森林地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が 4 箇所、砂防指定地が 13 箇所、保安林指定地が 148.0ha 指定されている。なお、地すべり防止区域、鳥獣保護区の指定はない。

(南アルプス市)

南アルプス市は、山梨県の西部に位置し、北は韮崎市、東は甲斐市、昭和町、中央市、南は早川町、富士川町、市川三郷町、西は長野県伊那市に接している。

南アルプス市の総面積は 26,406.0ha であり、都市計画区域は 7,419.0ha、うち 492.6ha に用途地域の指定がある。都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が 12 箇所、砂防指定地が 111 箇所、保安林指定地が 15,072.0ha、鳥獣保護区が 6 箇所指定されている。なお、地すべり防止区域の指定はない。

(富士川町)

富士川町は、山梨県の西部に位置し、北は南アルプス市、東は市川三郷町、南は身延町、西は早川町に接している。

富士川町の総面積は 11,198.0ha であり、都市計画区域は 1,392.0ha、うち 244.4ha に用途地域の指定がある。都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が 12 箇所、砂防指定地が 97 箇所、地すべり防止区域が 4 箇所、保安林指定地が 5,465.0ha、鳥獣保護区が 1 箇所指定されている。

(早川町)

早川町は、山梨県の最西部に位置し、北東は南アルプス市、東は富士川町、身延町、南から西は静岡県静岡市に接している。

早川町の総面積は 36,986.0ha であり、都市計画区域及び用途地域の指定はない。農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の指定があり、急傾斜地崩壊危険区域が 4 箇所、砂防指定地が 99 箇所、保安林指定地が 23,608.0ha、鳥獣保護区が 5 箇所指定されている。なお、地すべり防止区域の指定はない。

(3) 用途地域の状況

対象事業実施区域を含む周辺市町村のうち7市2町では、都市計画法に基づく用途地域が指定されており、道志村及び早川町では用途地域の指定はない。各市町の指定状況は、表 4-2-2-6 に示すとおりである。

図面集 [図-19 用途地域図]

表 4-2-2-6(1) 都市計画用途地域別面積（上野原市）

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
用途地域	第 1 種低層住居専用地域	38.0	11.3
	第 2 種低層住居専用地域	0.0	0.0
	第 1 種中高層住居専用地域	72.0	21.4
	第 2 種中高層住居専用地域	0.0	0.0
	第 1 種住居地域	107.0	31.9
	第 2 種住居地域	10.0	3.0
	準住居地域	0.0	0.0
	近隣商業地域	3.7	1.1
	商業地域	6.5	1.9
	準工業地域	6.8	2.0
	工業地域	50.4	15.0
	工業専用地域	41.3	12.3
	計	335.7	100.0
都市計画区域		2,375.0	-
行政区域面積		17,065.0	-

注1. 行政面積は平成20年10月1日現在である。

資料：「都市計画法令要覧（平成 20 年版）」

(平成 23 年 6 月現在、国土交通省都市計画課都市計画調査室ホームページ)

「平成 22 年刊行 山梨県統計年鑑」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）

表 4-2-2-6(2) 都市計画用途地域別面積（大月市）

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
用途地域	第 1 種低層住居専用地域	69.0	19.6
	第 2 種低層住居専用地域	0.0	0.0
	第 1 種中高層住居専用地域	1.2	0.3
	第 2 種中高層住居専用地域	0.0	0.0
	第 1 種住居地域	176.0	50.0
	第 2 種住居地域	0.0	0.0
	準住居地域	80.0	22.7
	近隣商業地域	7.5	2.1
	商業地域	18.0	5.1
	準工業地域	0.0	0.0
	工業地域	0.0	0.0
	工業専用地域	0.0	0.0
	計	351.7	100.0
都市計画区域		5,110.0	-
行政区域面積		28,030.0	-

注1. 行政面積は平成20年10月1日現在である。

資料：「都市計画法令要覧（平成 20 年版）」

(平成 23 年 6 月現在、国土交通省都市計画課都市計画調査室ホームページ)

「平成 22 年刊行 山梨県統計年鑑」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）

表 4-2-2-6(3) 都市計画用途地域別面積（都留市）

（平成 21 年 3 月 31 日現在）

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
用途地域	第 1 種低層住居専用地域	53.0	9.7
	第 2 種低層住居専用地域	6.0	1.1
	第 1 種中高層住居専用地域	0.0	0.0
	第 2 種中高層住居専用地域	6.0	1.1
	第 1 種住居地域	295.0	53.7
	第 2 種住居地域	22.0	4.0
	準住居地域	45.0	8.2
	近隣商業地域	2.0	0.4
	商業地域	21.0	3.8
	準工業地域	99.0	18.0
	工業地域	0.0	0.0
	工業専用地域	0.0	0.0
	計	549.0	100.0
都市計画区域		5,291.0	-
行政区域面積		16,158.0	-

注1. 行政面積は平成20年10月1日現在である。

資料：「都市計画法令要覧（平成 20 年版）」

（平成 23 年 6 月現在、国土交通省都市計画課都市計画調査室ホームページ）

「平成 22 年刊行 山梨県統計年鑑」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）

表 4-2-2-6(4) 都市計画用途地域別面積（笛吹市）

（平成 21 年 3 月 31 日現在）

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
用途地域	第 1 種低層住居専用地域	0.0	0.0
	第 2 種低層住居専用地域	0.0	0.0
	第 1 種中高層住居専用地域	33.0	14.0
	第 2 種中高層住居専用地域	0.0	0.0
	第 1 種住居地域	98.0	41.7
	第 2 種住居地域	10.0	4.3
	準住居地域	0.0	0.0
	近隣商業地域	13.0	5.5
	商業地域	81.0	34.5
	準工業地域	0.0	0.0
	工業地域	0.0	0.0
	工業専用地域	0.0	0.0
	計	235.0	100.0
都市計画区域		8,820.0	-
行政区域面積		20,192.0	-

注1. 行政面積は平成20年10月1日現在である。

資料：「都市計画法令要覧（平成 20 年版）」

（平成 23 年 6 月現在、国土交通省都市計画課都市計画調査室ホームページ）

「平成 22 年刊行 山梨県統計年鑑」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）

表 4-2-2-6(5) 都市計画用途地域別面積（甲府市）

（平成 21 年 3 月 31 日現在）

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
用途地域	第 1 種低層住居専用地域	392.0	12.7
	第 2 種低層住居専用地域	8.9	0.3
	第 1 種中高層住居専用地域	896.0	29.1
	第 2 種中高層住居専用地域	118.0	3.8
	第 1 種住居地域	699.0	22.7
	第 2 種住居地域	156.0	5.1
	準住居地域	97.0	3.2
	近隣商業地域	68.6	2.2
	商業地域	272.0	8.8
	準工業地域	221.0	7.2
	工業地域	59.0	1.9
	工業専用地域	91.0	3.0
	計	3,078.5	100.0
都市計画区域		9,323.0	-
行政区域面積		21,241.0	-

注1. 行政面積は平成20年10月1日現在である。

資料：「都市計画法令要覧（平成 20 年版）」

（平成 23 年 6 月現在、国土交通省都市計画課都市計画調査室ホームページ）

「平成 22 年刊行 山梨県統計年鑑」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）

表 4-2-2-6(6) 都市計画用途地域別面積（昭和町）

（平成 21 年 3 月 31 日現在）

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
用途地域	第 1 種低層住居専用地域	0.0	0.0
	第 2 種低層住居専用地域	22.0	3.9
	第 1 種中高層住居専用地域	102.0	18.3
	第 2 種中高層住居専用地域	10.0	1.8
	第 1 種住居地域	136.0	24.4
	第 2 種住居地域	21.0	3.8
	準住居地域	8.7	1.6
	近隣商業地域	17.0	3.0
	商業地域	8.3	1.5
	準工業地域	74.0	13.3
	工業地域	38.0	6.8
	工業専用地域	121.0	21.7
	計	558.0	100.0
都市計画区域		914.0	-
行政区域		915.0*	-

注1. *印は境界未確定部分があるため、総務省自治行政局発行の全国市町村要覧（平成20年版）に記載されている便宜上の概算数値を記載している。

注2. 行政面積は平成20年10月1日現在である。

資料：「都市計画法令要覧（平成 20 年版）」

（平成 23 年 6 月現在、国土交通省都市計画課都市計画調査室ホームページ）

「平成 22 年刊行 山梨県統計年鑑」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）

表 4-2-2-6(7) 都市計画用途地域別面積 (中央市)

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
用途地域	第 1 種低層住居専用地域	0.0	0.0
	第 2 種低層住居専用地域	30.0	4.4
	第 1 種中高層住居専用地域	266.0	38.8
	第 2 種中高層住居専用地域	6.2	0.9
	第 1 種住居地域	132.0	19.2
	第 2 種住居地域	52.7	7.7
	準住居地域	14.0	2.0
	近隣商業地域	4.0	0.6
	商業地域	0.0	0.0
	準工業地域	89.3	13.0
	工業地域	9.9	1.4
	工業専用地域	82.0	12.0
	計	686.1	100.0
都市計画区域		2,686.0	-
行政区域面積		3,181.0	-

注1. 行政面積は平成20年10月1日現在である。

資料：「都市計画法令要覧（平成 20 年版）」

(平成 23 年 6 月現在、国土交通省都市計画課都市計画調査室ホームページ)

「平成 22 年刊行 山梨県統計年鑑」(平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ)

表 4-2-2-6(8) 都市計画用途地域別面積 (南アルプス市)

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
用途地域	第 1 種低層住居専用地域	33.0	6.7
	第 2 種低層住居専用地域	11.0	2.2
	第 1 種中高層住居専用地域	158.0	32.1
	第 2 種中高層住居専用地域	0.0	0.0
	第 1 種住居地域	163.0	33.1
	第 2 種住居地域	10.0	2.0
	準住居地域	0.0	0.0
	近隣商業地域	13.8	2.8
	商業地域	11.0	2.2
	準工業地域	12.0	2.4
	工業地域	8.8	1.8
	工業専用地域	72.0	14.6
	計	492.6	100.0
都市計画区域		7,419.0	-
行政区域面積		26,406.0*	-

注1. *印は境界未確定部分があるため、総務省自治行政局発行の全国市町村要覧（平成20年版）に記載されている便宜上の概算数値を記載している。

注2. 行政面積は平成20年10月1日現在である。

資料：「都市計画法令要覧（平成 20 年版）」

(平成 23 年 6 月現在、国土交通省都市計画課都市計画調査室ホームページ)

「平成 22 年刊行 山梨県統計年鑑」(平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ)

表 4-2-2-6(9) 都市計画用途地域別面積（富士川町）

（平成21年3月31日現在）

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
用途地域	第1種低層住居専用地域	0.0	0.0
	第2種低層住居専用地域	0.0	0.0
	第1種中高層住居専用地域	63.0	25.8
	第2種中高層住居専用地域	3.3	1.4
	第1種住居地域	126.0	51.6
	第2種住居地域	1.1	0.5
	準住居地域	0.0	0.0
	近隣商業地域	19.0	7.8
	商業地域	0.0	0.0
	準工業地域	12.0	4.9
	工業地域	20.0	8.2
	工業専用地域	0.0	0.0
	計	244.4	100.0
	都市計画区域		1,392.0
行政区域面積		11,198.0*	-

注1. *印は境界未確定部分があるため、総務省自治行政局発行の全国市町村要覧（平成20年版）に記載されている便宜上の概算数値を記載している。

注2. 行政面積は平成20年10月1日現在である。

資料：「都市計画法令要覧（平成20年版）」

（平成23年6月現在、国土交通省都市計画課都市計画調査室ホームページ）

「平成22年刊行 山梨県統計年鑑」（平成23年6月現在、山梨県ホームページ）

3) 地下水の利用の状況

(1) 地下水利用の現況

対象事業実施区域を含む周辺市町村では、地下水を上水道、簡易水道として利用している。各市町村の利用状況は表 4-2-2-7 に示すとおりである。

上水道を利用している周辺市町村のうち、南アルプス市では一部伏流水を利用しているが、その他は浅井戸または深井戸を利用している。簡易水道を利用している周辺市町村のうち、上野原市は伏流水のみを利用しているが、その他は浅井戸や深井戸を利用している。

表 4-2-2-7 地下水の利用状況（平成 21 年度）

（単位：m³/年）

事業主体	上水道			簡易水道		
	伏流水	浅井戸	深井戸	伏流水	浅井戸	深井戸
上野原市	-	-	-	13,708	0	0
道志村	-	-	-	0	0	0
大月市	-	-	-	0	47,642	360,923
都留市	0	0	1,710,741	0	0	2,467,575
笛吹市	0	308,455	7,074,025	0	0	3,168,729
甲府市	0	0	10,203,491	8,011	0	31,715
昭和町	-	-	-	-	-	-
中央市	0	0	2,459,920	0	0	1,263,550
南アルプス市	2,308,698	0	5,336,212	0	0	22,623
富士川町	0	0	1,724,942	8,403	159,432	660,613
早川町	-	-	-	3,066	15,695	0
山梨県計	4,286,427	1,926,263	58,157,303	2,467,161	811,782	19,995,447

注1. 表中の「-」は、資料中にデータの記載のない市町村である。

資料：「平成 21 年度水道統計」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）

(2) 湧水等の分布

対象事業実施区域及びその周囲において、「名水百選」（環境省ホームページ）及び「平成の名水百選」（環境省ホームページ）として選定された湧水等は存在しない。また、「湧水保全ポータルサイト」（環境省ホームページ）によると、平成 21 年度の調査において「代表的な湧水」の該当はない。

対象事業実施区域及びその周囲の温泉地は表 4-2-2-8 に示すとおりであり、6 箇所の温泉地が存在する。

図面集 [図-20 湧水等の分布図]

表 4-2-2-8 対象事業実施区域及びその周囲の温泉地

地域	名称
大月市	笹子鉱泉
	橋倉鉱泉
	真木温泉
昭和町	昭和温泉
富士川町	十谷温泉
早川町	西山温泉

資料：「温泉地の検索」（平成 23 年 6 月現在、社団法人日本温泉協会ホームページ）

4) 交通の状況

(1) 沿線地域の交通網現況

ア. 鉄 道

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道網の状況は表 4-2-2-9 に示すとおりであり、東海旅客鉄道、東日本旅客鉄道、富士急行が営業している。

また、各路線の駅別乗車人員の平成 20 年度の実績は表 4-2-2-10 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲では東日本旅客鉄道中央本線の大月駅が最も乗車人員が多く、次いで鳥沢駅、東海旅客鉄道身延線の東花輪駅となっている。また、富士急行も全線を通して年間約 300 万人程度の利用がある。

図面集 [図-21 交通網図]

表 4-2-2-9 鉄道網現況表

種別	線区別	主要経由駅	営業キロ
東海旅客鉄道	身延線	甲府－富士	88.4
東日本旅客鉄道	中央本線	塩尻－小淵沢－甲府－新宿	211.8
富士急行	大月線	大月－都留市－富士吉田	23.6

資料：「平成 21 年度 鉄道要覧」（平成 21 年 9 月、国土交通省鉄道局）

表 4-2-2-10 駅別乗車人員（平成 20 年度実績）

種別	線区別	駅	乗車人員
東海旅客鉄道	身延線	南甲府	205,758
		国母	136,472
		常永	130,975
		小井川	63,051
		東花輪	307,824
東日本旅客鉄道	中央本線	梁川	88,695
		鳥沢	386,535
		大月	1,952,750
		初狩	156,220
		笹子	53,655
富士急行	大月線	-	3,066,117

資料：「平成 22 年刊行 山梨県統計年鑑」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）

イ. 道 路

対象事業実施区域を通る主な道路及び交通量は、表 4-2-2-11 に示すとおりである。

対象事業実施区域を通る主な道路は、中央自動車道（富士吉田線、西宮線）、中部横断自動車道、新山梨環状道路のほか、国道 20 号、国道 52 号、国道 137 号、国道 139 号、国道 140 号、国道 358 号、国道 413 号等がある。

図面集 [図-21 交通網図]

表 4-2-2-11(1) 主要な道路及び道路交通量調査結果

■上野原市

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/日)	
				平日	休日
主要地方道(県道)	4130	四日市場上野原線	上野原市秋山 7131	1,714	1,122

■道志村

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/日)	
				平日	休日
一般国道	1143	一般国道 413 号	南都留郡道志村月夜野 50	2,182	3,414

■大月市

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/日)	
				平日	休日
高速国道	2	中央自動車道富士吉田線	大月分岐～大月 I C 間(富士吉田)	29,859	36,916
	3		大月 I C～大月 JCT 間(富士吉田)	12,535	13,985
	7	中央自動車道西宮線	大月分岐～大月 I C 間(西宮)	15,533	16,227
	8		大月 I C～大月 JCT 間(西宮)	33,663	39,585
一般国道	1002	一般国道 20 号	大月市猿橋町殿上 202	19,345	16,026
	1003		大月市笹子町黒野田 1175-1	11,773	9,943
一般県道	6081	初狩停車場線	大月市初狩町下初狩 3388	780	490

■都留市

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/日)	
				平日	休日
高速国道	4	中央自動車道富士吉田線	大月 JCT～都留 I C 間	16,779	18,439
一般国道	1066	一般国道 139 号	都留市古川渡 801	15,422	13,358
主要地方道(県道)	4129	四日市場上野原線	都留市井倉 716	7,162	4,409

■笛吹市

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/日)		
				平日	休日	
高速国道	10	中央自動車道西宮線	勝沼 I C～一宮御坂 I C 間	31,817	36,020	
一般国道	1005	一般国道 20 号	笛吹市一宮町末木 255	26,111	22,953	
	1044		笛吹市御坂町藤野木 1896-1	14,266	16,246	
	1045		一般国道 137 号	笛吹市御坂町下黒駒 4389 (BP)	13,764	15,079
	1046			笛吹市御坂町下黒駒 1431-1	11,170	10,726
	1047			笛吹市一宮町竹原田橋下	14,120	10,236
	1089		一般国道 140 号	笛吹市石和町東油川 318	11,227	9,600
主要地方道(県道)	4076	甲府笛吹線	笛吹市石和町河内 70	10,193	7,534	
	4123	中道塩山線	笛吹市八代町永井 1394-1	4,857	2,664	
	4124		笛吹市御坂町尾山 272-1	8,877	8,914	
	4125		笛吹市一宮町市之蔵 948-1	4,041	3,470	
一般県道	6029	山梨笛吹線	笛吹市一宮町金田 1331	6,393	4,900	
	6041	白井河原八田線	笛吹市石和町小石和 18	5,775	4,226	
	6042	市之蔵山梨線	笛吹市一宮町塩田 696-1	2,625	2,059	
	6044	竹居御坂線	笛吹市御坂町大野寺 645	1,914	1,439	
	6047	栗合成田線	笛吹市御坂町栗合 112-3	8,898	8,749	
	6048	一宮山梨線	笛吹市一宮町坪井 1659	3,735	3,047	
	6049	藤壘石和線	笛吹市石和町四日市場 800	7,198	3,902	

注1. 表中の*印の観測地点名については、資料図書をそのまま記載するため、市町村合併前の旧市町村名等を掲載した。

表 4-2-2-11(2) 主要な道路及び道路交通量調査結果

■甲府市

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/日)	
				平日	休日
高速国道	11	中央自動車道西宮線	一宮御坂IC～甲府南IC間	32,604	35,842
一般国道	1006	一般国道20号	甲府市向町729-1	54,153	52,382
	1007		甲府市中小河原町64-1	64,625	56,664
	1088	一般国道140号	甲府市上阿原町1317	8,432	6,479
	1090		甲府市下曾根町中央道下	16,573	13,403
	1122	一般国道358号	甲府市右左口町909	8,506	9,231
	1123		甲府市下曾根町923	15,659	11,866
1124	甲府市上今井町662		24,403	18,430	
主要地方道(県道)	4075	甲府笛吹線	甲府市蓬沢一丁目7-15	9,385	6,484
	4103	甲府玉穂中道線	甲府市大里町2034	12,866	8,704
一般県道	6010	甲府精進湖線	甲府市小瀬町318-1	11,262	8,095

■昭和町

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/日)	
				平日	休日
主要地方道(県道)	4088	敷島田富線	中巨摩郡昭和町飯喰1058	5,360	5,116

■中央市

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/日)	
				平日	休日
一般国道	1091	一般国道140号	中央市浅利橋西	22,175	18,759
主要地方道(県道)	4003	甲府市川三郷線	中央市布施1876	16,244	13,948
	4055	韮崎櫛形豊富線	中央市乙黒734-2	14,155	11,797
	4104	甲府玉穂中道線	中央市大鳥居3621	3,762	4,231

■南アルプス市

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/日)	
				平日	休日
高速国道	20	中部横断自動車道	南アルプスIC～白根IC間	1,379	1,419
一般国道	1027	一般国道52号	南アルプス市飯野2833-1	13,666	11,195
主要地方道(県道)	4014	甲府南アルプス線	南アルプス市十五所117	13,212	13,113
	4053	韮崎櫛形豊富線	南アルプス市加賀美2377	7,948	8,742
	4054		南アルプス市藤田4578	19,653	17,382
	4091	増穂若草線	南アルプス市東南湖3208	14,156	10,686
一般県道	6008	県民の森公園線	南アルプス市下宮地445-5	3,772	3,252
	6012	南アルプス甲斐線	南アルプス市藤田2120	9,628	7,421

■富士川町

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/日)	
				平日	休日
一般国道	1025	一般国道52号	南巨摩郡鯉沢町鯉沢1737*	14,726	8,483

■早川町

道路種別	区間番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量(台/日)	
				平日	休日
主要地方道(県道)	4139	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町新倉269	875	464

注1. 表中の*印の観測地点名については、資料図書をそのまま記載するため、市町村合併前の旧市町村名等を掲載した。

資料：「平成17年度 道路交通センサス」(平成18年、国土交通省道路局)

5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び

住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

対象事業実施区域の学校等の一覧は表 4-2-2-12 に示すとおりである。

また、対象事業実施区域の医療・福祉施設等の一覧は表 4-2-2-13 に示すとおりである。

図面集 [図-22 学校等の分布図]

図面集 [図-23 医療・福祉施設等の分布図]

表 4-2-2-12(1) 対象事業実施区域の学校等一覧

No.	地域	種類	名称	所在地	
a-1	上野原市	中学校	市立秋山中学校	秋山 6770	
b-1	大月市	保育所	初狩保育所	初狩町中初狩 12	
b-2			笹子保育園	笹子町白野 467	
b-3		小学校	市立初狩小学校	初狩町中初狩 21	
b-4			市立笹子小学校	笹子町吉久保 196	
b-5			中学校	市立大月第一中学校	初狩町下初狩 1144
c-1	都留市	保育所	盛里保育園	朝日曾雌 1798	
c-2			東陽保育園	古川渡 655	
c-3			社会福祉法人浄心福社会川茂保育園	川茂 172	
c-4			さくら保育園	田野倉 1324-2	
c-5		小学校	市立旭小学校	朝日馬場 544	
c-6			市立禾生第一小学校	古川渡 553	
c-7			市立禾生第二小学校	小形山 753	
c-8		高等学校	県立桂高等学校	四日市場 909	
d-1		笛吹市	保育所	社会福祉法人境川保育園	境川町小黒坂 1640-1
d-2				花鳥保育所	八代町竹居 2146
d-3	御所保育所			八代町米倉 37	
d-4	小学校		市立境川小学校	境川町小黒坂 1941	
d-5			市立八代小学校	八代町岡 780	
d-6			市立御坂東小学校	御坂町上黒駒 1692	
d-7	中学校		市立浅川中学校	八代町岡 1111	
e-1	甲府市	保育所	二川保育園	大津町 1322	
e-2			柏保育園	上曾根 258-1	
e-3			甲南立正保育園	下今井町 703	
e-4			社会福祉法人大鎌田保育園	大里町 4530	
e-5			大里保育園	大里町 2057-32	
e-6		幼稚園	甲府大里幼稚園	大里町 4338	
e-7		小学校	市立中道北小学校	上曾根町 3206-2	
e-8			市立大里小学校	大里町 3785-2	
e-9		中学校	組合立笛南中学校	下曾根 270	
e-10		専修学校	山梨秀峰調理師専門学校	中町 264	
f-1	昭和町	保育所	常永保育園	河西 743-1	
f-2			上河東保育園	上河東 383	
f-3			第二上河東保育園	上河東 521-1	
f-4			げんき夢保育園	河東中島 748-1	
f-5			押原保育園	押越 84	
f-6		小学校	町立常永小学校	河西 15	

表 4-2-2-12(2) 対象事業実施区域の学校等一覧

No.	地域	種類	名称	所在地
g-1	中央市	保育所	玉穂保育園	成島 2387-2
g-2			田富第一保育園	布施 3015
g-3			まみい保育園	成島 1072-1
g-4			みかさ保育園	臼井阿原 813-6
g-5		幼稚園	田富みかさ幼稚園	臼井阿原 813-6
g-6			わかば幼稚園	井之口 937-2
g-7		小学校	市立玉穂南小学校	下河東 2020
g-8			市立田富小学校	布施 2122
g-9			市立田富北小学校	臼井阿原 1740-3
g-10			市立三村小学校	成島 2140
g-11			市立玉穂南小学校下河東分校	下河東 1110
g-12		中学校	市立田富中学校	布施 2493
g-13			市立玉穂中学校	下河東 180
g-14			市立玉穂中学校下河東分校	下河東 1110
g-15		大学	山梨大学	下河東 1110
h-1	南アルプス市	保育所	南湖第二保育園	東南湖 3271
h-2			落合保育園	落合 1132-2
h-3			南湖第一保育園	西南湖 4382
h-4			大明保育園	鮎沢 1063-1
h-5			若草保育園	藤田 35
h-6			ポッポの家	荊沢 175
h-7		小学校	市立南湖小学校	西南湖 3024-1
h-8			市立落合小学校	落合 1092
h-9			市立大明小学校	古市場 181
h-10			市立若草南小学校	藤田 1130-1
h-11			市立若草小学校	寺部 740
h-12		中学校	市立甲西中学校	古市場 150
h-13			市立若草中学校	加賀美 2943
i-1	富士川町	保育所	小室山へき地保育所	小室 3063
i-2			町立第三保育所	最勝寺 1362-5
i-3			町立第四保育所	青柳町 434
i-4			町立第二保育所	長沢 918
i-5			町立第一保育所	天神中条 646
i-6			たんぼぼこどもの家	大久保 241-1
i-7		幼稚園	峡南幼稚園	青柳 160
i-8		小学校	町立増穂南小学校	小室 2618
i-9			町立増穂小学校	最勝寺 320
i-10		中学校	町立増穂中学校	天神中条 991-1
i-11		高等学校	県立増穂商業高等学校	最勝寺 1372

資料：「山梨県内の学校・学級・児童生徒数等 平成 22 年度」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）
「各種学校名簿」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）
「大学・短大・専修学校」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）

表 4-2-2-13(1) 対象事業実施区域の医療・福祉施設等一覧

No.	地域	区分	名称	所在地
a-1	上野原市	診療所	上野原市立病院附属秋山診療所	秋山中野 7112
b-1	大月市	診療所	花田医院	初狩町下初狩 3290
b-2			三枝医院	初狩町中初狩 191-1
b-3			初狩クリニック	初狩町中初狩 108-1
b-4		老人福祉施設	志仁也	初狩町下初狩 4146-10
b-5			ショートステイ しにあ	初狩町下初狩 4146-10
b-6			デイサービスセンター シニア	初狩町下初狩 4146-10
c-1	都留市	診療所	中野診療所	井倉 628-3
c-2			須藤整形外科医院	古川渡 3
c-3		老人福祉施設	社会福祉法人敬寿会 特別養護老人ホーム よこぶき荘	川茂 328-4
c-4			よこぶき荘指定通所介護事業所	川茂 328-4
c-5			よこぶき荘指定短期入所生活介護事業所	川茂 328-4
c-6			介護サービスゆりの里	田野倉 1431-1
c-7		障害者施設	東部授産園みとおし	井倉見通 250
d-1	笛吹市	診療所	境川診療所	境川町石橋 2207-1
d-2			八代戸田内科クリニック	八代町高家 304-1
d-3			花の丘たちかわクリニック	境川町大坪 103
d-4		老人福祉施設	境川老人福祉センター	境川町三柵 3
d-5			光珠荘	御坂町上黒駒 2964
d-6			笛吹市社会福祉協議会 檜峰通所介護事業所	御坂町上黒駒 4709
d-7			絆 岡の家指定通所介護事業所	八代町岡 208
d-8			笛吹市社会福祉協議会 八代通所介護事業所	八代町南 326-1
d-9			八代町在宅介護支援センター	八代町南 326-1
d-10			笛吹市社会福祉協議会 境川通所介護事業所	境川町藤盛 2588
d-11		境川町在宅介護センター	境川町藤盛 2588	
d-12		障害者施設	地域活動支援センター八代育美会	八代町南 326-1
d-13		児童福祉施設	八代児童センター	八代町南 545-1
d-14			境川児童館	境川町小黒坂 1652
e-1	甲府市	診療所	北野医院	下曾根町 781-1
e-2			あきやま医院	東下条町 80-2
e-3			桜林内科消化器科医院	宮原町 1336-1
e-4			富山耳鼻咽喉科医院	大里町 1896-3
e-5			ながまつ医院	宮原町 88-1
e-6			いいじまこどもクリニック	宮原町 2003
e-7		老人福祉施設	社会福祉法人大寿会 快晴苑	大津町 333
e-8			大津ケアセンター	大津町 1509-1
e-9			大里の憩	大里町 3375-10
e-10			グループホーム大里の憩	大里町 3375-10
e-11			快晴苑指定短期入所生活介護事業所	大津町 333
e-12			快晴苑 デイサービスセンター	大津町 333
e-13			あけぼのケアハウス (ケア)	堀之内 8-1
e-14			あけぼのデイサービスセンター	堀之内 8-1
e-15			おおくに在宅ケアセンター指定おおさと通所介護	大里町 5328
e-16			おおくに在宅ケアセンター グループホームあお	大里町 5328
e-17			医・笹本会 指定おおくにいきいき通所介護	大里町 5315
e-18			風林荘	宮原町 1191
e-19			風林荘グループホーム	宮原町 1191
e-20			風林荘デイサービス	宮原町 1191
e-21		障害者施設	勝沼授産園すきっぷハウス	西下条町 1031
e-22			スキルアップスクール SES 甲府	宮原町 94-1
e-23	児童福祉施設	中道北児童館	上曾根 1890-1	

表 4-2-2-13(2) 対象事業実施区域の医療・福祉施設等一覧

No.	地域	区分	名称	所在地	
f-1	昭和町	診療所	吉川外科整形外科	河西 623-8	
f-2			今井クリニック	河東中島 443	
f-3			森川医院	河東中島 1903	
f-4			こどもクリニックふうやない小児科	押越 73-1	
f-5			こぐれ眼科クリニック	押越 70-1	
f-6			大竹皮フ科クリニック	紙漣阿原 27-2	
f-7			大塚内科小児科医院	紙漣阿原 216-4	
f-8		老人福祉施設	デイサービスりばーはうすひだまり	河西 1235-4	
f-9			デイサービスひだまり	河西 1493	
f-10			昭和デイサービスセンター	河西 1149-2	
f-11			医療法人立史会 介護老人保健施設ノイエス	昭和町河東中島 44	
f-12		障害者施設	ドロップ	上河東 738-1	
f-13			みらいコンパニー昭和分場みらいファーム	紙漣阿原 1808-2	
f-14			さぼーと昭和	押越 2215-1	
f-15		児童福祉施設	昭和町常永児童館	河西 8-1	
g-1	中央市	病院	山梨大学医学部付属病院	下河東 1110	
g-2		診療所	三本松医院	東花輪 66-10	
g-3			田中小児科医院	一町畑 176	
g-4			菊島耳鼻咽喉科医院	西花輪 3599-10	
g-5			赤岡整形外科医院	西花輪 3591	
g-6			玉穂ふれあい診療所	成島 2439-1	
g-7			玉穂眼科クリニック	成島 1400-1	
g-8			乙黒医院	成島 1722	
g-9			西野内科医院	山之神 2389-1	
g-10			木之瀬医院	布施 2078	
g-11			フルヤ眼科医院	布施 1990	
g-12			古屋クリニック	山之神 1533-21	
g-13			愛クリニック	西新居 1-131	
g-14			おぎの医院	井之口 980-4	
g-15			きたむらクリニック	若宮 23-2	
g-16			若葉クリニック	浅利 1686-2	
g-17			老人福祉施設	ケアハウスパンセ	成島 2448-2
g-18				らくえん	極楽寺 748
g-19		らくえん倶楽部		極楽寺 745-1	
g-20		グループホームらくえん倶楽部		極楽寺 745-1	
g-21		玉穂在宅介護支援センター		乙黒 247-1	
g-22		介護老人保健施設玉穂ケアセンター		乙黒 247-1	
g-23		グループほーむ だんらん		乙黒 247-1	
g-24		デイサービスわらべうた		成島 2353	
g-25		進明園 デイサービスセンター 通所介護事業所		成島 2448-2	
g-26		デイサービスセンター ゆたんぼ		上三條 508-1	
g-27		中央市田富総合会館		布施 2382	
g-28		ケアコート アンテプリマ		山之神 3329-8	
g-29		中巨摩地区広域事務組合老人福祉センター		一町畑 1189	
g-30		愛デイサービス		東花輪 927-7	
g-31		田富町福祉センター		白井阿原 301-5	
g-32		障害者施設		ルヴァン	成島 2027
g-33				あおぞら	山之神 1522-83
g-34			ほっとらんにんぐ	山之神 1522-83	

表 4-2-2-13(3) 対象事業実施区域の医療・福祉施設等一覧

No.	地域	区分	名称	所在地
g-35	中央市	児童福祉施設	中央市立玉穂北部児童館	井之口 1139-1
g-36			中央市立玉穂中央児童館	成島 2095-1
g-37			中央市立玉穂西部児童館	下三條 133
g-38			中央市立田富中央児童館	布施 2382
g-39			中央市立田富すみれ児童館	布施 242-3
g-40			あおぞら	山之神 1522-83
g-41			中央市立田富わんぱく児童館	東花輪 1351-1
h-1	南アルプス市	病院	高原病院	荊沢 255
h-2		診療所	志村内科医院	荊沢 410
h-3			荻原整形外科・外科医院	古市場 175-1
h-4			河住医院	浅原 208
h-5			峡西中央クリニック	西南湖 32
h-6			やまびこ小児科クリニック	鮎沢 1363
h-7			小川皮膚科クリニック	加賀美 3285
h-8			津久井胃腸科医院	加賀美 2885
h-9		老人福祉施設	花菱在宅介護支援センター	田島 1108
h-10			社会福祉法人千歳会 特別養護老人ホーム 花菱荘	田島 1108
h-11			デイサービスセンターわかくさ	鏡中條 1642-2
h-12			特別養護老人ホーム花菱荘	田島 1108
h-13			花菱荘デイサービスセンター	田島 1108
h-14			介護老人保健施設 ケアホーム花菱	田島 1105
h-15			グループホーム甲西	田島 1105
h-16			デイサービス花あかり	江原 171-1
h-17			南アルプスショートステイ 紅葉	荊沢 278
h-18			医療法人高原会あすなるデイサービス	荊沢 247
h-19		小規模通所事業所「あした葉」	落合 220-3	
h-20		障害者施設	ラ・ビエーノⅡ	鏡中條 969-3
h-21			どんぐりの森甲西	古市場 240
h-22			どんぐりの家	古市場 240
h-23		児童福祉施設	南アルプス市若草なかよし児童館	藤田 1512
h-24			和泉児童遊園	和泉 296
i-1	富士川町	診療所	有泉医院	天神中條 1044
i-2			くぼた内科胃腸科医院	青柳町 50
i-3			ますほ共立診療所	長澤 225-4
i-4		老人福祉施設	社会福祉法人江戸川会 特別養護老人ホーム 福寿荘	小室 1241
i-5			老人福祉センター	青柳 338-8
i-6			国民健康保険 高齢者保険福祉支援センター	長澤 2374-2
i-7			富士川町増穂デイサービスセンター	長澤 1942-1
i-8			地域健康福祉センター	長澤 1942-1
i-9			いきいきくらぶ第2	長澤 687-2
i-10			ますほ共立診療所デイサービスふるさと	長澤 225-4
i-11			みんなの家どんぐり通所介護事業所	小林 1954-7
i-12			グループホームどんぐり	小林 1954-7
i-13			あすなるデイサービス 天神中条センター こでまりの家	天神中條 64-1
i-14			ヒューマンサービス山梨いきいきくらぶ	最勝寺 1369-13
i-15			指定短期入所生活介護事業所 福寿荘	小室 1241

表 4-2-2-13(4) 対象事業実施区域の医療・福祉施設等一覧

No.	地域	区分	名称	所在地
i-16	富士川町	障害者施設	ゆあーずあんどゆうず	長澤 2374
i-17			富士川町地域活動支援センター	長澤 1942-1
i-18			増穂ふれあいワークハウス	長澤 2374-1
i-19			ステップ増穂	長澤 450-1
i-20			ステップ増穂	長澤 2318-7
i-21			ますほホーム	天神中條 1104-5
i-22		児童福祉施設	ますほ北児童センター	小林 1952-8

資料：「社会福祉施設一覧」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）

「病院一覧」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）

「診療所一覧」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）

(2) 住宅の配置の概況

対象事業実施区域を含む周辺市町村のうち、上野原市、大月市、都留市、笛吹市、甲府市、昭和町、中央市、南アルプス市、富士川町には都市計画法に基づく都市計画区域が指定されている。これらのうち、上野原市を除く市町では対象事業実施区域に都市計画区域の指定が掛かっており、さらに用途地域が掛かる市町は甲府市、昭和町、中央市、南アルプス市、富士川町となる。

対象事業実施区域及びその周囲では、甲府盆地内は、東海旅客鉄道身延線の常永駅、小井川駅及び東花輪駅周辺や国道 52 号沿いに住宅が存在するが、概ね水田や畑地と集落が混在している。また、甲府盆地の東側及び西側の地域はほとんどが森林地域となっている。

6) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域

その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 指定文化財等

対象事業実施区域の文化財保護法等による建造物、史跡、名勝、天然記念物等の文化財一覧は表 4-2-2-14 に示すとおりである。

また、対象事業実施区域を含む周辺市町村の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 4-2-2-15 に示すとおりである。

図面集 [図-24 指定文化財の分布図]

表 4-2-2-14(1) 対象事業実施区域の文化財一覧（建造物、史跡、名勝、天然記念物）

No.	地域	種別	名称	所在地	指定年月日	
a-1	上野原市	建造物	市指定	安寺沢郷倉	秋山 802	S61. 10. 1
a-2		天然記念物	市指定	降谷沢のサクラ	秋山 6210-2	H8. 12. 3
b-1	大月市	建造物	国登録	旧今井医院	初狩町中初狩 221	H11. 3. 12
b-2			市指定	大倉山諏訪神社本殿	猿橋町朝日小沢 595	S56. 8. 8
b-3			市指定	下真木諏訪神社本殿	大月町真木 1842	S49. 8. 8
b-4		史跡	市指定	聖護院道興歌碑	初狩町下初狩字 280	S44. 8. 8
c-1	都留市	建造物	国登録	旧明治医院	古川渡 567	H10. 8. 4
c-2			国登録	駒橋発電所落合水路橋	古川渡字落合	H9. 9. 3
c-3			県指定	旧尾県学校校舎	小形山 1564-1	S50. 3. 17
c-4			市指定	諏訪神社本殿	都留市川茂 153	H10. 8. 12
c-5		天然記念物	市指定	八王子神社のイチョウ	古川渡 891	H5. 1. 18
c-6				稲村神社のエノキ	小形山 1565	H2. 3. 28
d-1	笛吹市	建造物	国登録	屋敷入沢第七号石堰堤	御坂町大字上黒駒字屋敷入	H21. 8. 7
d-2			市指定	石橋八幡神社本殿	境川町石橋 2096	H16. 10. 12
d-3				福光園寺鐘楼門	御坂町大野寺 2019-2	H16. 10. 12
d-4				灯籠	御坂町大野寺 2019-2	H16. 10. 12
d-5				薬師堂 附木造薬師如来坐像	八代町永井 1543	H16. 10. 12
d-6				岡八幡神社の石造明神鳥居	八代町岡 1250	H16. 10. 12
d-7				梅の木石幢	八代町竹居 2056	H16. 10. 12
d-8				定林寺山門	八代町南 747	H16. 10. 12
d-9				本光寺山門	八代町米倉 872	H16. 10. 12
d-10				荻野家住宅	御坂町大野寺 1474	H16. 10. 12
d-11				史跡	県指定	岡銚子塚古墳
d-12		竜塚古墳	八代町米倉 2086-5 外			H16. 5. 6
d-13		市指定	盃塚古墳		八代町岡 2195	H16. 10. 12
d-14			地藏塚古墳	八代町南 404	H16. 10. 12	
d-15		天然記念物	県指定	宗源寺のヒダリマキカヤ	境川町藤垜 4771	S45. 10. 26
d-16				称願寺のサクラ	御坂町上黒駒 2969	S63. 11. 16
d-17			市指定	小山若宮神社の大ナラ	境川町小山 1027	H16. 10. 12
d-18				小山若宮神社のシラカシ	境川町小山 1027	H16. 10. 12
d-19				高家熊野神社社叢のカシ群	八代町高家 2355	H16. 10. 12
d-20				楞嚴寺のカヤ	八代町竹居 796	H16. 10. 12
d-21				広濟寺のヒイラギ	八代町奈良原 373	H16. 10. 12
d-22				二子塚のサワラ	八代町南 556-1	H16. 10. 12
d-23				定林寺のカヤ	八代町南 747	H16. 10. 12

表 4-2-2-14(2) 対象事業実施区域の文化財一覧（建造物、史跡、名勝、天然記念物）

No.	地域	種別		名称	所在地	指定年月日	
d-24	笛吹市	天然記念物	市指定	花鳥山一本杉	八代町竹居・御坂町竹居	H16. 10. 12	
d-25				小山のタラヨウ	境川町小山 684	H16. 10. 12	
d-26				小山神主のキンモクセイ	境川町小山 1163	H16. 10. 12	
d-27				森の上のヒイラギ一本	八代町南 344	H16. 10. 12	
—				大口山のモウセンゴケ群生地	八代町竹居	H16. 10. 12	
—				ハコネサンショウウオ棲息地	境川町藤堡	H16. 10. 12	
e-1				甲府市	建造物	国指定	高室家住宅 主屋、離れ、長屋門、文庫蔵、新蔵、前蔵
e-2	史跡	国指定	銚子塚古墳附丸山塚古墳		下曾根 923	S5. 2. 28	
e-3	天然記念物	県指定	慈恩寺のフジ		大津町 1322	S62. 1. 21	
e-4			兄川から出土したナウマン象等の化石		下曾根町 923	H7. 6. 22	
e-5		市指定	西下条のシダレイチョウ		西下条町 734	S42. 4. 11	
e-6			下今井のヒイラギ		下今井町 745	S42. 11. 14	
f-1	中央市	建造物	国登録	旧小井川郵便局	布施 2051	H10. 12. 25	
f-2		建造物	県指定	八幡徳見神社本殿	布施 2034	S40. 5. 13	
f-3			市指定	八幡大神社本殿附棟札	西花輪 3976	S63. 2. 9	
f-4			諏訪神社本殿	中央市東花輪 700	S63. 2. 9		
g-1	南アルプス市	建造物	国指定	安藤家住宅	西南湖 4302	S51. 5. 20	
g-2			国登録	松寿軒長崎	荊沢 319	H10. 2. 12	
g-3			県指定	法善寺鐘楼付梵鐘	加賀美 3507	S54. 12. 28	
g-4			市指定	江原浅間神社本殿	江原 1302	S44. 11. 13	
g-5		史跡	市指定	県指定	古長禅寺	鮎沢 505	S35. 11. 7
g-6				加賀美遠光館跡	加賀美 3509	S46. 1. 28	
g-7				遠光・光朝及び夫人の墓	秋山 567	S42. 10. 1	
g-8				奈胡十郎義行の墓	東南湖 110	S42. 10. 1	
g-9				広瀬中庵の墓	藤田 304	S46. 1. 28	
g-10				五味国鼎の墓	藤田 410	S46. 1. 28	
g-11				五味可都里の墓跡	藤田 410	S46. 1. 28	
g-12				辻嵐外の墓	落合 150	S49. 1. 29	
g-13		天然記念物	市指定	国指定	古長禅寺のビヤクシン	鮎沢 505	S29. 6. 21
g-14				県指定	鏡中条のゴヨウマツ	鏡中条 461	S45. 10. 26
g-15				鮎沢の御崎ビヤクシン	鮎沢 754	S49. 1. 29	
g-16				法善寺のサルスベリ一樹	加賀美 3509	S62. 7. 1	
g-17				不動寺の菩提樹	古市場 180	S44. 11. 13	
g-18				清水八幡の夫婦ケヤキ	清水 92	S42. 10. 1	
g-19				安藤家の避雷針の松	西南湖 4302	S44. 11. 13	
g-20				成妙寺の松	落合 150	S49. 1. 29	
h-1	富士川町	建造物	県指定	旧春米学校校舎	最勝寺 320	S50. 3. 17	
h-2			町指定	最勝寺歴代五輪塔群	最勝寺 2016	S56. 2. 12	
h-3				南明寺四脚門	小林 2247	S59. 3. 27	
h-4				明王寺四脚門	春米 2	S47. 7. 14	
h-5				木造聖観音立像（観音堂付き）	最勝寺 2016	S56. 2. 12	
h-6				旧源空寺の六地藏石造	春米 源空寺跡	S57. 3. 30	
h-7				十谷村七面堂	十谷区桜畑	S57. 3. 1	

表 4-2-2-14(3) 対象事業実施区域の文化財一覧（建造物、史跡、名勝、天然記念物）

No.	地域	種別	名称	所在地	指定年月日	
h-8	富士川町	史跡	町指定	一条忠頼の墓	川久保上	S56.2.12
h-9				禁制札	春米2	S58.3.29
h-10				権現堂遺跡	春米 権現堂山	S60.5.31
h-11		天然記念物	県指定	柳川のイヌガヤの群生	富士川町柳川 2037	H6.6.27
h-12			町指定	最勝寺四季ザクラ	最勝寺 2016	S47.7.14
i-1	早川町	天然記念物	国指定	新倉の糸魚川ー静岡構造線	新倉字明川 2913 内 1	H13.8.13

資料：①国、県指定文化財について

「山梨県内の国・県指定文化財リスト」（平成23年6月現在、山梨県ホームページ）

②市町村指定について

「上野原市の市指定文化財」（平成23年6月現在、上野原市ホームページ）

「道志村指定文化財」（平成15年7月、道志村教育委員会）

「文化財保護法による指定物件一覧」（平成23年6月現在、大月市ホームページ）

「市内文化財一覧」（平成23年6月現在、都留市ホームページ）

「笛吹市文化財ガイドマップ」（笛吹市教育委員会社会教育課）

「平成22年版 データで見る甲府」（平成23年6月現在、甲府市ホームページ）

「昭和町歴史・文化財」（平成23年6月現在、昭和町ホームページ）

「中央市文化財ガイド」（平成23年6月現在、中央市ホームページ）

「市指定文化財」（平成23年6月現在、南アルプス市ホームページ）

「富士川町文化財一覧表」（平成23年6月現在、富士川町ホームページ）

「増穂町文化財一覧」（増穂町教育委員会）

「鵜沢町文化財一覧」（鵜沢町教育委員会）

「早川町観光案内」（平成23年6月現在、早川町ホームページ）

③国登録文化財について

「平成22年版 データで見る甲府」（平成23年6月現在、甲府市ホームページ）

「国指定文化財データベース」（平成23年6月現在、文化庁ホームページ）

表 4-2-2-15 埋蔵文化財包蔵地

（単位：箇所）

地域	遺跡数
上野原市	162
道志村	20
大月市	168
都留市	102
笛吹市	1,183*
甲府市	363
昭和町	40
中央市	134
南アルプス市	475
富士川町	50*
早川町	19*

注1. 表中の*印は、市町村より資料が入手できないもの、資料が古いものについては、下記資料の「山梨県遺跡情報管理システム 遺跡地図」より箇所数を算出した。

資料：「上野原市遺跡地図、文化財包蔵地一覧」（上野原市教育委員会教育学習課社会教育担当）

「大月市の文化財」（平成15年3月、大月市教育委員会）

「山梨県都留市内遺跡発掘調査報告書 平成17～21年度調査（都留市遺跡地図）」

（平成22年3月、都留市教育委員会）

「甲府遺跡所在地、地名表」（甲府市教育委員会）

「昭和町埋蔵文化財包蔵地分布図及び一覧」（昭和町教育委員会）

「中央市埋蔵文化財位置及び一覧」（中央市教育委員会）

「南アルプス市遺跡地図、遺跡地名表」（南アルプス市教育委員会）

「早川町遺跡分布図」（早川町教育委員会）

「山梨県遺跡情報管理システム 遺跡地図」（平成13年3月、山梨県埋蔵文化財センター）

(2) 都市における自然環境の保全、風致地区の指定

ア. 都市における自然環境の保全

山梨県では、都市計画法に基づき、良好な自然的景観を維持するために風致地区を指定しており、樹林地、水辺等の自然的要素に富んだ土地、歴史的な意義のある地域周辺等を指定している。

山梨県内では、甲府市、上野原市、身延町、忍野村の4市町村で全10地区2,032.2haが指定されている。対象事業実施区域及びその周囲の風致地区は表4-2-2-16に示すとおりであり、上野原市の1地区が指定されている。

図面集 [図-25 風致地区等の指定状況図]

表 4-2-2-16 風致地区の指定状況

(平成21年3月末現在)

地域	名称	面積 (ha)	最終決定年月日
上野原市	島田	427.00	S61.5.22

資料：「都市緑化データベース」（平成23年6月現在、国土交通省都市・地域整備局ホームページ）

7) その他の事項

(1) 河川・湖沼等の利用状況

対象事業実施区域を含む周辺市町村の上水道事業の年間取水量は表 4-2-2-17 に示すとおりである。また、簡易水道事業の年間取水量は表 4-2-2-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域を含む周辺市町村では、上水道の取水状況はダム水の利用が最も多く、簡易水道事業の取水状況は、深井戸の利用が多くを占めている。

表 4-2-2-17 上水道水源別取水量（平成 21 年度）

地域	地表水		地下水			その他		合計
	ダム水	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	浄水受水	湧水	
上野原市	-	-	-	-	-	-	-	-
道志村	-	-	-	-	-	-	-	-
大月市	-	-	-	-	-	-	-	-
都留市	0	0	0	0	1,710,741	0	2,827,460	4,538,201
笛吹市	0	589,683	0	308,455	7,074,025	616,347	274,174	8,862,684
甲府市	27,726,870	0	0	0	10,203,491	0	9	37,930,370
昭和町	-	-	-	-	-	-	-	-
中央市	0	0	0	0	2,459,920	0	0	2,459,920
南アルプス市	0	3,571,755	2,308,698	0	5,336,212	0	541,872	11,758,537
富士川町	0	0	0	0	1,724,942	0	0	1,724,942
早川町	-	-	-	-	-	-	-	-
山梨県計	31,956,497	7,249,714	4,286,427	1,926,263	58,157,303	5,772,846	8,365,113	117,714,163

注1. 表中の「-」は、資料中にデータの記載のない市町村である。

資料：「平成 21 年度水道統計」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）

表 4-2-2-18 簡易水道水源別取水量（平成 21 年度）

地域	地表水		地下水			その他		合計
	ダム水	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	浄水受水	湧水	
上野原市	0	685,981	13,708	0	0	0	21,739	721,428
道志村	0	223,508	0	0	0	0	152,188	375,696
大月市	0	617,908	0	47,642	360,923	0	149,075	1,175,548
都留市	0	0	0	0	2,467,575	274,242	752,537	3,494,354
笛吹市	0	21,178	0	0	3,168,729	1,725,706	439,487	5,355,100
甲府市	0	0	8,011	0	31,715	0	319,207	358,933
昭和町	-	-	-	-	-	-	-	-
中央市	0	0	0	0	1,263,550	0	0	1,263,550
南アルプス市	0	0	0	0	22,623	0	69,129	91,752
富士川町	0	0	8,403	159,432	660,613	0	89,958	918,406
早川町	0	78,913	3,066	15,695	0	0	31,901	129,575
山梨県計	10,981	3,911,580	2,467,161	811,782	19,995,447	7,428,060	6,147,809	40,772,820

注1. 表中の「-」は、資料中にデータの記載のない市町村である。

資料：「平成 21 年度水道統計」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）

(2) 下水道の整備の状況

対象事業実施区域を含む周辺市町村の下水道の普及状況は表 4-2-2-19 に示すとおりである。

山梨県全体の下水道の普及率 60.1%に対して、甲府市の普及率が 93.4%と最も高く、次いで昭和町 73.3%、富士川町 71.6%、中央市 65.3%と県全体の普及率よりも高くなっており、笛吹市は 58.2%と県全体とほぼ同程度となっている。一方、早川町の下水道普及は 5.2%と最も低くなっており、次いで、大月市 14.8%、都留市 25.7%、南アルプス市 37.6%、上野原市 43.2%で県平均と比べて低い普及率になっている。なお、道志村では下水道事業を実施していない。

表 4-2-2-19 下水道の普及状況

(平成 21 年度末)

地域	普及率	処理人口	行政人口
	(%)	(千人)	(千人)
上野原市	43.2	11,629	26,947
道志村	-	-	2,051
大月市	14.8	4,267	28,911
都留市	25.7	8,214	31,947
笛吹市	58.2	41,440	71,166
甲府市	93.4	180,064	192,725
昭和町	73.3	12,468	17,016
中央市	65.3	19,551	29,919
南アルプス市	37.6	27,499	73,087
富士川町	71.6	12,058	16,851
早川町	5.2	70	1,345
山梨県	60.1	519,537	864,210

資料：「平成 21 年度末下水道普及率」（平成 23 年 6 月現在、山梨県ホームページ）

(3) 廃棄物処理の状況

ア. 一般廃棄物処理の状況

対象事業実施区域を含む周辺市町村の一般廃棄物搬入の状況は、表 4-2-2-20 に示すとおりである。各市町村では、生活系及び事業系とも可燃ごみの占める割合が最も多く、生活系が 55.9%~90.3%、事業系が 77.9%~100.0%を占めている。次いで、資源ごみの割合が多く、生活系が 4.2%~25.1%、事業系が 0%~19.0%を占めている。

一方、一般廃棄物処理の状況は、表 4-2-2-21 に示すとおりである。各市町村とも直接焼却が最も多く 55.9%~92.9%を占めている。直接資源化量については、0%~13.8%となっている。

また、し尿及び浄化槽汚泥処理の状況は、表 4-2-2-22 に示すとおりである。各市町村ともし尿処理施設での処理が基本となっているが、中央市では一部が農地還元されている。

表 4-2-2-20 一般廃棄物の搬入状況（平成 21 年度）

（単位：t）

地域	生活系ごみ搬入量（生活系ごみ収集量+直接搬入量）							事業系ごみ搬入量（事業系ごみ収集量+直接搬入量）							ごみ搬入量合計
	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その 他の ごみ	粗大ごみ	合計	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その 他の ごみ	粗大ごみ	合計	
上野原市	0	6,400	603	890	0	192	8,085	0	2,286	70	67	0	74	2,497	10,582
	0.0%	79.2%	7.5%	11.0%	0.0%	2.4%		0.0%	91.5%	2.8%	2.7%	0.0%	3.0%		
道志村	0	185	34	83	0	29	331	0	0	0	0	0	0	0	331
	0.0%	55.9%	10.3%	25.1%	0.0%	8.8%		-	-	-	-	-	-		
大月市	0	6,505	472	1,053	0	416	8,446	0	1,066	17	118	0	19	1,220	9,666
	0.0%	77.0%	5.6%	12.5%	0.0%	4.9%		0.0%	87.4%	1.4%	9.7%	0.0%	1.6%		
都留市	0	6,709	442	1,294	0	405	8,850	0	2,571	54	153	0	40	2,818	11,668
	0.0%	75.8%	5.0%	14.6%	0.0%	4.6%		0.0%	91.2%	1.9%	5.4%	0.0%	1.4%		
笛吹市	0	12,012	0	3,880	46	1,539	17,477	0	6,554	0	1,597	23	238	8,412	25,889
	0.0%	68.7%	0.0%	22.2%	0.3%	8.8%		0.0%	77.9%	0.0%	19.0%	0.3%	2.8%		
甲府市	0	38,291	6,835	5,827	0	0	50,953	0	24,391	1,336	1,640	0	0	27,367	78,320
	0.0%	75.1%	13.4%	11.4%	0.0%	0.0%		0.0%	89.1%	4.9%	6.0%	0.0%	0.0%		
昭和町	0	3,707	222	1,151	4	185	5,269	0	3,068	7	0	0	0	3,075	8,344
	0.0%	70.4%	4.2%	21.8%	0.1%	3.5%		0.0%	99.8%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%		
中央市	0	5,996	400	1,025	0	354	7,775	0	3,411	9	0	0	0	3,420	11,195
	0.0%	77.1%	5.1%	13.2%	0.0%	4.6%		0.0%	99.7%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%		
南アルプス市	0	13,160	580	615	6	215	14,576	0	4,123	84	0	0	0	4,207	18,783
	0.0%	90.3%	4.0%	4.2%	0.0%	1.5%		0.0%	98.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
富士川町	0	4,159	54	692	0	92	4,997	0	926	0	0	0	0	926	5,923
	0.0%	83.2%	1.1%	13.8%	0.0%	1.8%		0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
早川町	0	178	17	62	0	12	269	0	55	0	0	0	0	55	324
	0.0%	66.2%	6.3%	23.0%	0.0%	4.5%		0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		

注1. 表中の下段は各市町村における総収集量に対する各種ごみの搬入量の占める割合を示す。

資料：「平成 21 年度一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 23 年 6 月現在、環境省ホームページ）

表 4-2-2-21 一般廃棄物の処理状況（平成 21 年度）

（単位：t）

地域	処理量					焼却処理量			最終処分量			
	直接焼却量	焼却以外の中間処理量	直接最終処分量	直接資源化量	合計	直接焼却量	焼却施設以外の中間処理施設からの搬入量	合計	直接最終処分量	焼却残渣量	焼却施設以外の中間処理施設からの残渣量	合計
上野原市	8,686	1,868	0	0	10,554	8,686	294	8,980	0	1,256	238	1,494
	82.3%	17.7%	0.0%	0.0%								
道志村	185	146	0	0	331	185	35	220	0	1	17	18
	55.9%	44.1%	0.0%	0.0%								
大月市	7,906	1,214	0	967	10,087	7,906	415	8,321	0	755	359	1,114
	78.4%	12.0%	0.0%	9.6%								
都留市	9,691	1,157	0	1,216	12,064	9,691	307	9,998	0	925	365	1,290
	80.3%	9.6%	0.0%	10.1%								
笛吹市	19,198	6,492	0	199	25,889	19,198	220	19,418	0	2,331	344	2,675
	74.2%	25.1%	0.0%	0.8%								
甲府市	62,682	13,938	0	1,698	78,318	62,682	5,988	68,670	0	8,432	2,186	10,618
	80.0%	17.8%	0.0%	2.2%								
昭和町	6,775	414	0	1,155	8,344	6,775	330	7,105	0	777	0	777
	81.2%	5.0%	0.0%	13.8%								
中央市	9,373	1,786	0	0	11,159	9,373	413	9,786	0	1,075	232	1,307
	84.0%	16.0%	0.0%	0.0%								
南アルプス市	17,458	728	0	597	18,783	17,458	37	17,495	0	1,983	450	2,433
	92.9%	3.9%	0.0%	3.2%								
富士川町	4,341	781	0	0	5,122	4,341	201	4,542	0	498	34	532
	84.8%	15.2%	0.0%	0.0%								
早川町	254	77	0	0	331	254	0	254	0	25	0	25
	76.7%	23.3%	0.0%	0.0%								

注1. 表中の下段は各市町村における総処分量に対する処理量の占める割合を示す。

注2. 「処理量」は、直接焼却量、焼却以外の中間処理量、直接最終処分量、直接資源化量の合計である。

「焼却処理量」は、直接焼却量、焼却施設以外の中間処理施設からの搬入量の合計である。

「最終処分量」は、直接最終処分量、焼却残渣量、焼却施設以外の中間処理施設からの残渣量の合計である。

「焼却以外の中間処理量」は、粗大ごみ処理施設、ごみ堆肥化施設、ごみ飼料化施設、メタン化施設、ごみ燃料化施設、その他の資源化等を行う施設、その他の施設の合計である。

資料：「平成 21 年度一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 23 年 6 月現在、環境省ホームページ）

表 4-2-2-22 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況（平成 21 年度）

地域	し尿処理量														処理残渣搬出量	し尿処理施設からの処理量	し尿処理施設・処理後の残渣	資源化量	
	し尿						浄化槽汚泥						自家処理量						合計
	し尿処理施設	ごみ堆肥化施設	メタン化施設	下水道投入	農地還元	その他	し尿処理施設	ごみ堆肥化施設	メタン化施設	下水道投入	農地還元	その他	し尿	浄化槽汚泥					
(k l)						(k l)						(k l)		(t)					
上野原市	1,343	0	0	0	0	0	7,875	0	0	0	0	0	0	0	9,218	50	500	50	0
道志村	89	0	0	0	0	0	1,265	0	0	0	0	0	0	0	1,354	59	59	0	0
大月市	220	0	0	0	0	0	11,455	0	0	0	0	0	0	0	11,675	609	609	26	0
都留市	488	0	0	0	0	0	11,710	0	0	0	0	0	0	0	12,198	636	636	27	0
笛吹市	1,587	0	0	0	0	0	8,872	0	0	0	0	0	0	0	10,459	452	471	4	0
甲府市	660	0	0	0	0	0	5,872	0	0	0	0	0	0	0	6,532	44	44	5	57
中央市	141	0	0	0	0	0	5,637	0	0	0	2,067	0	0	0	7,845	96	96	0	3
昭和町	41	0	0	0	0	0	2,049	0	0	0	0	0	0	0	2,090	33	33	0	0
南アルプス市	1,009	0	0	0	0	0	17,372	0	0	0	0	0	0	0	18,381	131	507	0	0
富士川町	527	0	0	0	0	0	2,074	0	0	0	0	0	0	0	2,601	0	87	0	0
早川町	306	0	0	0	0	0	714	0	0	0	0	0	0	0	1,020	41	41	0	0

注1. 「処理残渣搬出量」は、し尿処理施設、ごみ堆肥化施設、メタン化施設の合計である。

「し尿処理施設からの処理量」は、し尿処理施設内の焼却、し尿処理施設内の堆肥化・メタン化発酵等、ごみ焼却施設、ごみ堆肥化施設、メタン化施設、下水道処理施設、農地還元等の再生利用、直接埋立、その他の搬出処理の合計である。

「し尿処理施設・処理後の残渣」は、し尿処理施設内の焼却、し尿処理施設内の堆肥化・メタン化発酵等、ごみ焼却施設、ごみ堆肥化施設、メタン化施設の合計である。

「資源化量」は、し尿処理施設、ごみ堆肥化施設、メタン化施設の合計である。

資料：「平成 21 年度一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 23 年 6 月現在、環境省ホームページ）

イ. 産業廃棄物処理の状況

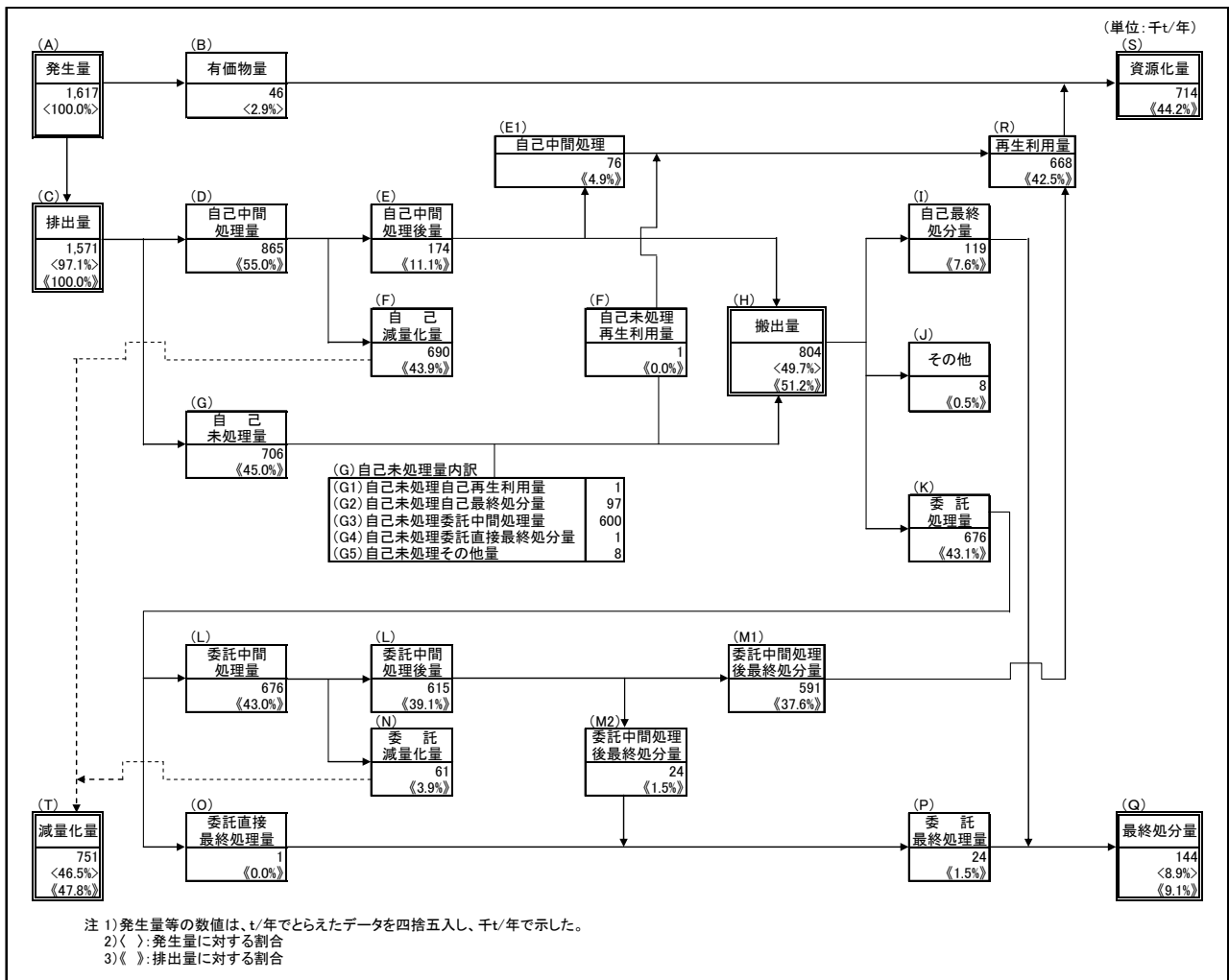
「山梨県廃棄物総合計画」（平成 18 年 2 月、山梨県）によると、県内の産業廃棄物の最終処分量実績（平成 15 年度）と目標値（平成 22 年度）は、表 4-2-2-23 に示すとおりである。

山梨県内の産業廃棄物処理状況は図 4-2-2-1 に示すとおりであり、発生量 1,617 千 t/年のうち 2.9%にあたる 46 千 t/年が有価物として再利用され、残りの 97.1%にあたる 1,571 千 t/年が産業廃棄物として排出されている。排出量 1,571 千 t/年は、一部が自己中間処理され、再生利用や減量化が行われている。この自己中間処理後の残さの量と自己未処理量を合わせたものを搬出量としているが、これはさらに自己最終処分又は委託処理されている。委託処理では、中間処理による減量化や再生利用又は最終処分が行われている。この結果、発生量の 44.2%にあたる 714 千 t/年が資源化され、46.5%にあたる 751 千 t/年が減量化され、8.9%の 144 千 t/年が最終処分されている。

表 4-2-2-23 県内の産業廃棄物の最終処分量及び目標値

実績（年度）	目標値（年度）
247（平成 15 年度）	161（平成 22 年度）

資料：「山梨県廃棄物総合計画」（平成 18 年 2 月、山梨県）



資料：「平成 22 年度版 やまなしの環境 2010」（平成 23 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

図 4-2-2-1 産業廃棄物の処理状況（平成 20 年度）

(4) 温室効果ガスの排出状況

「山梨県地球温暖化対策実行計画」（平成 21 年 3 月、山梨県）によると、県内の温室効果ガスの排出量は、表 4-2-2-24 に示すとおりである。

表 4-2-2-24 県内の温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量
(単位：千 t)

実績（年度）	目標値（年度）
6,867（平成 17 年度）	5,432（平成 32 年度）

資料：「山梨県地球温暖化対策実行計画」（平成 21 年 3 月、山梨県）